令和4(2022)年度 証券取引等監視委員会の活動状況

令和5(2023)年6月 証券取引等監視委員会



令和4(2022)年度^{*} 証券取引等監視委員会の活動状況 主なポイント

令和5(2023)年6月 証券取引等監視委員会



令和4(2022)年度の活動概要(1)

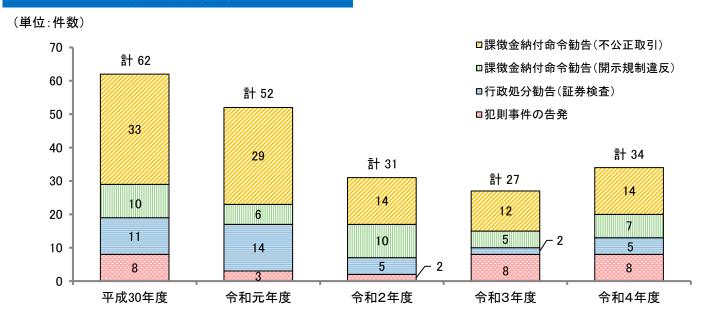
情報受付件数

- ▶ 情報提供窓口等を通じて6,713件の情報を受け付けるなど、市場全体について幅広い情報収集を行い、こうした情報等をもとに、不公正取引の疑いのある取引等について1,065件の審査を実施した。
- ▶ 金融商品取引業者等に対するリスクベースアプローチに基づく検査を行った結果、5件の 行政処分勧告に至った。
- 不公正取引(課徴金納付命令勧告14件)や開示規制違反(同7件)へ迅速に対応しつつ、 重大・悪質事案への厳正な対応(告発8件)を行った。
- ▶ 令和4(2022)年12月に第11期が発足し、新体制の下、当期における「中期活動方針」を 策定した。



※ 情報提供窓口等から得られた情報など様々な情報をもとに証券会社や金融商品取引所等から注文データ等を入手し、それを もとに不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

勧告•告発件数



中期活動方針(第11期)

証券取引等監視委員会 中期活動方針 (第11期:2023年~2025年)

~時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために~ ※令和5(2023)年1月27日策定

証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

網羅的な市場監視に 向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な 把握・分析
- (3) 国際連携の強化

||. 効果的・効率的な 調査·検査

- (4) リスクベースアプローチ に基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反 への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等 による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積 極的な取組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に 対する対応力強化

Ⅲ. 市場規律強化に向けた 実効的な取組み

- (9)情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携 強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 財務局との協働・連携の推進

職員の戦略的な育成・活用等

金商業者等に対する証券モニタリング(行政処分勧告)

- ▶ 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
 - 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- ▶ リスクアセスメントに応じた検査を実施
 - 59件着手、5件の行政処分勧告

2

- > 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
 - 「留意すべき事項(問題は顕在化していないものの改善が必要な事項)」を検査終了通知書に記載し、 問題意識をモニタリング先と共有

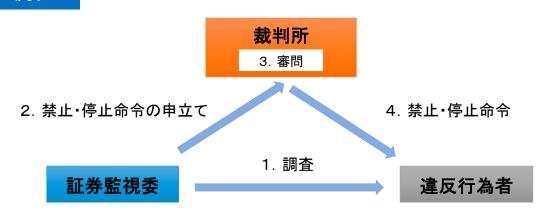
主な勧告事案(証券検査)

業者名	勧告日	概要
SMBC日興証券㈱ (第一種金融商品 取引業)	R4.9.28	 【上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為】 ・ 当社は、「ブロックオファー」取引(以下「BO」という。)において、10銘柄の上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に一連の買付け及びその申込を行った。 【売買審査態勢の不備】 ・ 上記の一連の取引が売買審査の対象となっておらず、売買審査の態勢に不備があった。 【BOに係る業務運営態勢の不備】 ・ 当社は、BOの買い手顧客に対し、BOの執行日が推知可能な内容の説明を行うなど、買い手顧客に対し、BOの執行日が推知可能な内容の説明を行うなど、買い手顧客による空売りを誘発するような不適切な顧客勧誘を行っていた。 ・ また、BO導入時より買い手顧客による空売りがBO銘柄の価格形成を歪める懸念を有していたにもかかわらず、適切な議論がないままBO業務を開始するなど、不適切な業務運営を行っていた。 【銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況】 ・ 当社は、複数の法人顧客が当社と当社の親法人等である銀行との間で当該法人顧客に関する非公開情報の共有停止を求めていること等を認識しながら、当該銀行との間で当該非公開情報の受領及び伝達を行い、受領した情報を当社内で共有するなどしていた。
(株)エスコンアセット マネジメント (投資運用業)	R4.6.17	 【投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況】 当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、親会社等の利害関係者の不動産を当該親会社の売却希望価格で当該投資法人に取得させるため、不動産鑑定業者に対し、鑑定評価額を引き上げるための不適切な働きかけを行っていた。 また、複数の不動産鑑定業者から不動産鑑定評価に係る概算額を聴取し、そのうち最も高い概算額を提示した不動産鑑定業者の鑑定報酬額が最も廉価になるよう当該不動産鑑定業者と交渉していた。

2 金商業者等に対する証券モニタリング (無登録業者等)

- ▶ 金商法違反行為に対する裁判所への禁止·停止命令発出の申立て
 - 投資者被害拡大防止のため、無登録業者等による金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止 命令発出を求める申立てを実施
- > 関係機関との連携強化
 - 金融庁関連部局、各財務局、捜査当局及び消費者庁等との連携を強化

申立ての流れ



申立て事案

被申立人	申立日	概要
(株)Thousand Ventures (サウザンドベンチャーズ社) 他1名	R4.6.28 (東京地裁)	・ 被申立人は、被申立人が主催するマネースクールの会員に対し、無登録で、ファンドの募集等の取扱い、店頭デリバティブ取引の媒介及び他社の社債の募集等の取扱いを業として行い(無登録営業)、少なくとも延べ約1,100名の一般投資家から約17億円を集めていたほか、自社の社債の発行に際し、有価証券届出書の提出をせずに社債の取得勧誘(募集)を行っていた。
Mt.light (MTL) の代表者1名	R4.12.9 (東京地裁)	・ 被申立人は、マレーシアのラブアン島に所在するOS-Laugh Marketing Ltd.をしてMt.light(MTL)と称して日本国内の一般 投資家に対し、無登録で、外国為替証拠金取引(店頭デリバティブ取引)の提供を業として行い(無登録営業)、少なくとも延べ1,950名の一般投資家から85億円超を集めていた。

不公正取引の調査 (課徴金勧告)

▶ 内部者取引規制違反

・ 勧告件数は8件

3

- 金融機関の職員が職務上知った情報を悪用し、内部者取引及び取引推奨を行った事案を勧告
- 情報伝達規制違反を1件、取引推奨規制違反を3件勧告
- 公開買付け等事実を重要事実とする勧告件数が多い

▶ 相場操縦規制違反

- 勧告件数は6件(うち、クロスボーダー事案は1件)
- 他人名義を含む複数の証券口座を使用し、買い板を厚くして下値を支えながら株価引上げを伴う対 当売買を繰り返し行うことで第三者の取引を誘引したり、国債先物オプション取引においてオプショ ンの原資産である長期国債先物の売買で見せ玉を行うなど、相場操縦の手口は複雑化・巧妙化

主な勧告事案(不公正取引)

事案概要	勧告日 課徴金額	特徵
【相場操縦規制違反】 (概要) 個人投資家が、上場企業の株式について、株 価引上げと対当売買を繰り返すなどにより相場 操縦を行った。	R4.6.28 415万円	• 自己名義3口座及び親族名義1口座を用いて取引。
【内部者取引規制及び取引推奨規制違反】 (概要) 金融機関の職員が、職務に関し重要事実等を 知り、公表前に買い付けるとともに、利益を得 させる目的をもって親族に買付けを推奨した。	R4.9.2 163万円	・金融機関の職員による違反行為。・他人名義の証券口座で取引。・内部者取引規制違反及び取引推奨規制違反で勧告。
【取引推奨規制違反】 (概要) 上場会社の社員が、職務に関し公開買付け等 事実を知り、利益を得させる目的をもって知人 に買付けを推奨した。	R4.9.9 21万円	• 社内規程に取引推奨規制が記載されておらず、社内研修等においても周知されていなかった。
【相場操縦規制違反】 (概要) 海外法人が、長期国債先物取引で見せ玉を用いて相場操縦を行った。	R4.6.21 4,285万円	• 高速取引業者のトレーダーが約定させる 意図のない多数の注文を手動で発注。

開示規制違反の検査 (課徴金勧告)

- ▶ 開示規制違反の勧告件数は7件
- ▶ 以下のような事案について勧告を実施
 - 関連当事者との取引に関する注記を記載しなかった事案
 - 連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上等の不適正な会計処理が行われた事案
 - 重要事象等[※] が存在するにもかかわらず、そのことを記載しなかった事案
- ▶ 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原因等について議論し、問題意識を共有

主な勧告事案(開示規制違反)

事案概要	勧告日 課徴金額	不正な会計処理の背景・原因
【有価証券報告書等の虚偽記載等】 (概要) ・売上の前倒し計上及び売上の架空計上等 ・当社の実質的な主要株主であり役員に準 ずる者が議決権の過半数を所有している 会社との取引を、「関連当事者との取引」 として注記を不記載	R4.4.26 4,605万円	・ 太陽光発電事業が聖域化していた。・ 重要な業務執行について、取締役会決議を 経ることなく行われる等、取締役会決議が 軽視されていた。
【有価証券報告書等の虚偽記載等】 (概要) ・連結範囲に含めるべき海外子会社に対す る売上の過大計上等 ・重要事象等*が存在するにもかかわらず、 その旨及びその具体的な内容を不記載 ・上記の不適正な会計処理及び重要事象 等の不記載を訂正するにあたり、貸借対 照表と損益計算書が整合していないなど、 多くの虚偽記載のある訂正報告書等を 作成	R4.12.9 2億573万円	 当社元会長の非現実的な売上予算の策定に固執した経営姿勢が、部下である役職員へ売上予算達成への強いプレッシャーになった。 重要事象等の記載を解消したいという強い動機を背景とし、当社元会長自らが意思決定機関を実質的に支配している会社を利用して売上を計上するなどして営業黒字化を達成した。 当社内に訂正報告書を作成できる能力等を有する人材がおらず、十分に検証しないまま、多くの虚偽記載のある訂正報告書等を提出した。

犯則事件の調査 (告発)

- ▶ 犯則事件の告発件数は8件
 - 内部者取引事件7件、相場操縱事件1件
- ▶ 公正・透明な市場の実現に向け、犯則調査の権限を適切に行使し、重大で悪質な不公 正取引等に厳正に対応

主な告発事案

事件	告発日	概要
SMBC 日 興 証 券 ㈱による相場操 縦事件	R4.4.12	• 犯則嫌疑者らは、犯則嫌疑法人(金商業者)が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 ※ R4.3.23 関連事件を告発。
ソフトブレーン(株) 株券に係る内部 者取引事件	R4.6.3	上場会社の内部監査室長を務めていた犯則嫌疑者Aは、同社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し知り、同事実の公表前に、犯則嫌疑者B及び犯則嫌疑者Dに対し、利益を得させる目的をもって、同事実を伝達し、伝達を受けた同人らが、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。また、Aは、犯則嫌疑者C及びDそれぞれと共謀の上、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。
(株)Aiming 株 券 に 係る内部者取引 事件	R4.12.6	 犯則嫌疑者A及び犯則嫌疑者Cは、上場会社が他社と共同で進めていた 新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどの投 資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を、それぞれの職務に 関して知り、同重要事実等の公表前に同社株券を買い付けた。また、Aは、 利益を得させる目的をもって、その公表前に、犯則嫌疑者Bに対し、同重 要事実等を伝達し、伝達を受けたBが、その公表前に同社株券を買い付けた。 ※ 犯則嫌疑者A及び犯則嫌疑者Bの事件と犯則嫌疑者Cの事件について、 それぞれ告発。 ※ R4.12.26 関連事件を告発。
総合メディカル ホールディングス (株)株券及び(株)ス ペースバリュー ホールディングス 株券に係る内部 者取引事件	R5.3.3	• プライベート・エクイティ(PE)ファンドの運営会社に勤務していた元従業員である犯則嫌疑者は、上場会社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関して知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。

6 市場監視を支えるインフラの整備(デジタル技術、人材の活用)

- ▶ デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化の推進
 - (例) 金融機関に対する預貯金照会サービス利用開始準備(令和5年4月契約) ※
- ▶ 市場監視の土台となるシステム等の機能強化
- ▶ デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化
- > OJTを通じた職員の専門性向上や高い専門的知識を有する人材の登用
 - ※ 約100の金融機関が参加(令和5(2023)年3月時点)。照会・回答業務のデジタル化を通じて、金融機関・証券監視委 双方の業務負荷を軽減。

市場監視を支えるインフラの整備



外部専門家の活躍

(単位:人)

	令和4年4月時点	令和5年4月時点
弁護士	9	10
公認会計士	19	18
不動産鑑定士	1	2
情報処理技術者	6	7
金融実務経験者	13	14
合計	48	51

市場規律強化に向けた取組み

- ▶ 多様なチャネルを通じた情報発信
 - ウェブサイトや講演、寄稿など多様なチャネルを通じて、勧告事案等の意義や問題点等を発信
 - 違反行為等の再発防止・未然防止に向け、事例集やコラム(年次公表)を通じた注意喚起を実施
- ▶ 市場環境整備への積極的な貢献 → 下記建議の実施
- > 自主規制機関等との連携
 - 売買審査等で日常的に連携したほか、定期的な意見交換により相互の問題意識を適時に共有
- ▶ 証券会社における売買管理に関する要請
 - 証券会社に対し、自社の売買管理態勢を自主点検し、売買管理の実効性を高めるよう要請
- ▶ 海外当局との連携
 - 証券監督者国際機構(IOSCO)において、証券規制の課題等の議論に積極的に参加したほか、 IOSCO MMoU[※]に基づく情報交換により、クロスボーダー取引による違反行為に対して迅速な法執 行を実施
 - 海外当局職員への研修の実施等により、当局間ネットワークの強化や問題意識を共有
 ※ IOSCO MMoU : IOSCOが策定する協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書

建議の実施

案件名 概要

合同会社による社員権の 取得勧誘について (建議日:R4.6.21) 近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員(使用人)を通じて、多数の投資家に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられていた。そうした状況に鑑み、合同会社の業務執行社員以外の者(従業員や使用人)による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講じるよう建議を実施。

Twitterを活用した情報発信

証券取引等監視委員会



@SESC_JAPAN



MMoUに基づく情報交換件数の推移

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
海外当局からの 情報受領件数	64	64	76
海外当局への 情報提供依頼	32	22	20
海外当局からの 自発的情報提供	32	42	56
海外当局への 情報提供件数	9	8	4
海外当局からの 情報提供依頼	7	6	1
海外当局への 自発的情報提供	2	2	3

- (※1) 当局による適格性審査のための照会 (許認可等を申請する金融機関や現地法 人において重要な役職に就任する人物に関するもの) に係る情報提供は件数 に含まない。
- (※2) 今後、集計方法を変更した場合や、情報交換内容を精査した結果によっては、 件数の変更があり得る。

組織概要



(国会同意人事)

証券取引等 監視委員会 委員長 委員2名

調查•検査

金融商品 取引業者等 (業法違反)

上場企業等

(ディスクロージャー違反)

一般投資家等

(内部者取引・相場操縦等)

法令違反等が認められた場合

勧告

建議

告発

重大・悪質な事案

金融庁

検察官

北海道財務局

東北財務局

関東財務局

北陸財務局

東海財務局

近畿財務局

中国財務局

四国財務局

九州財務局

福岡財務支局

沖縄総合事務局

委員長及び委員



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、(独)国 民生活センター理事を経て、令和元年12 月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

広島高等検察庁検事長、福岡高等検察庁 検事長を経て、令和4年12月より現職。

委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大学大学 院会計プロフェッション研究科教授を経て、 令和4年12月より現職。

令和4 (2022) 年度 証券取引等監視委員会の活動状況

令和5 (2023) 年6月

証券取引等監視委員会

目次

はじめに 1
本編(令和4(2022)年度の活動実績) 7
1 取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析・・・・・・・・・ 8 2 金商業者等に対する証券モニタリング(行政処分勧告等)・・・・・・ 13 3 不公正取引の調査(課徴金勧告)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監視委員
1. «上場会社へのメッセージ①»
見抜かれるMBO····································
 2. «投資者へのメッセージ①» 無登録で投資商品の勧誘等を行う者にご用心!
それを使った取引推奨行為は違反です! ~
4. 《市場参加者へのメッセージ》デリバティブ取引にも監視の目を光らせています・・・・・・・・・・315. 《上場会社へのメッセージ②》内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか?・・・・・・・・・・37
6. 《投資者へのメッセージ②》 大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか? ······ 38

掲載図表

本編		
図 1-1	情報受付件数	8
図 1-2	取引審査の実施件数	9
図 1-3	情報活用の流れ	0
図2-1	証券モニタリング対象業者数の推移	4
図2-2	令和4事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント・・・・・・・1	5
図3-1	内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移 2	25
図3-2	内部者取引を行った違反行為者の属性 2	25
図3-3	重要事実等別の構成割合	26
図6-1	外部専門家の活躍4	ł5
図 8-1	MMoU に基づく情報交換件数の推移	19

設 置 法	金融庁設置法(平成 10 年法律第 130 号)
金商法	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
証 取 法	証券取引法(昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「金融商品取引法」に改題)
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号)
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法 律第 198 号)
S P C 法	資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律 第 75 号)
景 品 表 示 法	不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
金 サ 法	金融サービスの提供に関する法律(平成 12 年法律 第 101 号)
金商法施行令	金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)
金 サ 法 施 行 令	金融サービスの提供に関する法律施行令(平成 12 年政令第 484 号)
金商業等府令	金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内 閣府令第 52 号)
財務諸表等規則	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規 則(昭和38年大蔵省令第59号)
連結財務諸表規則	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する 規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)

はじめに

はじめに

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、金融庁に設置された、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関です。証券監視委は、的確・適切な市場監視による市場の公正性・透明性の確保と投資者保護を図り、資本市場の健全な発展に貢献するとともに、国民経済の持続的な成長に寄与することを使命とし、今般、第11期(令和4(2022)年12月~令和7(2025)年12月)の発足に至りました。

証券監視委の設置以降、課徴金制度の導入(平成17(2005)年)や証券検査権限の拡大 (平成19(2007)年)など、市場監視権限の充実・強化が図られ、組織体制も当初の2課から6 課へと拡充・整備されました。こうした変遷を経る中で、市場監視権限を積極的に活用し、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に努めてきました。

主な実績

令和4(2022)年度においては、自主規制機関や海外当局等の関係機関とも連携しつつ、国内外の様々な市場に関する幅広い情報を収集し、不公正取引のリスクや開示上の問題点等について調査分析を行うなど、市場における新たな動向や課題の多面的な分析を行いました。

また、リスクベースで証券検査先を選定し、顧客本位の業務運営の定着状況等を検証するとともに、課徴金調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明しました。加えて、違反行為のうち重大・悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応しました。こうした取組みを通じて、上場株式の相場を安定させる目的をもって違法に買付け等を行った証券会社に対し行政処分勧告を行ったほか、プライベート・エクイティファンドの関係者による内部者取引事件の告発等を行いました。なお、再発防止・未然防止の観点から、課徴金事例集の公表等を通じた情報発信にも努めました。

今後の課題

近年、デジタル化や国際化の進展等により市場の動きは速く大きなものとなっており、市場の仕組みや法制度も変化を重ねています。加えて、今後新たな環境変化が生じる可能性もあります。したがって証券監視委が、信頼される公正・透明な市場のために活動していく上で、こうした変化や未経験の事象にも的確に対処していく力を備えていく、すなわち「市場監視の専門機関」と呼ばれるにふさわしい力を持ち、その力を発揮していくことが重要であると考えております。

こうした考えの下、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用してまいります。令和5(2023)年1月に策定した「中期活動方針(第11期:2023年~2025年)」では、「I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」をもとに、「II. 効果的・効率的な調査・検査」を実施し、その結果を踏まえ、「II. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」

を行うことで、違反・不適切な行為の抑制に貢献していくという市場監視の好循環の実現を目指していくことを掲げ、また、その礎として、デジタル対応や人材育成といった「市場監視の専門機関としての能力向上」に取り組んでいくこととしております。

証券監視委としては、これまで蓄積してきた市場監視に関する技法・経験や国内外の関係機関との連携等の取組みを踏まえ、新たな創意工夫も重ねつつ、事象の本質を見極める力を磨いていくとともに、虚心坦懐に広い視野を持ち、市場監視業務に取り組むことで、皆様方の信頼に応えてまいります。

本年次公表は、設置法第22条の規定に基づき、令和4(2022)年度の証券監視委の活動状況を取りまとめたものであり、幅広い方々に読まれることにより、証券監視委の活動や問題意識に対する理解が深まり、信頼される公正・透明な市場確保のための一助となれば幸いです。

令和5(2023)年6月 証券取引等監視委員会委員長 中原 亮一

証券監視委の軌跡

平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
3年		一連の証券・金融不祥事
4年	大蔵省に証券監視委を設立	
5年		刑事告発 日本ユニシス㈱株券に係る相場操縦 等(証券監視委の第1号告発案件)
10 年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
13 年	金融監督庁が金融庁へ再編(現在に至る)	中央省庁等改革
17 年	課 徴金制度の導入 調査権限が証券監視委に委任 開示検査権限が証券監視委に委任 証券会社等の検査権限追加 (財務の健全性等に関する検査、 投資顧問業者等の検査)	刑事告発 カネボウ㈱に係る有価証券報告書の 虚偽記載
18 年	5課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示 検査課、特別調査課) いわゆる「見せ玉」による相場操縦に対する課徴金調査の権限 追加、犯則調査の権限拡大	刑事告発 はライブドアマーケティング株券に係る風説の流布、偽計 刑事告発 (株)ニッポン放送株券に係る内部者取引
19 年	ファンド等に対する検査権限追加	金商法の全面施行
20 年	四半期報告書・内部統制報告書等に関する開示検査権限、四半期報告書に関する課徴金調査権限追加 ① 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出等に関する開示検査権限追加 ② 仮装・馴合売買等による相場操縦に関する課徴金調査権限追加 ③ 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	
22 年	信用格付業者等に対する検査権限追加	
23 年	グループ会社等に対する検査権限追加(連結規制導入) 6課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査 課、開示検査課、特別調査課) 国際取引等調査室を設置	
24 年	取引情報蓄積機関に対する検査権限追加	刑事告発、課徴金勧告 オリンパス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告、刑事告発 AIJ 投資顧問(年金基金)
25 年	虚偽開示書類の提出に加担する外部協力者に対する開示検査、金商業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引に対する課徴金調査、課徴金調査における違反行為者等への出頭命令の権限追加	処分勧告 MRI INTERNATIONAL(米国の診療 報酬債権ファンド)
26 年	情報伝達・取引推奨行為に対する内部者取引規制導入、課徴 金調査及び犯則調査の権限追加 商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者に対する検 査権限追加	
27 年	情報解析室を設置 特定金融指標算出者に対する検査権限追加	刑事告発 新日本理化㈱株券等に係る相場操 縦、風説の流布、偽計、大量保有報告書不提出 課徴金勧告 ㈱東芝に係る有価証券報告書等 の虚偽記載
28 年	市場モニタリング室を設置 訟務室を設置	処分勧告 アーツ証券(レセプト債)
29 年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計(レセプト 債)、(株)ストリーム株券に係る相場操縦
30 年	高速取引行為者に対する検査権限追加	刑事告発 書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 株による長期国債先物に係る相場操縦

令和	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
元年		課徴金勧告 日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載
2年	IT 戦略室を設置 暗号資産デリバティブ取引や電子記録移転権利を取り扱う金商 業者に対する検査権限追加	刑事告発 はドンキホーテホールディングス株券 に係る取引推奨
3年	有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等の検査権 限追加	刑事告発 SMBC 日興証券㈱による相場操縦
4年	国際証券検査室を設置	処分勧告 SMBC 日興証券㈱(相場操縦ほか) 刑事告発 総合メディカルホールディングス㈱株券及び㈱スペースバリューホールディングス株券に係る内部者取引

本編

令和4(2022)年度の活動実績

3 節

5節

第

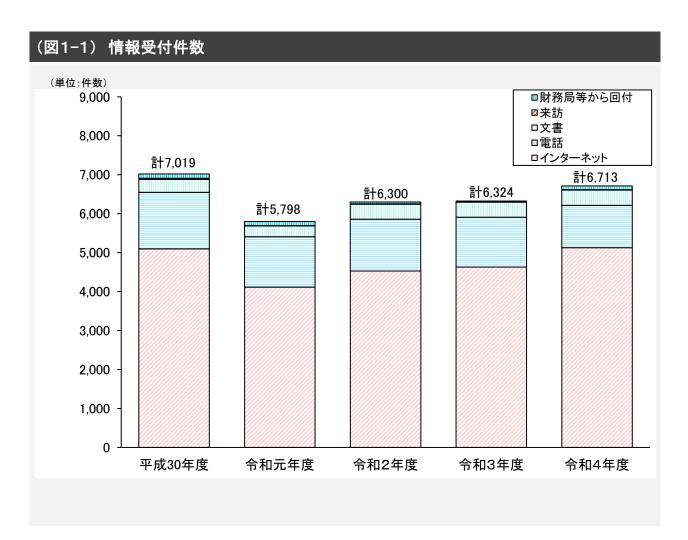
1 取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析

1. 市場分析審査の目的

市場分析審査は、証券監視委における網羅的な市場監視を実現するため、市場を取り巻く状況の環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、発行市場・流通市場等の市場全体に目を向けて幅広く情報を収集・分析し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することなどを使命としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。

そのため、情報提供窓口を開設して一般投資家や市場関係者等からの情報の提供を広く受け付けているほか、自主規制機関等と連携しながら市場に関する様々な情報を幅広く収集している。それらの情報をもとに、市場環境や市場動向等の変化などの分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された場合には、その情報を証券監視委内の担当部署に送付している。

これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び関係部署との連携により、効果的な市場監視を行っている。



第2節

節

第6

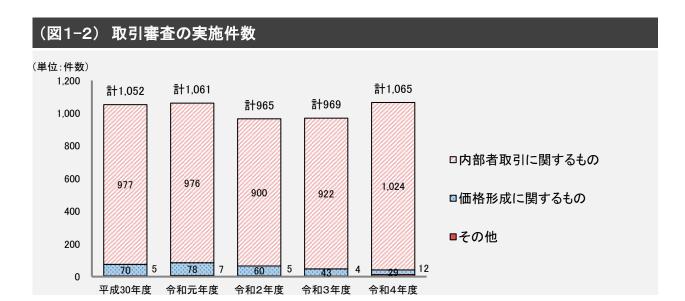
2. 取引審査の実施状況

令和4(2022)年度における取引審査の実施件数は、1,065件である。

審査類型別の内訳では、内部者取引1,024件、価格形成29件、その他(偽計・風説の流布等) 12件である。

また、高速取引行為者による取引については、高速取引行為者による発注・約定の状況等の 分析を行うなどして、取引の実態把握に取り組むとともに、自主規制機関と連携するなどして、不 公正取引の疑いのある取引について審査を行った。

なお、証券会社では、売買審査の結果を踏まえ不公正取引の懸念が払しょくできない顧客に対し所要の措置(注意喚起、新規取引停止措置等)を実施しているが、証券監視委において当該対応状況を調査したところ、新規取引停止措置の水準が各社で大きく異なる状況にあった。このため、日本証券業協会との意見交換会(令和5(2023)年1月)において、新規取引停止措置をはじめ自社の売買管理態勢を自主点検し、売買管理の実効性を高めるよう要請した。



3. 市場モニタリングの概要

証券監視委は、網羅的な市場監視を実現するため、市場分析審査課市場モニタリング室において、市場に関する幅広い情報の収集・分析を行っている。

(1) 情報受付・公益通報の状況

① 情報収集への取組み

令和4(2022)年度の情報受付件数は6,713件となった(情報の受付状況の詳細については、附属資料3-2-2及び3-2-3参照)。

節

5節

一般投資家等からの情報は、市場における生の声であり、調査・検査に向けての端緒となる。証券監視委では、できるだけ多くの方から有用な情報が多数寄せられることが重要であると考えている。

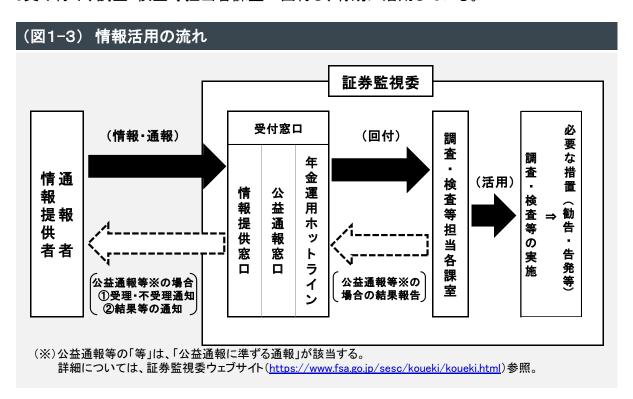
このため、令和4(2022)年度においては、証券監視委の情報提供窓口の認知度向上とより有用な情報の取得を目的として、インターネット検索サイトにおいて、リスティング広告を実施し、インターネット利用者が一定のキーワードで検索を実施した際に、「情報提供窓口」の広告を表示させることにより、広く一般に情報提供の呼びかけを行った。

公益通報については、専用の窓口である「公益通報窓口」において、事前相談や受理審査などの対応を行っており、令和4(2022)年度における公益通報の受理件数は10件であった。

② 情報の受付・活用

(図1-3)のとおり、提供いただいた情報・通報は、情報内容を確認した上で証券監視委内の調査・検査等担当各課室へ回付し、有効に活用している¹。

また、公益通報の要件に該当しない通報についても、「情報提供窓口」への情報提供として受け付け、調査・検査等担当各課室へ回付し、有効に活用している。



(2) 市場動向分析

[「]受付窓口は、提供いただく情報の内容に応じて3つ(「情報提供窓口」、「公益通報窓口」及び「年金運用ホットライン」)に区分されている。それぞれの窓口で受け付ける内容や情報提供方法については、附属資料4を参照。

節

証券監視委では、いわゆる「不公正ファイナンス」²事案に対し、投資者や証券会社などの市場関係者からの情報を活用するとともに、財務局等の証券取引等監視官、証券監査官や、金融商品取引所と緊密に連携し、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、監視を強化してきた。引き続き、複雑なファイナンススキームや海外ファンドへの増資の割当などの方法を使うことにより、不公正取引を行おうとする事例が見られるため、注視が必要である。

4. 今後の課題

(1) 有用情報の収集に向けた更なる取組み

証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集するとともに、市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用する必要がある。

そこで、一般投資家等からこれまで以上に有用な情報が多数得られるように、引き続き「情報提供窓口」に係る広報を推進するとともに、情報提供窓口の環境整備や利便性向上策を検討していく。また、提供された情報に関して、情報提供者がより有用性の高い資料等を所持していると見込まれる場合には、追加的な資料提供を働きかけるなど、積極的な情報収集にも取り組んでいく。

(2) デジタル化の推進を通じた審査の効率化・高度化

近年、デジタル化の飛躍的な進展により、アルゴリズムを用いた高速取引が普及し、市場参加者全体に大きな影響を及ぼしている。こうした市場環境の変化に適切に対応し、市場監視の空白を作らないためには、膨大なデータをより効率的かつ効果的に収集・検索する仕組みを構築し、そのデータを迅速に確認・分析するなど、取引審査等におけるデジタル化の推進を図る必要がある。

今後も、更なるデジタル化の推進や分析システムの高度化を進めつつ、審査の効率化・高度化に取り組んでいく。

² 上場企業が、見せ金による架空増資や不動産を過大評価した現物出資などにより資金を調達したり、調達した資金を不正に社外に流出させたりするなど、証券の発行過程及び流通市場における複数の不適切な行為を要素として構成される不公正取引のこと。

5

節



見抜かれるMBO

≪上場会社へのメッセージ(1)≫

証券監視委では HP に以下のような注意喚起を掲載しております。

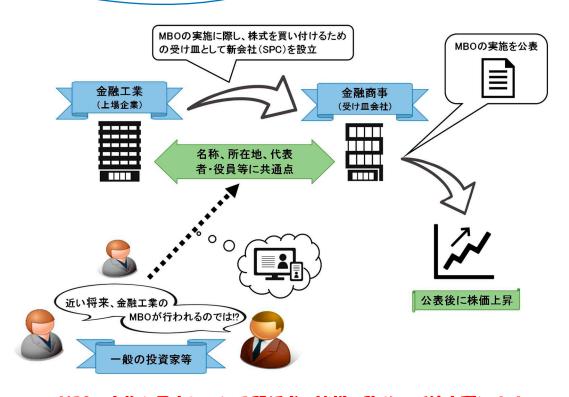
令和4年10月7日 証券取引等監視委員会

MBOの実施に伴い設立される新会社 (SPC) について

上場会社の経営陣等による当該上場会社株式の公開買付け(いわゆる「MBO」)においては、当該上場会社の株式を買い付けるための受け皿として、新会社(SPC)が設立される場合があります。その際に、その新会社の名称が当該上場会社との関連を容易に推測させるものであったり、所在地、代表者・役員の一部が当該上場会社と同一であったりするなどの事例が見受けられることがあります。

MBOの実施に際して新会社を設立する場合、その名称、所在地、代表者・役員等(以下「名称等」という。)は、もとより関係者の判断により決められるべきものですが、上記のように、新しく設立される会社と当該上場会社との関連性が比較的簡単に類推できてしまうと、「近い将来、当該上場会社株式のMBOが行われるのではないか」といった推測が容易になることもあり得ます。

今後、MBO実施に際して新会社を設立しようとする場合、その名称等に関しては、関係者において、上記のような事情があることも認識した上で検討・決定することができるよう、ここに注意喚起をいたします。



MB0の実施を予定している関係者の皆様、次めてご注意願います。

8

節

第6

2 金商業者等3に対する証券モニタリング(行政処分勧告等)

1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングにおいては、金商業者等の業務又は財産の状況等を的確に把握することを通じ、金商業者等の業務運営の適切性等に問題が認められた場合には、必要に応じて、証券監視委が、内閣総理大臣(金融庁長官)等に対して、行政処分等の適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講じている。

こうした措置を通じ、金商業者等が、自ら適切なガバナンスやリスク管理態勢を構築し、法令 や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促し、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。

2. 証券モニタリングの実績

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約8,200となっており、その規模や業務内容、取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることから、証券モニタリングにおいては、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」及び年次公表している「証券モニタリング基本方針」等に基づき、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている(図2-1及び図2-2参照)。

証券監視委では、平成28(2016)年7月から、全ての金商業者等を対象に、モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを行っている。

令和4(2022)年度においても、リスクアセスメントを実施してリスクベースで検査対象先を選定し、検査による実態把握を積極的に行った。検査においては、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームを検証した上で、問題が認められた場合には、根本原因の究明を行い、業務運営の適切性等について、行政処分勧告や問題点の通知などを行った。

また、財務局とは、日頃からコミュニケーションを密にし、関係する情報について、タイムリーな 共有等を図ったほか、財務局が行う検査に対して、積極的に助言や指導を行った。

³ 金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規 制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

2

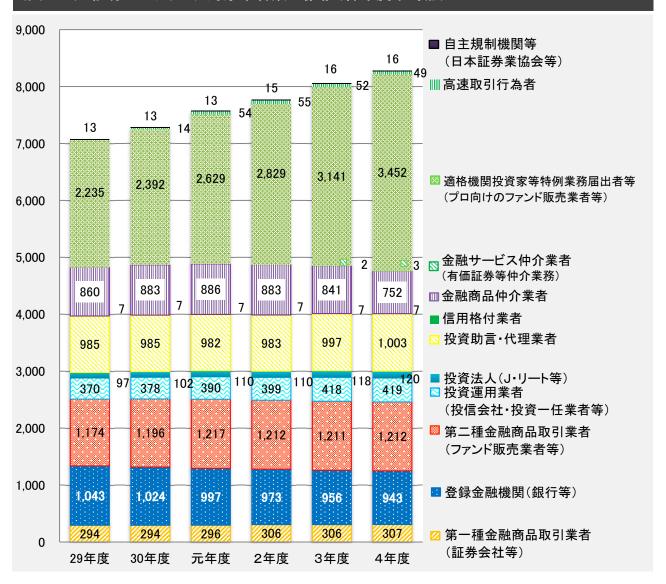
第

第

8

節

(図2-1) 証券モニタリング対象業者数の推移(各年度末時点)



(図2-2) 令和4事務年度⁴証券モニタリング基本方針のポイント

金商業者等を取り巻く環境

1. 取り巻く環境

顧客本位の業務運営の要請、デジタライゼーションの進展、サイバー攻撃事案のリスクの高まりなど

- 2. 規制の枠組み等の変更
 - ① 銀証ファイアーウォール規制の見直し
 - ② 投資信託の販売・乗換え勧誘時の説明に係る見直し
 - ③ 金商業者等の買収等に係る監督上の対応の強化
- 3. 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項
 - ・ 一種業:経済合理性のない不適切な乗換え勧誘、真に顧客ニーズを反映したとは認められない仕組債の販売状況、インターネット取引における不正出金リスクの低減効果が不十分な状況等
 - ※ 大手証券会社が相場操縦の疑いで告発
 - ・ 運用業: 年金等においてオルタナティブ資産への投資を拡大する動き、運用財産の管理状況の実態について把握していないといった善管注意義務違反等、利益相反管理態勢が不十分といった忠実義務違反
 - ・ 無登録:無登録での金商業(投資ー任契約の締結の媒介、海外集団投資スキーム持 ち分の勧誘行為)
 - ※ 合同会社による社員権の取得勧誘に係る建議を実施

業態横断的な検証事項

- 1. 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況(特に、仕組債のような複雑なリスク構造を持つ商品の販売)
- 2. デジタライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
- 3. サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタライゼーションの進展に伴うシステムリスク 管理(外部委託先管理を含む)の対応状況
- 4. AML/CFT に係る内部管理態勢の定着状況
- 5. 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発 防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

⁴ 令和4(2022)事務年度は、令和4(2022)年7月1日から令和5(2023)年6月30日までの間を指す。

節

6 節

8 節

規模・業態別の主な検証事項

規模•	業態別の王な検	訨事 垻
第一種金融商品取引業者	大手証券会社 グループ	 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施 銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等【3メガバンク証券会社】
	外国証券会社	・ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況・ 我が国金融機関等向けに販売する金融商品の販売管理態勢の整備状況
	ネット系証券会社	サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況
	準大手証券、 地域証券会社等	適合性原則への対応も含めた投資者保護の観点からの不適切な勧誘行為等主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況
	FX業者	 サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況
投資運用業者		• 運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、 利益相反管理態勢の整備状況等
投資助言•代理業者		• 顧客に誤解を生じさせる広告手法、虚偽の説明による勧誘等
第二種金商業者、 特例業務届出者、 金融商品仲介業者、 その他		 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性、貸付型ファンドの取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等【第二種金商業者、特例業務届出者】 投資勧誘等の適正性、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性【金融商品仲介業者】 業態特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリング【登録金融機関等】
無登録業者		 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表等を含めた情報発信の強化 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との積極的な連携

※各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

証券モニタリングの進め方

- 証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携し、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースで検査対象先を 選定、以下のような場合を中心に検査を実施する。
 - ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
 - ② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
 - ③ モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない 状況(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
 - ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される 状況
- 検査では、実質的に意味のある検証及び問題点の指摘に努めるほか、単に問題点を 指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明 することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。さらに、問題が顕在化してい ないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券 監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促し ていく。

関係機関との連携・検査結果の情報発信

- 各財務局等とは、モニタリングや検査の計画策定から緊密に連携し、必要に応じて合 同検査も実施。
- 自主規制機関と引き続き緊密に連携。タイムリーな情報共有により、証券モニタリング を効果的・効率的に進める。
- 金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、 改善に向けた自主的な取組みを促す。

(令和4(2022)年8月公表)

節

第

5

第 7

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者(証券会社等)について、令和4(2022)年度においては、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築状況について検証したほか、サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理(外部委託先管理を含む)の対応状況等について検証を行った。

また、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況にある先や、リスクの所在が不明確な商品を取り扱いその勧誘実態等の検証が必要な状況にある先等について、積極的に検査を行った。

その結果、令和4(2022)年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者24社のうち、問題が認められた16社に対して問題点を通知するとともに、上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行った事案など、重大な法令違反が認められた2社について、行政処分勧告を行った。

<勧告事案>

業者名	事案の概要
あい証券(株) (勧告日:R4.6.17)	同社は、実質的な営業者となって投資判断を行うなど、無登録で匿名組合型ファンドの運用を行っていた。 また、同社は、公募投資信託などの新たな金融商品の販売に際し、十分な商品審査を実施していなかったほか、顧客に対し、投資判断を行う上で重要となる情報を適時・適切に説明していないなど、極めて杜撰な経営管理態勢、内部管理態勢となっていた。
SMBC日興証券(株) (勧告日:R4.9.28)	同社は、「ブロックオファー」取引(以下「BO」という。)において、10銘柄の上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に一連の買付け及びその申込みを行った。また、上記の一連の取引が売買審査の対象となっておらず、売買審査の態勢に不備があった。 同社は、BOの買い手顧客に対し、BOの執行日が推知可能な内容の説明を行うなど、買い手顧客による空売りを誘発するような不適切な顧客勧誘を行っていた。また、BO導入時より買い手顧客による空売りがBO銘柄の価格形成を歪める懸念を有していた

にもかかわらず、適切な議論がないままBO業務を開始するなど、 不適切な業務運営を行っていた。

同社は、複数の法人顧客が同社と三井住友銀行との間での当該法人顧客に関する非公開情報の共有停止等を求めていること等を認識しながら、三井住友銀行との間で当該非公開情報の受領及び伝達を行い、受領した情報を同社内で共有するなどしていた。

(2) 投資運用業者

投資運用業者については、顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するために、運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相反管理態勢の整備 状況等について検証を行った。

その結果、令和4(2022)年度に検査が終了した7社のうち、問題が認められた5社に対して、問題点を通知するとともに、投資法人のために忠実に投資運用業務を行っていない状況が認められた1社について、行政処分勧告を行った。

<勧告事案>

業者名 事案の概要

(株)エスコンアセット マネジメント

(勧告日:R4.6.17)

同社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、 親会社等の利害関係者の不動産を当該親会社の売却希望価格 で当該投資法人に取得させるため、不動産鑑定業者に対し、鑑 定評価額を引き上げるための不適切な働きかけを行っていた。

また、同社は、複数の不動産鑑定業者から不動産鑑定評価に係る概算額を聴取し、そのうち最も高い概算額を提示した不動産鑑定業者の鑑定報酬額が最も廉価になるよう当該不動産鑑定業者と交渉していた。さらに、当該不動産鑑定業者による概算額が最も高かったことを伏せたうえで、当該不動産鑑定業者の鑑定報酬額が最も廉価であることを理由に、当該不動産鑑定業者を鑑定評価の依頼先として選定していた。

第

6 節

8

(3) 第二種金融商品取引業者

貸付型ファンドの販売業者を含む第二種金融商品取引業者については、高利回りを掲げるファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングを行うとともに、投資者等から寄せられた情報の分析を通じて、リスクが高いと考えられる業者に対して検査を実施した。

その結果、令和4(2022)年度に検査が終了した3社全てに対して、問題点を通知した。

(4) 投資助言•代理業者

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等に関しモニタリングを行い、リスクが高いと考えられる先に対して検査を実施した。

その結果、令和4(2022)年度に検査が終了した5社のうち、問題が認められた4社に対して、問題点を通知するとともに、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽のことを告げていたなど、重大な法令違反が認められた1社について、行政処分勧告を行った。

<勧告事案>

業者名事案の概要マーチャントブレイン
ズ投資顧問(株)同社は、無料で会員登録を行った見込顧客に対して配信した、メールマガジンにおいて、特別な情報を入手していないにもかかわらず特別な情報を入手しているとする記載を行うなど、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。また、同社は、見込顧客のみが閲覧できるウェブサイト上の広告において、助言を行っていない銘柄であるにもかかわらず、事実に反し、株式買付の推奨日、売却による利益確定日及び騰落率を掲載するなどの行為を行っていた。

(5) 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

無登録業者等による投資者被害拡大を防止するため、金融庁、各財務局等及び捜査当局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処した。

<申立て事案>

被申立人 申立ての概要 (申立を行った裁判所) (株)Thousand Ventures 同社らは、同社が主催するマネースクールの会員に対し、無 (サウザンドベンチャ 登録で、ファンドの募集等の取扱い、店頭デリバティブ取引の媒 ーズ社)他1名5 介及び他社の社債の募集等の取扱いを業として行い(無登録 申立日:R4.6.28 営業)、少なくとも延べ約1.100名の一般投資家から約17億円を 発令日:R4.10.6 集めていたほか、自社の社債の発行に際し、有価証券届出書 (東京地裁) の提出をせずに社債の取得勧誘(募集)を行っていた。 Mt.light (MTL) の代表 同人は、マレーシアのラブアン島に所在するOS-Laugh 者1名 Marketing Ltd.をしてMt.light(MTL)と称して日本国内の一般投 資家に対し、無登録で、外国為替証拠金取引(店頭デリバティ 申立日:R4.12.9 発令日: R5.2.28 ブ取引)の提供を業として行い(無登録営業)、少なくとも延べ (東京地裁) 1.950名の一般投資家から85億円超を集めていた。

(6) 留意すべき事項について

検査においては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、検査先に対し実効性のある再発防止策を策定させることが重要である。

そのため、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識を検査先と共有し、実効性のある内部管理態勢の構築等を促してきた。

<具体的な事例>

・ 販売会社等に対する情報提供態勢の強化について

一般投資家を対象とする公募投資信託については、金融商品・サービスの複雑さに見合った正確かつ分かりやすい情報提供が求められるところ、当社においては、情報提供にあたって、関係部署間の情報共有・連携が不十分な状況となっている。

情報提供を行うにあたり、投資者目線に立って、どのような情報をどのように伝えるかといった関係部署間の情報共有・連携を行うなど、情報提供態勢の強化を図る必要がある。

^{5「4} 開示規制違反の検査(課徴金勧告)」参照。

6

節

節

8

3. 今後の課題

(1) 証券モニタリングの強化

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約8,200となっており、その規模や業務内容等は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在しており、こうした金商業者等に対して、効果的・効率的な証券モニタリングを行う必要がある。

そのため、リスクベースで検査対象先を選定する取組みを継続するほか、必要に応じて検証項目を絞り込んだ検査を実施する等、機動的かつ積極的に検査を行うことにより、金商業者等の課題・問題点を早期に発見していくような証券モニタリングの強化を更に図っていく。

(2) フィードバックの充実

検査においては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することで、検査対象先が実効性のある再発防止策を 策定する一助となるようなフィードバックを行っていく。

また、検査の結果について、業界横断的に認められた課題やベストプラクティスなど、各金 商業者等の適切な業務運営の確保に資するようなフィードバックに取り組んでいく。



無登録で投資商品の勧誘等を行う者にご用心!

≪投資者へのメッセージ①≫

1. 無登録で投資商品の勧誘等を行う者(無登録金商業者)とは

国の登録を受けずに、以下のような行為を行うことは違法(金商法違反)です。

- ▶ 出資すれば、事業による収益によって毎月配当金が支払われるなどと勧誘し、出資契約の 締結や斡旋を行うこと
- ▶ 海外業者が販売する投資商品の取得を勧誘し、当該契約締結の斡旋を行うこと
- ▶ 株価上昇が見込まれる銘柄を教える等として、報酬を受け取って投資助言を行うこと
- ▶ 海外業者が日本居住顧客とFX取引を行うことや、FX取引を媒介すること
- ▶ 海外業者が日本居住顧客から委託を受けて資産運用を行うこと(※海外拠点での実施不可)、多数の日本居住顧客から出資を受けた組合型ファンドを運用すること等
- ⇒ これらを業として行うには、金商法に基づく国の登録が必要です。

投資者の皆様におかれましては、実際に投資する前に、当該業者の登録の有無等を金融 庁のウェブサイトで事前に確認するなどして、様々な観点から十分に検討を行うことが重要 です。なお、登録金商業者の類似商号等の使用は法令で禁止されています。

2. 無登録金商業者による投資者被害について

詐欺的事案による投資者被害や、無登録金商業者とのトラブルが多発しています。

- ※ 無登録金商業者には、金商法上の監督権限が及ばず、行政処分が行えません。
- ➤ SNS等で知り合った相手から勧められた海外業者とFX取引をしたところ、利益が出たのに 出金には税金を払う必要があるとして出金に応じてもらえず、そのうち連絡も取れなくなった。
- ▶ 付き合いのある友人から、必ず儲かる取引のノウハウが記録されているUSBメモリーを高額で購入し、勧められた海外の無登録金商業者と取引したが、多額の損失が発生した。
- ▶ 職場の同僚から、過去実績等から収益性が高く安心で、いつでも出金でき、自分も投資しているとして合同会社の社員権への投資を勧められた。途中までは希望すると出金できていたが、その後、出金できなくなった。
- ▶ 成功体験を語ったブログやSNSの投稿を見て興味を持ち、海外業者とバイナリーオプション 取引を開始したが、利益が出ているはずなのに、出金を求めても応じてもらえない。

実際は(ほとんど)事業を実施していないのに、元本や利益を保証する等と勧誘する詐欺 的業者が多く、投資者被害が多数発生しています。

他の投資者の出資金を原資として、元本や配当を支払う自転車操業を繰り返しているのに、事業・運用を実施しているように見せかけていることがあります。一度や二度の利益配当があったとしても仮装である可能性があり、注意が必要です。

3

第 5

節

第

3 不公正取引の調査(課徴金勧告)

1. 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金商法に基づく調査を行うものである。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動的な市場監視が求められる中、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、迅速かつ効率的な調査を行うこと等により、違反行為を抑止し、市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

2. 令和4(2022)年度の勧告事案概要

証券監視委においては、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引に対する調査を迅速かつ効率的に実施しており、令和4(2022)年度においては、計14件(内部者取引8件、相場操縦6件)の勧告を行った。

(1) 内部者取引

令和4(2022)年度における内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数は8件であった (図3-1参照)。

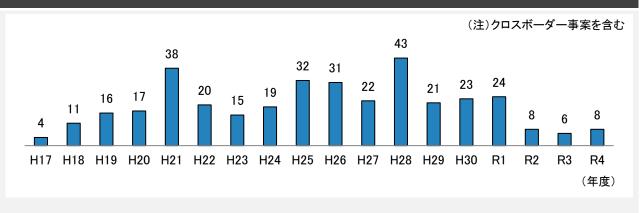
内部者取引を行った違反行為者6名の属性を見ると、会社関係者等が3名(50.0%)、会社 関係者等から重要事実等の伝達を受けた第一次情報受領者が3名(50.0%)となっている。な お、会社関係者等の3名は、上場会社の社員が1名、上場会社との契約締結交渉者の役職員 等が2名となっている。また、第一次情報受領者の3名は、情報伝達者の親族が2名、知人等 が1名となっている(図3-2参照)。

上場会社の役員自身による内部者取引や情報伝達事例は認められなかったものの、上場会社の社員からの情報伝達による内部者取引が3件認められた(うち1件は、情報伝達規制違反)。上場会社には内部者情報管理態勢の整備が求められているところ、社員による社外への職務上不要な情報伝達が内部者取引を招いている状況が認められた。

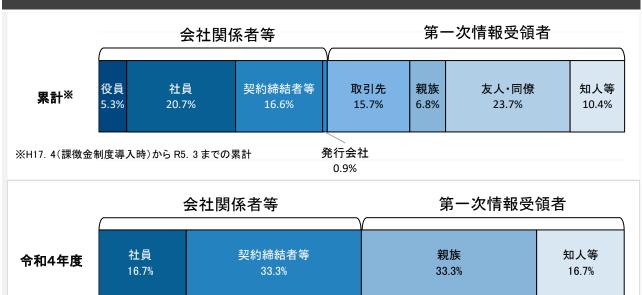
また、情報伝達規制違反が1件認められたほか、取引推奨規制違反が3件認められ、取引推奨規制違反3件のうち2件の違反行為者は、他人に推奨するだけでなく自らも内部者取引を行っていた。

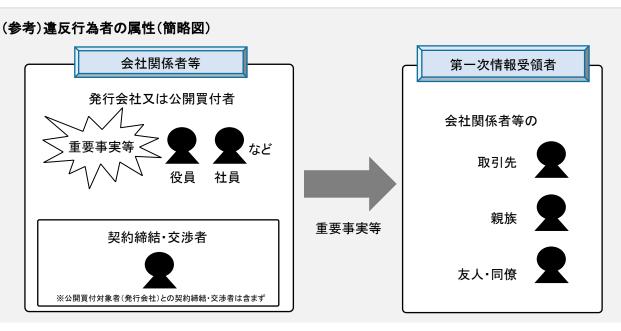
節

(図3-1) 内部者取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移









6

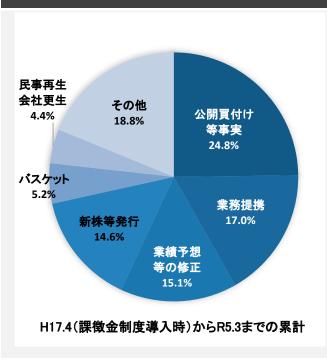
節

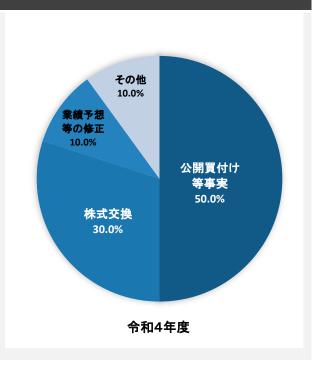
8

令和4(2022)年度の勧告件数8件における重要事実等10件(公表前の複数の重要事実等を知りながら内部者取引を行った事例があるため、勧告件数と重要事実等の数は一致しない)を分類すると、公開買付け等事実が5件(50.0%)、株式交換が3件(30.0%)、業績予想等の修正が1件(10.0%)となり、引き続き公開買付け等事実の割合が多くなっている(図3-3参照)。

一般に、公開買付け等事実など社外の様々な関係者との契約締結・交渉を伴う場合は、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要である。

(図3-3) 重要事実等別の構成割合





これらの内部者取引の調査に係る上場会社においては、内部者取引防止規程が設けられているにもかかわらず、社内における理解が十分でない上場会社や、取引推奨規制についての記載がない上場会社も依然として確認された。

<主な内部者取引事案>

事案	勧告日 課徴金額	概要•特徵
金融機関の職員が、職務に関 し重要事実等を知り、公表前 に買い付けるとともに、利益を 得させる目的をもって親族に 買付けを推奨した。	R4.9.2 163万円	・金融機関の職員による違反行為。・他人名義の証券口座で取引。・内部者取引規制違反及び取引推奨規制違反で勧告。

節

節

<主な取引推奨事案>

事案	勧告日 課徴金額	概要∙特徴
上場会社の社員が、職務に関 し公開買付け等事実を知り、 利益を得させる目的をもって 知人に買付けを推奨した。	R4.9.9 21万円	・社内規程に取引推奨規制が記載されておらず、社内研修等においても周知されていなかった。

(2) 相場操縦

令和4(2022)年度における相場操縦に関する課徴金納付命令勧告件数は6件であった。このうちクロスボーダー事案は1件であった。

近年、相場操縦の手口は複雑化・巧妙化している。令和4(2022)年度においても、他人名義を含む複数の証券口座を使用し、買い板を厚くして下値を支えながら、株価引上げを伴う対当売買を繰り返し行うことで第三者の取引を誘引したり、国債先物オプション取引においてオプションの原資産である長期国債先物の売買で見せ玉を行うなどの取引手法が見られた。

<主な相場操縦事案>

事案	勧告日 課徴金額	概要∙特徴
個人投資家が、上場企業の 株式について、株価引上げと 対当売買を繰り返すなどによ り相場操縦を行った。	R4.6.28 415万円	・自己名義3口座及び親族名義1口座を 用いて取引。

<クロスボーダー事案>

事案	勧告日 課徴金額	概要∙特徴
海外法人が長期国債先物取	R4.6.21	・高速取引業者のトレーダーが約定させ
引において見せ玉を用いて相場操縦を行った。	4,285万円	る意図のない多数の注文を手動で発 注。
場保祉を行つた。		注 。

3

5

第

7

3. 今後の課題

(1) 適切な法令適用

上場会社の社員など会社関係者等から、重要事実等の伝達や取引推奨を受けた者により取引が行われた事案が多く見られた。利益を得させる等の目的をもって重要事実等を伝達又は取引を推奨した場合は、伝達した本人自身が売買をしていなくても、情報伝達・取引推奨規制違反となる。こうした会社関係者等による情報伝達や取引推奨行為についても、適切に法令適用していく。

相場操縦事案においては、自己名義の複数の証券口座や他人名義の証券口座を用いて相場操縦を行った事案が多く見られた。証券監視委は、取引所や証券会社等市場関係者と連携して常に市場を監視しており、発覚を免れるために借名口座等が用いられたとしても、引き続き売買データ等を詳細に分析することにより、早期に問題のある取引を行った者を特定し、適切に法令適用していく。

(2) クロスボーダー取引への対応

クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対しては、証券監督者国際機構(以下「IOSCO⁶」という。)において策定された協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書(以下「MMoU⁷」という。)を活用した海外当局との連携や、海外当局との幅広い情報・意見交換等を通じ、効果的・効率的な実態解明に取り組んでいく。

(3) 情報発信の充実

市場規律強化に向けた取組みとして、勧告後の適切な情報発信[®](ウェブサイト掲載・記者への説明・「市場へのメッセージ[®]」等)、各種の講演や寄稿、課徴金事例集の公表を行っている。今後も、国内外への情報発信の充実に積極的に取り組み、勧告事案を分かりやすく伝える。また、投資者や会社関係者等へのメッセージとして、自身の内部者取引だけではなく、情報伝達・取引推奨行為も金商法違反となることについても、様々な機会を活用し情報発信する。こうした取組みにより、不公正取引の再発防止・未然防止につなげていく。

⁶ International Organization of Securities Commissions

⁷ Multilateral Memorandum of Understanding Concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information

⁸ 例えば、金融庁及び証券監視委においては、一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、「インサイダー取引規制に関するQ&A」を公表している。

⁹ 平成 31(2019)年4月から、「証券監視委メールマガジン」を「市場へのメッセージ」としてリニューアル。 https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html

2 節

第

(4) デジタルフォレンジック技術の向上

事案の全体像を正確に把握するためにも、不公正取引の調査においては、調査対象者が 保有している電子機器等のデータ保全が欠かせない。デジタル化の進展によるSNS等の情報 伝達手段の多様化やデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層 の向上に取り組んでいく。

第 7



取引推奨規制を知っていますか?

~インサイダー情報自体を伝えなくても、 それを使った取引推奨行為は違反です!~

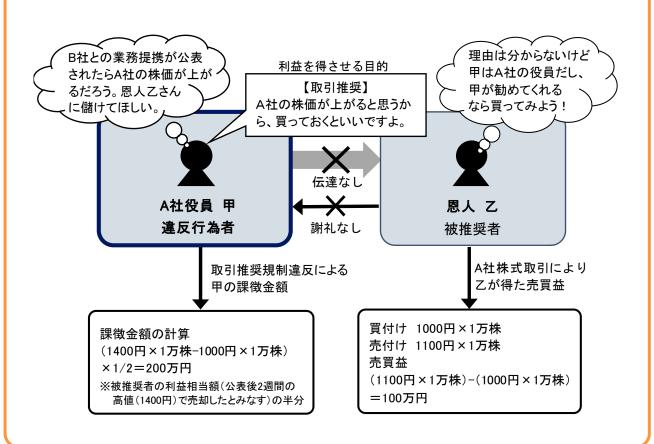
≪会社関係者・公開買付者等関係者へのメッセージ≫

情報伝達・取引推奨規制が導入された平成26(2014)年4月以降、同規制違反について、これまでに29件の勧告を行っています。令和4(2022)年度は、情報伝達規制違反1件、取引推奨規制違反3件の勧告を行いました。

会社関係者や公開買付者等関係者は、インサイダー情報(重要事実、公開買付け等事実)を伝えなくても、利益を得させる目的又は損失を回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。

上場会社の多くは、内部者(インサイダー)取引防止規程を定めており、その中で、職務上不要なインサイダー情報の伝達禁止については記載されていますが、取引推奨規制についての記載がない会社も見受けられます。

上場会社の皆様におかれては、インサイダー情報を伝達しない取引推奨行為についても、課徴金納付命令の対象であることについて、社内規程に記載の上改めて社内に 周知するなど、未然防止に取り組んでいただきたいと思います。



第8節

テリバティブ取引にも監視の目を光らせています

≪市場参加者へのメッセージ≫

証券監視委では、株価指数先物、長期国債先物のようなデリバティブ取引も監視を行っており、これまで、国内及び海外の機関投資家等による TOPIX 先物取引、長期国債 先物取引の相場操縦事案について、課徴金納付命令勧告を行っています。

令和4(2022)年度においては、国債先物オプション(以下「オプション」という。)を取引する海外法人が、オプションのデルタ*1等のリスクをヘッジするため、オプションの原資産である長期国債先物(以下「先物」という。)を売買していたが、ヘッジ目的の先物の売買において、いわゆる「見せ玉」*2と呼ばれる相場操縦行為を行ったとして課徴金納付命令勧告を行いました。(下図参照)

- ※1 デルタとは、オプションのリスク指標の一つで、原資産の価格変化に対するオプション価格変化を表す。
- ※2 見せ玉とは、売買を誘引する目的をもって、約定する意図のない注文を発注して相場の需給 を人為的に操作し、それに誘引された第三者の注文を利用して、その反対の板の自己の注文 を有利な価格で売買する手法。



違反行為者 (海外法人) 【課徴金額4,285万円】

対象銘柄: 長期国債先物2020年3月限月 相場操縦手法: 見せ玉

取引の一連の流れ

小口注文の発注

約定させたい小口注文を最良気配値付近に手動発注

大口注文の発注

小口注文の反対の板に、概ね最良気配よりも1呼値劣後 する指値で合計100単位以上の大口注文を手動発注

小口注文の約定

小口注文は、誘引された第三者の注文と対当して約定

大口注文の取消し

大口注文を全て取り消す

証券監視委は、日本取引所自主規制法人や海外の市場監視当局と協力しながら、デリバティブ取引にも、日々、監視の目を光らせています。

第

第

4 開示規制違反の検査(課徴金勧告)

1. 開示検査の目的

金商法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、適切に投資判断を行うために重要であると考えられる情報を投資者に提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。具体的には、有価証券の発行者等に対し、その発行者の事業内容、財務内容等の情報を記載した有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類の提出を義務付け、内閣総理大臣がこれらの開示書類を公衆の縦覧に供することによって、これらの情報が投資者に開示されることになる。

このようにして、投資者は、有価証券の発行者等が提出する開示書類の情報に基づいて投資 判断を行うことが可能になるが、これらの情報が虚偽である場合や開示されるべき情報が記載さ れていない場合には、これらの情報に基づいて投資判断を行った投資者は、不測の損害を被る おそれがある。

このため、証券監視委は、開示検査を通じて、開示書類に虚偽記載等がある場合には、投資者に正確な情報が提供されるよう、虚偽記載等のある開示書類の提出者に訂正を求めるとともに、重要な虚偽記載等の開示規制違反を行った有価証券の発行者等に対する課徴金納付命令の勧告を行っている。また、証券監視委では、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

2. 令和4(2022)年度の開示検査の実績・傾向

令和4(2022)年度は、上場会社等について開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を行い、開示規制違反が疑われる上場会社等を早期に発見し、機動的かつ多面的な開示検査を実施した。

こうした活動を通じて、令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度からの継続事案も含め、24件の開示検査を行い、11件について検査を終了した。これらのうち7件については、有価証券報告書等の開示書類に重要な虚偽記載等が認められたことから、課徴金納付命令勧告を行った。また、有価証券届出書を提出することなく募集を行うこと等の金商法違反行為が認められた1件については、裁判所への禁止命令等発出の申立てを行った。

また、検査を行った各事案については、開示書類における記載内容の訂正が必要と認められた場合には、それらの提出者に対して、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促した。

さらに、開示検査では、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な

情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止を図っている。その上で、こうした体制の構築・整備に対して積極性が認められない上場会社については、関係機関(金融商品取引所、会計監査人)等と連携して開示規制違反の再発防止に努めている。

(1) 課徵金納付命令勧告事案

<主な勧告事案>

事案の概要	勧告日 課徴金額	不正な会計処理の背景・原因
 ・当社は、売上の前倒し計上及び 売上の架空計上等の不適正な 会計処理を行った。 ・当社は、当社の実質的な主要 株主であり役員に準ずる者が議 決権の過半数を所有している会 社との取引を、「関連当事者と の取引」として、連結財務諸表 への注記を行わなかった。 	R4.4.26 4,605万円	 ・太陽光発電事業が聖域化していた ・役員間に業績重視の認識が共有されていた。 ・重要な業務執行について、取締役会決議を経ることなく行われる等、取締役会決議が軽視されていた。 ・内部監査の実効性が十分に確保できていなかった。
・当社は、架空取引による売上の 過大計上、販売費及び一般管 理費の過少計上及びソフトウェ ア仮勘定の過大計上等の不適 正な会計処理を行った。	R4.6.23 6,925万円	 ・経営陣自体のコンプライアンス意識の欠如やコンプライアンス軽視の企業体質が醸成されたこと等、コンプライアンス機能が十分に機能しなかった。 ・内部統制が無効化されていた。 ・当社元取締役に権限が集中していた。 ・ガバナンスを発揮すべき経営陣が不正に関与し、監査役の監査機能も発揮されない等、コーポレート・ガバナンスが全く機能していなかった。
・当社は、連結範囲に含めるべき 海外子会社に対する売上の過 大計上及び貸倒引当金繰入額	R4.12.9 2億573万円	・当社元会長の非現実的な売上予算の策定に固執した経営姿勢が、部下であ

6

8

の過少計上等の不適正な会計 処理を行った。

- ・当社は、重要事象等¹⁰が存在するにもかかわらず、有価証券報告書等にその旨及びその具体的な内容を記載しなかった。
- ・当社は、上記の不適正な会計 処理及び重要事象等の不記載 を訂正するにあたり、貸借対照 表と損益計算書が整合していな いなど、多くの虚偽記載のある 訂正報告書等を作成した。

る役職員へ売上予算達成への強いプレッシャーになった。

- ・重要事象等の記載を解消したいという 強い動機を背景とし、当社元会長自ら が意思決定機関を実質的に支配してい る会社について、そのことを隠して当社 の連結の範囲に含めず、当社は当該会 社へ売上を計上するなどして営業黒字 化を達成した。
- ・内部統制、内部監査が機能不全であった。
- ・当社内に訂正報告書を作成できる能力 等を有する人材がおらず、十分に検証 しないまま、多くの虚偽記載のある訂正 報告書等を提出した。

(2) 無届募集に対する裁判所への禁止命令等発出の申立て

無届で有価証券の募集等を行う者による投資者被害拡大を防止するため、金融庁、各財務局等及び捜査当局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無届募集等を行う者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処した。

く申立て事案>

¹⁰ 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等。

¹¹ 本事案は、無登録営業に対しても申立てを行った事案である(「2 金商業者等に対する証券モニタリング(行政処分勧告等)」 参照)。

(東京地裁)

(3) その他

証券監視委では、開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような 重要な虚偽記載等が認められなかった場合でも、正確な情報を投資者に提供する観点から、 開示書類の記載内容の訂正が必要と認められた場合には、これらの開示書類の提出者に対 し、自発的に開示書類の訂正報告書等を提出するよう促すこととしている。

また、開示検査を実施し、内部統制の不備が認められた場合には、開示規制違反を未然に 防止する観点から、経営陣とその是正策・改善策等について議論を行うこととしている。

3. 今後の課題

(1) 事案分析の充実

取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、ビジネスモデルの多様化・変転等を背景とした開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての情報収集・分析を行う。また、開示規制違反の早期発見・早期是正を図るため、機動的かつ多面的な開示検査を実施する。

(2) 開示規制違反の再発防止・未然防止への対応

① 経営陣との認識共有

開示規制違反が認められた上場会社等の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止・未然防止を図る。また、こうした情報開示体制の構築・整備に対して積極性が認められない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報共有を行っていく。

② 情報発信の充実

証券監視委では、開示規制違反の再発防止・未然防止に向けた取組みの一環として、勧告後の情報発信(ウェブサイト掲載・記者への説明等)において、できる限り分かりやすい説明に努めている。また、毎年、開示検査事例集を作成・公表し、検査によって把握された開示規制違反事例等の内容を紹介することにより、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や、会計監査人である公認会計士又は監査法人と上場会社との対話の促進に努めて

第 7

第 5 いる。今後も、こうした積極的な広報・周知活動を行い、開示規制違反の再発防止・未然防止を図る。

(3) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

過去に勧告した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等(例えば、潜脱的な大量保有・買付け、特定関与行為¹²等)についても、積極的に対応していく。

¹² 重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいう。



内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか?

≪上場会社へのメッセージ②≫

近時の開示検査の結果、投資者の投資判断に影響を与えるような開示書類の重要な 虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・ 内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- ▶ 取締役が不正を行う等、経営陣自体のコンプライアンス意識の欠如が甚だしく、コンプライアンス軽視の企業体質が醸成されたこと
- 経営陣の業務リスクへの意識が希薄であり、取締役会等によるモニタリング体制が 不十分であったこと
- ▶ 取締役に営業以外の経理財務や人事評価の権限が集中し、社内で絶対的な地位 を有していたこと等を背景として、取締役の指示には強い強制力があったこと
- ▶ 海外子会社の日常の経理処理の適正性に関して確認をしておらず、また、容易に確認可能なシステムとなっていなかったこと
- ▶ 担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が欠如していたこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- ▶ 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役 や社外監査役が機能不全だったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

そのため、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。

また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。

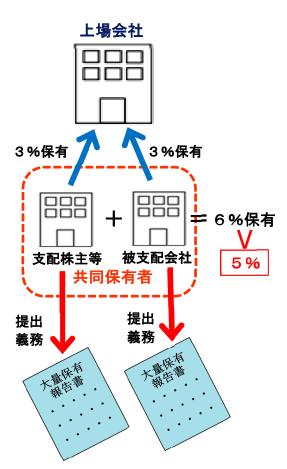
(注) 令和5(2023)年4月、内部統制基準・実施基準の改訂が行われ、事後的に内部統制の有効性の評価が訂正される際には、訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の経緯や理由等を記載することになりました。本改訂は、令和6(2024)年4月1日以後開始する事業年度から適用される予定です。

第



大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか? 《投資者へのメッセージ②》

金融商品取引法に定められている大量保有報告制度は、法人であっても、個人であっても、保有する上場会社の株券の保有割合が5%を超えた場合には「大量保有報告書」を、その割合が1%以上増減した場合には「変更報告書」を提出することを義務付けています。ここで、改めて、大量保有報告制度の概要をご紹介します。



○ 提出義務は誰が負うか?

上場会社等が発行する株券等の保有割合(「株券等保有割合」といいます)が5%超となった「保有者」(法人・個人を問いません)は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

○ 誰が「保有者」に該当するか?

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって 株券等を所有する者のみならず、他人(仮設人を 含みます)の名義をもって株券等を所有する者を 含まれます。したがって、計算の帰属は本人であ りながら、取引口座や株券等の名義を他人名義 や架空の名義にして実質的に所有している者、 名義書換をしておらず前の所有者の名義となっ ている株券等の所有者等も含まれます。

○「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算!

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。

「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の 50%を超える株式を所有する者(「支配株主等」)と当該会社(「被支配会社」)の関係を有する者(=親子会社)、支配株主等を同じくする被支配会社同士の関係を有する者(=兄弟会社)等も、「共同保有者」に含まれます(いわゆる「みなし共同保有者」です)。

8

節

第

5 犯則事件の調査(告発)

1. 犯則調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる市場を維持していくためには、重大で 悪質な不公正取引等に対して厳正に対応することにより、市場の公正性・透明性を確保し、市場 参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真 相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4(1992)年、証券監視委の発足に伴い、証券監 視委の職員固有の権限¹³として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、金融サービス仲 介業を規制する金サ法及び国際的なマネー・ローンダリングを規制する犯収法についても、一部 の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている¹⁴。

2. 令和4(2022)年度の告発事案概要

証券監視委では、金融取引がますますグローバル化・複雑化・高度化する中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っており、令和4(2022)年度においては、計8件の告発(うち、内部者取引事件7件、相場操縦事件1件)を行った。これらの中には、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、取引当日の終値等が大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った相場操縦事件(令和4(2022)年4月12日告発)や、プライベート・エクイティ(PE)ファンドの関係者による内部者取引事件(令和5(2023)年3月3日告発)等が見られる。

事件名	告発年月日	告 発 先
SMBC日興証券(株)による相場操縦事件(2)	R4.4.12	東京地方検察庁 検察官
ソフトブレーン㈱株券に係る内部者取引事件	R4.6.3	東京地方検察庁 検察官
東都水産㈱株券に係る内部者取引事件	R4.12.1	函館地方検察庁 検察官
㈱Aiming株券に係る内部者取引事件(1)	R4.12.6	東京地方検察庁 検察官
(株)Aiming株券に係る内部者取引事件(2)	R4.12.6	東京地方検察庁 検察官

¹³ 金商法第 210 条

¹⁴ 金サ法第 102 条及び犯収法第 32 条

5

7

(株)エイチーム株券に係る内部者取引事件(1)	R4.12.26	東京地方検察庁 検察官
(株)エイチーム株券に係る内部者取引事件(2)	R4.12.26	東京地方検察庁 検察官
総合メディカルホールディングス(株)株券及び(株)スペースバリューホールディングス株券に係る内部者取引事件	R5.3.3	東京地方検察庁 検察官

3. 令和4(2022)年度の代表的な告発事案

(1) SMBC日興証券(株)による相場操縦事件(2)の告発について¹⁵

証券監視委は、令和4(2022)年4月12日、金商法違反(安定操作)の嫌疑で、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者4名を、東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、犯則嫌疑法人SMBC日興証券㈱(以下「犯則嫌疑法人」という。)の役職員である犯則嫌疑者らが、共謀の上、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場している5銘柄につき、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、令和2(2020)年10月から令和3(2021)年4月の各取引日において、相場操縦の一種である違法な安定操作に該当する株式の売買等を複数回にわたり行ったという相場操縦の事案であり、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者らの立場や、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、重大性・悪質性が高いと認められたことから、告発したものである。

(2) ソフトブレーン㈱株券に係る内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和4(2022)年6月3日、金商法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、 犯則嫌疑者4名を、東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、ソフトブレーン(株)(以下「ソフトブレーン」という。)の内部監査室長を務めていた犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、ソフトブレーン株券の公開買付けの実施に関する事実を知り、①同事実の公表前である令和2(2020)年7月中旬頃、犯則嫌疑者Bに対し、利益を得させる目的をもって、同事実を伝達し、伝達を受けた同人が、その公表前である同月下旬頃、ソフトブレーン株券を買い付け、②犯則嫌疑者Cと共謀の上、その公表前である同月下旬頃から同年

¹⁵ 同年3月23日にも関連事件を告発。

節

第

6 節

節

8月中旬頃、同人名義で、同株券を買い付け、③その公表前である同年7月下旬頃、犯則嫌疑者Dに対し、利益を得させる目的をもって、同事実を伝達し、伝達を受けた同人が、その公表前である同年8月上旬頃、同人名義で、同株券の買い注文の一部を、同人の分として発注し買い付け、④Dと共謀の上、その公表前である同月上旬頃、同人名義で、同株券の買い注文の一部を、Aの分として発注し買い付けたという内部者取引等の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が高いと認められたことから、告発したものである。

(3) ㈱Aiming株券に係る内部者取引事件(1)(2)の告発について¹⁶

証券監視委は、令和4(2022)年12月6日、金商法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、 犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、犯則嫌疑者A及び犯則嫌疑者Cが、㈱Aiming(以下「Aiming」という。)が他社と共同で進めていた新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのAimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を、それぞれの職務に関し知り、Aは、同重要事実等の公表前である令和元(2019)年12月上旬頃から令和2(2020)年2月上旬頃までの間に、Cは、同重要事実等の公表前である同年1月下旬頃に、Aiming株券を買い付けた。また、Aは、利益を得させる目的をもって、その公表前である同月下旬頃に、犯則嫌疑者Bに対し、同重要事実等を伝達し、伝達を受けたBが、その公表前である令和元(2019)年12月下旬頃から令和2(2020)年2月上旬頃までの間に、Aiming株券を買い付けたという内部者取引等の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が高いと認められたことから、告発したものである。

(4) 総合メディカルホールディングス(株)株券及び(株)スペースバリューホールディングス株 券に係る内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和5(2023)年3月3日、金商法違反(内部者取引)の嫌疑で、犯則嫌疑者 1名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

本件は、プライベート・エクイティ(PE)ファンドの運営会社であるポラリス・キャピタル・グループ(株)に勤務していた犯則嫌疑者が、その職務に関し、いずれも東京証券取引所に株券を上場していた①総合メディカルホールディングス(株)(以下「総合メディカル」という。)株券及び②(株)スペースバリューホールディングス(以下「スペースバリュー」という。)株券の公開買付けの実施に関する事実をそれぞれ知り、同事実の公表前である①令和2(2020)年1月中旬頃から同年

¹⁶ 同月 26 日にも関連事件を告発。

5

7

2月上旬頃までの間及び②令和3(2021)年11月上旬頃から同月中旬頃までの間に、総合メディカル株券及びスペースバリュー株券をそれぞれ買い付けたというPEファンド運営会社の関係者による内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が高いと認められたことから、告発したものである。

4. 今後の課題

証券監視委は、重大で悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を適切に行使し、捜査 当局等関係機関とも連携の上、刑事告発を行う等、厳正に対応している。その際、内部者取引や 相場操縦等の比較的類型化しやすい不正行為への対応はもちろんのこと、非定型・新類型の事 案を含め、多様な形態の証券不正に対して監視の目を向けていくことが重要である。

また、金融取引自体を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応していく必要がある。例えば、近年、デジタル化の進展に伴い、高度な情報通信機器を誰もが容易に利用できるようになり、情報を伝達するツールについても、SNSのような内部者取引等の不公正取引規制を導入した当時には想定されていなかったものが登場している。さらに、市場のグローバル化が進展している中、市場監視における国際的な協調の必要性が高まっている。こうした環境の変化に対応していくため、犯則調査の専門スキルを備えた人材育成・充実を図るとともに、犯則調査に使用する各種ツールの高度化や海外当局を含めた国内外の関係機関との一層の連携強化等にも引き続き力を注ぎ、公正・透明な市場のために取り組んでいく。

(1節 第2節

即第3節

第

第

6 市場監視を支えるインフラの整備(デジタル技術、人材の活用)

1. 情報通信技術の進展に対する取組み

情報通信技術が急速かつ飛躍的に進展し、市場を取り巻く環境が大きく変化している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の働き方も大きく変化している。証券監視委では、こうした市場環境・働き方の変化や、国内外の金融技術の動向、規制当局・法執行機関におけるデジタル化の動向等を踏まえ、デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化の推進やデジタルフォレンジック技術の一層の向上等に取り組んできた。

令和4(2022)年度においては、新たな市場監視システムの整備計画を策定し、業務の見直しやセキュリティ向上などを含むシステム要件定義を実施したほか、民間事業者が提供する金融機関への預貯金照会サービスの導入準備を実施した。また、デジタルフォレンジックで大量の電子データを迅速かつ効率的に調査するための解析・分析機能の拡充等を行った。

2. デジタル化の一層の推進に向けた今後の課題

(1) 市場監視業務におけるデジタル化の一層の推進に向けた検討

市場監視を取り巻く環境の変化に対応するため、必要なインフラの見直しと整備を行い、業務の高度化・効率化を図る。例えば、膨大な注文・取引データを効率的に分析するための機能の整備や、SNSやインターネット上の様々なデータから市場における不正の兆候を発見するためのツールの開発、民間事業者が提供する金融機関に対する預貯金等照会サービスの本格利用など、市場監視業務におけるデジタル化の一層の推進に向けて、具体的な検討を進めていく。

(2) 市場関係者及び海外当局との情報連携の推進

市場監視分野のテクノロジーやデータの活用について、自主規制機関、金融機関等の市場関係者や海外当局と緊密な情報交換を行い、既存インフラについて不断の見直しを行う必要がある。

例えば、自主規制機関や金融機関・IT事業者とも意見交換を行うほか、IOSCO等が開催する国際会議に積極的に参加し、各国のデジタル化への対応について意見交換を行うことで、連携強化を図るといった取組みを進めていく。

第

(3) デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化等

近年、デジタル技術の進展に伴い、デジタルフォレンジックの対象となるスマートフォン、タブレット等の電子機器、クラウド事業者が提供する各種サービス、それらを保護するためのサイバーセキュリティ対策が多様化・複雑化し、データが大容量化するなど、デジタルフォレンジックを取り巻く環境が大きく変化している。

証券監視委では、こうした環境変化に対応するため、デジタルフォレンジックによるデータの保全・解析・復元に必要な情報システムの高度化等に取り組んでいるところであり、今後も、デジタルフォレンジックの強化に必要な機器等の整備とともに、対応する職員の技術の向上を一層進めていく。

3. 人材の活用

(1) 人材育成

証券監視委は、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材育成のため、ITに関する知見の習得や調査・検査等の監視手法に係る様々な研修を実施している。

令和4(2022)年度においては、最新のデジタル技術やITに関する知見を習得することを目的に、IT企業から専門家を招いて勉強会を実施したほか、デジタルフォレンジック関連業務に携わる人材を育成するため、デジタルフォレンジック研修を実施するとともに、OJTによる実践的な訓練を行った。

また、海外当局における監視や調査・検査手法の把握や国際的な事案への対応力強化(クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力向上等)のため、IOSCOや海外当局が主催するセミナー等に積極的に参加した(本編8-3-(2)参照)。

(2) 高い専門的知識を有する人材の登用

証券監視委を取り巻く環境の変化に対応し、プロフェッショナルな市場監視を実現するため、 証券監視委では、法曹(裁判官・検察官・弁護士等)、公認会計士、情報技術専門家等の多様 なバックグラウンドや専門性を有する人材を積極的に登用し、調査・検査体制を強化している。

例えばこれらの職員は、上場企業や証券会社等に対する調査・検査、重大・悪質な違反行為を対象とする犯則調査等に従事しているほか、デジタルフォレンジック業務においても、専門的な知識を有する者が従事している。

第1節 第2

8節

(図6−1) 外部専門家の活躍

(単位:人)

	令和4年4月時点	令和5年4月時点
弁護士	9	10
公認会計士	19	18
不動産鑑定士	1	2
情報処理技術者	6	7
金融実務経験者	13	14
合計	48	51

節

7 市場規律強化に向けた取組み

1. 情報発信の充実

(1) 多様なチャネルを通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づく勧告・告発等を行った場合、新聞・テレビ等の報道機関への説明(ブリーフィング)を通じて事案の意義・内容等を広く周知しているほか、事案の分析等を踏まえた情報発信を促す観点から、報道機関からの取材等にも積極的に対応している。令和4(2022)年度においては、勧告等の事案の記者説明に加え、新旧委員長の記者会見や「中期活動方針(第11期)」の記者説明を実施した。

また、勧告等の事案の意義や概要図、問題点、市場関係者への注意喚起等を網羅した事例集¹⁷を毎年作成・公表するとともに、これらの事例集も活用しつつ、市場関係者に対する講演(令和4(2022)年度:13回)や関係専門誌等への寄稿(同:17回)等の積極的な実施により、違反・不適切行為の再発防止・未然防止等の市場規律機能の強化に向け取り組んでいる。

証券監視委のウェブサイトでは、勧告等の事案や講演、寄稿等の情報をTwitterも活用しつつ適時に発信するとともに、各事案の意義等を「市場へのメッセージ」として要約した上で配信している。「市場へのメッセージ」については「アクセスFSA(金融庁広報誌)」にも寄稿している。令和4(2022)年度においては、委員長への就退任インタビューの模様を「アクセスFSA」に寄稿した。

市場規律機能の一層の強化に向け、今後も情報発信の充実に積極的に取り組んでいく。

(2) 財務局における委員会の開催

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていく上で、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識を高めていくことは重要である。また、問題業者の活動の広域化や、インターネットの普及により不公正取引が全国で起こり得る状況を鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

こうした観点も踏まえ、平成27(2015)年度から財務局において委員会を開催しており(令和4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ未開催)、証券監視委が有する問題意識の浸透及びプレゼンスの向上や、監視の実務を担う財務局との連携強化に努めている。

^{17「}金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」、「開示検査事例集」及び「証券モニタリング概要・事例集」。併せて、「監視委コラム(年次公表)」を活用し、市場関係者への注意喚起を行っている。

飾

引き続き、こうした取組みを通じ、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、 財務局や地域における市場関係者等との連携強化を図りながら、厳正かつ的確な市場監視 に努めていく。

2. 市場環境整備への積極的な貢献

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、調査・検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保のため、又は投資者保護その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議を行っている。

建議は、証券監視委が、調査・検査等により把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的には、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の 観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを 求めている。

令和4(2022)年度においては、「合同会社による社員権の取得勧誘について」の建議を行った (附属資料3-8参照)。当該建議を踏まえ、金融庁において「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」の改正が行われ、令和4(2022)年10月3日より施行されている。

引き続き、必要と認められる施策について、建議を積極的に活用していく。

く建議>

案件名 概要 合同会社による社員 近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも 推仮取得勧誘につい 把握していない多数の従業員(使用人)を通じて、多数の投資家 に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切 な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられていた。そうした状況に鑑み、合同会社の業務執行社員 以外の者(従業員や使用人)による当該合同会社の社員権の取

第

5

得勧誘について、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講じるよう建議を実施(詳細は附属資料3-8参照)。

3. 関係機関との連携等

(1) 自主規制機関との連携

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人)は、売買審査や上場管理、又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適切性のチェックなど、日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。具体的には、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るとともに、相互の問題意識の共有を図るため、市場を巡る様々な問題等について、定期的に意見交換会を開催している。令和4(2022)年度においても、意見交換会を12回開催し、市場監視を巡る様々な問題等について積極的に議論を実施した。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関との対話・認識の共有を促進し、自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後も積極的な情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、より緊密な連携体制を構築していく。

(2) 関係当局等との連携(検察、警察等)

証券監視委は、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等の存在を把握した場合や、不公正取引事案等の調査において反社会的勢力の関与が窺われる場合等には、警察当局と情報共有を行うなど連携して対応している。また、犯則事件に係る告発先である検察当局とも日々連携して調査等を行うなど、関係当局等との関係強化に努めている。

これら関係当局等とは、日常的な情報交換や、意見交換会の実施により、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等を行うとともに、証拠の収集・分析等に関するノウハウの共有に努めている。

また、市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化のため、日本監査 役協会等での講演・意見交換等を通じて、市場関係者との対話・認識の共有を積極的に実施 している。

8 グローバルな市場監視への貢献

1. 国際協力による市場監視への取組み

近年、金融取引の国際化・高度化が進展する中で、不公正取引への対応における国際協力の重要性は一層高まっている。こうした市場環境を踏まえ、証券監視委は、令和5(2023)年1月に策定した「中期活動方針(第11期)」において、「網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」の施策の一つとして「国際連携の強化」を掲げ、海外当局との更なる連携を進めることとしている。

これまで海外当局との間では、MMoUに基づき情報交換を行い、クロスボーダー取引による違反行為に対し、積極的な法執行を実施してきた。

証券監視委では、MMoUに基づく情報交換の促進により情報収集力を強化するとともに、IOSCOの活動への積極的な参加、海外当局との人類ので流等を通して、海外当局との信頼関係に基づき、市場を通過でのは、海外当局との信頼関係に基づき、市場を担じ係る最新動向や知見・経験の共有、調査・検査及び法執行面の当場を推進している。さらに、海外の法制度等の有益な情報交換で得られた海外の法制度等の有益な情報で決定ととしている。

(図8-1) MMoUに基づく情報交換件数の推移

	令和2 (2020)年度	令和3(2021)年度	令和4 (2022)年度
海外当局からの 情報受領件数	64	64	76
海外当局への 情報提供依頼	32	22	20
海外当局からの 自発的情報提供	32	42	56
海外当局への 情報提供件数	9	8	4
海外当局からの 情報提供依頼	7	6	Ī
海外当局への 自発的情報提供	2	2	3

⁽注1)当局による適格性審査のための照会(許認可等を申請する金融機関や現地法人において重要な役職に就任する人物に関するもの)に係る情報提供は件数に含まない。

また、クロスボーダー取引等に係

る市場監視の課題については、IOSCO等の会合で積極的に問題提起及び情報共有を行い、グローバルな市場監視への貢献を通じて海外当局との連携強化を図ることとしている。

2. IOSCOにおける活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から237機関が加盟している(うち普通会員131、準会員34、協力会

⁽注2)今後、集計方法を変更した場合や、情報交換内容を精査した結果によっては、 件数の変更があり得る。

5

節

節

第 7 員72、いずれも令和5(2023)年4月現在)。証券監視委は、平成5(1993)年10月に準会員として加盟した¹⁸。

IOSCOでは、年次総会が毎年開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。例年、証券監視委からも委員や事務局幹部が年次総会に参加してきた。令和4(2022)年度は同年10月に開催され、証券監視委から事務局次長等が参加した。加えて、市場監視を含む証券関連の地域的課題を議論する場として、アジア太平洋地域委員会の会合が開催されており、証券監視委は、令和5(2023)年2月の域内各国当局の法執行担当者による実務者会合に参加した。当会合では、SNSを利用した相場操縦の調査及び市場監視で活用するテクノロジー等について情報交換を行った。これらの会合を通じ、証券監視委は、海外当局との連携強化に努めているところである。

また、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会(IOSCO Board)が設置されており、その下にそれぞれの政策課題に関する議論を行う8つの政策委員会(Policy Committees)が設置されている。証券監視委は、法執行及び情報交換について議論する第4委員会のメンバーとなっており、令和4(2022)年6月、11月、令和5(2023)年3月の会合に参加した。これらの会合では、オンライン上の不正勧誘行為等への各国の対応状況を共有するとともに、それらを効果的に抑止する方法や措置について議論を行った。加えて、令和4(2022)年9月には、IOSCOの法執行業務におけるデジタルツールの活用に係る会合が開催され、証券監視委も参加した。

さらに、証券監視委は、MMoU及び強化されたMMoU(Enhanced MMoU:EMMoU)の署名審査等を行う審査グループのメンバーとなっている。審査グループの会合は、第4委員会と併せて開催される。令和4(2022)年度には、審査の結果、新たにモナコ金融活動規制委員会、ガーナ証券取引委員会を含む4当局がMMoUに署名した。

3. 海外当局等との連携

(1) 海外当局職員等への研修の実施

証券監視委は、金融庁や国際協力機構(JICA)の研修プログラムに協力する形で、新興市場国の当局職員等に対し、我が国における市場の監視や不公正取引の調査等に関する研修講座を継続的に提供している。令和4(2022)年度も、証券監視委の事務局職員が金融庁の新興市場国の証券市場規制監督担当者を対象とした証券監督者セミナーや、JICAのベトナム国

¹⁸ 我が国においては、金融庁が発足時に普通会員としての地位を旧大蔵省から承継。

第 7

ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プログラム等の研修の講師を 務め、対象となる当局の人材育成及び能力構築に協力した。

(2) その他の人的交流

令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度に引き続き、IOSCOや海外当局が主催する各種の研修や啓発イベントがオンラインで開催された。証券監視委からも、フランス金融市場庁や米国証券取引委員会主催の国際セミナー等に積極的に参加した。

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・ 検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、米国証券取引委員会、米国商品先物取引 委員会、英国金融行為規制機構、香港証券先物委員会、タイ証券取引委員会、マレーシア証 券委員会及びシンガポール金融管理局に職員を派遣してきた。令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化により、令和3(2021)年度に引き続き、海外当局への職 員派遣は行っていない。

証券監視委では、今後も、海外当局との意見交換や人的交流等を通して当局間の連携を 一層強化し、グローバルな市場監視への貢献に努めていくこととしている。



目次 (附属資料編)

第	1章	証券監視委の組織・事務概要	52
1 2 3 4	証券監	及び事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70 73
第	2章	証券監視委の基本指針等	92
1 2 3 4	今後の 取引訓	取引等監視委員会 中期活動方針(第 11 期:2023 年〜202 の証券モニタリングの基本的な考え方等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98 141
第	3 章	証券監視委の活動実績等	152
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	市勧証勧裁犯建海講場告券告判則議外演	監視委の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155158163201204231242
第	4章	情報の受付について	252

掲載図表

附属資料編	
第1章 証券監視委の組織・事務概要	
監視体制の概念図	55
証券監視委の機構図	56
財務局の機構図	57
自主規制機関との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
海外当局との連携	63
証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	73
証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関	係の概念図・74
第3章 証券監視委の活動実績等	
1 証券監視委の活動状況	
総括表	153
2 市場分析審査実施状況	
取引審查実施状況	
情報の受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
情報の内容別受付状況	157
3 勧告等実施状況	
勧告実施状況一覧表	
課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額	161
4 証券検査実施状況	
検査実施状況一覧表	
1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	
検査終了件数 ·····	
問題点が認められた業者等の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165

第1章

証券監視委の 組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

1. 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3(1991)年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会 社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4(1992)年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

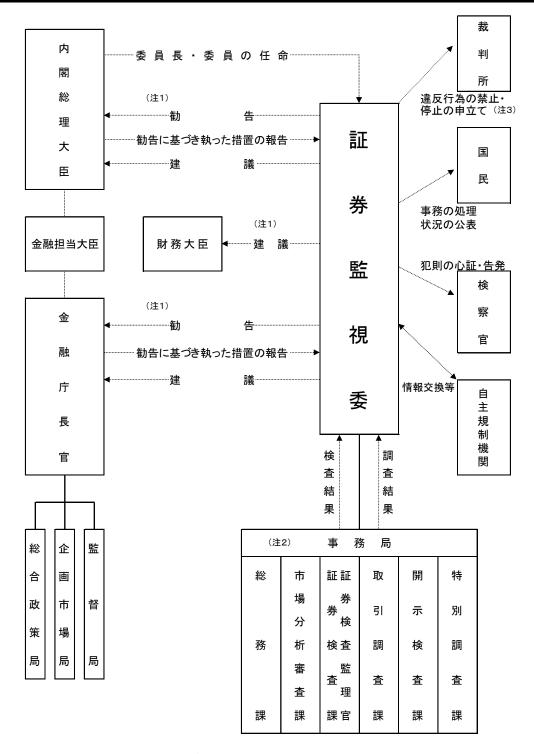
民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10(1998)年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12(2000)年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融庁に移管された。

なお、平成13(2001)年1月6日には、中央省庁等改革に際して、金融再生委員会が廃止され、 証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金 融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注)国家行政組織 法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)として、現在に 至っている。

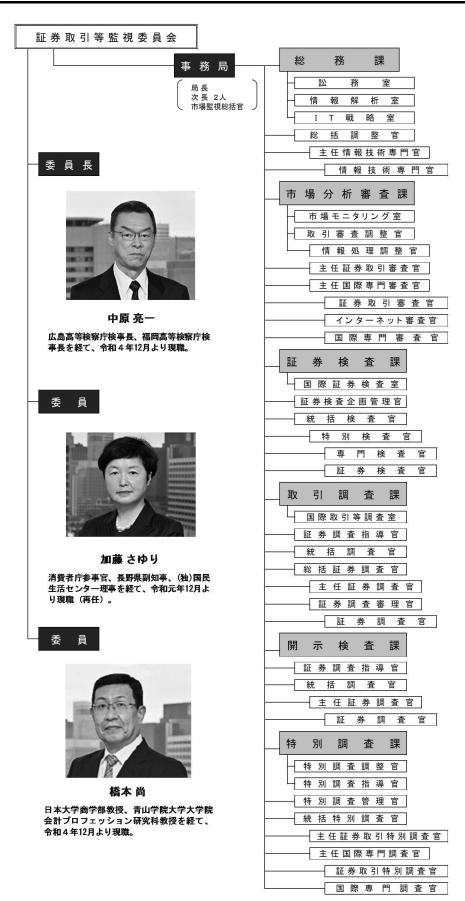
監視体制の概念図



- (注1)勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官 又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。
- (注2)平成18(2006)年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編。さらに、平成23(2011)年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3)金商法改正(平成20(2008)年12月施行)により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

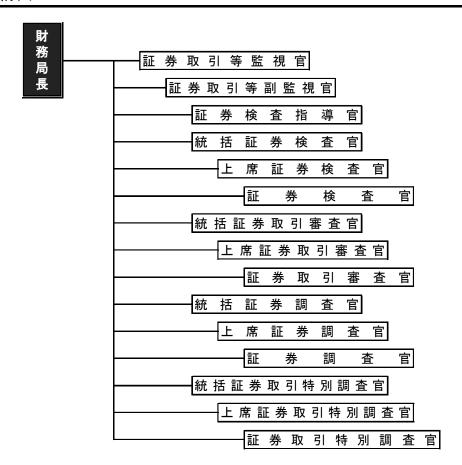
節

証券監視委の機構図



(注)平成18(2006)年7月に5課体制に再編。さらに、平成23(2011)年7月に6課体制に再編。

財務局の機構図



節

餰

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券モニタリング、取引調査、開示検査及び 犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ. 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業 者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取 引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市 場監視を行う。

ロ. 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業 者等に対して検査を行うほか、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被 害の拡大防止のための調査を行う。

犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者 等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ. 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流 布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

二. 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適 正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の 提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ. 犯則事件の調査

金商法、金サ法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、 検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押え等 といった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関 係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有

価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補填、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 調査・検査後の対応

イ. 勧告

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

口. 建議

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

ハ. 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

二. 金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て

証券監視委は、無登録業者による未公開株式やファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違 反行為に対して、裁判所への禁止・停止命令発出の申立てを行うことができる。

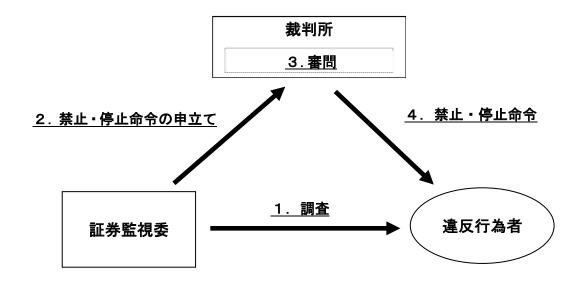
③ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、設置法第22条の規定に基づき、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

餰

(参考)金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て

- ・捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者等による詐欺的行為に伴う被害の 拡大防止のための調査を実施。
- ・調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令発出を申立て。
- 必要に応じて違反行為者の名称等を公表。



<金商法第192条>

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大 臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、そ の行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき この法律 又はこの法律に基づく命令に違反する行為
- 二 第2条第2項第5号若しくは第6号に掲げる権利又は同項7号に掲げる権利(同項第5号又 は第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)に 関し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充 てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害さ れており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊 急の必要があるとき これらの権利に係る同条8項第7号から第9号までに掲げる行為

節

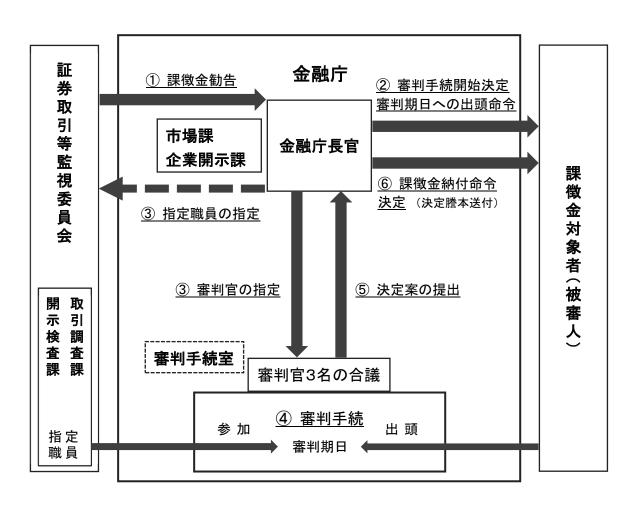
(参考) 課徴金制度

課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、 金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置である。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引等であり、証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定する。

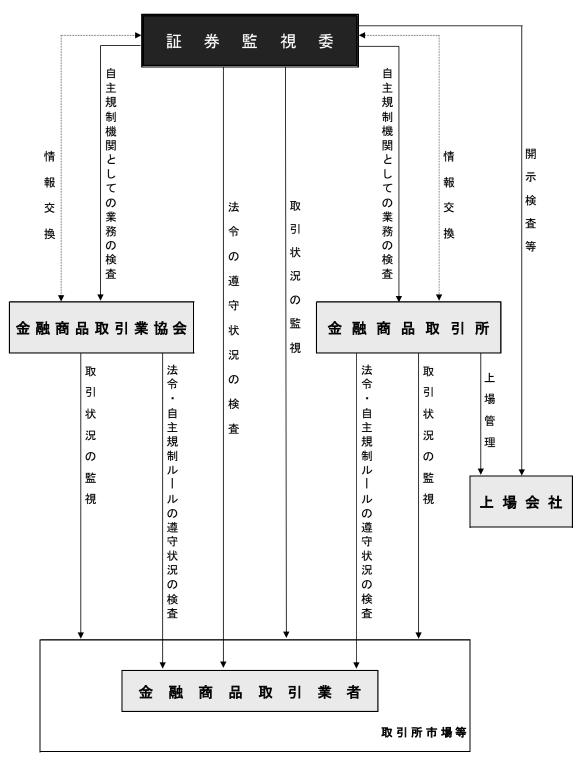
<課徴金制度概念図>



節

④ 自主規制機関との協働

自主規制機関は、日常的な市場監視活動を行っており、証券監視委は、これら自主規制機関 と緊密な連携を図っている。



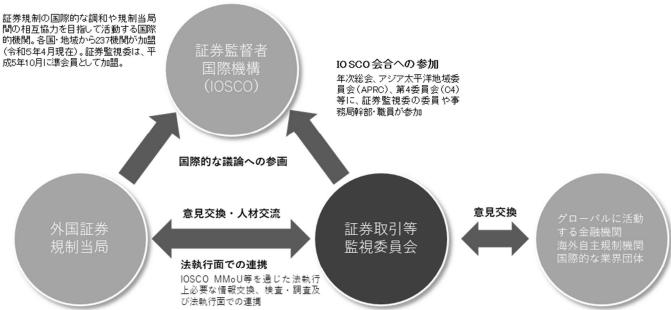
金融・資本市場

4

餰

証券規制の国際的な調和や規制当局

⑤ 海外当局との連携



海外当局等が主催する国際会議等への参加

・アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行う、アジア太平洋市場監視当局者の会合に参加

海外当局等への職員派遣及び短期研修への参加

- 海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国FCA、香港SFC、タイSEC、マレーシアSC、シンガポールMASに職員を派遣
- IOSCOや各国証券規制当局等が主催する短期研修等にも、職員を積極的に派遣

海外当局やグローバルに活動する金融機関等との意見交換

・IOSCO会合等の機会を捉え、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を、幹 部及び実務レベル双方で実施

餰

2. 市場分析審査

(1) 取引審査について

1)取引審査の目的

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのあ る取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引につい ては、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速 な審査を行う必要がある。

2)法令上の根拠

取引審査においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ 適当であると認める場合は、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は 資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている (附属資料1-4参照)。

3)審査の実施

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、例えば、①新聞、 雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄、②一般から寄せられた情報におい て取り上げられている銘柄、③株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄、④投資 者の投資判断に影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄を抽出し、金商業者等から有価証 券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計 等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金商業者 に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の 実態解明を行うことになる。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インタ ーネット上の書込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の(削 除された)書込みも含めて情報収集を行っている。

4)クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が7割以上を占める など、クロスボーダー取引が活発に行われている。このため、証券監視委は、取引審査の段階に おいても、クロスボーダー取引について金商業者等から情報を収集するとともに、必要に応じ、MMoUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている。

(2) 市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等を踏まえつつ、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担当課等の関係先へ共有する等、市場モニタリング機能を充実・強化するため、平成28(2016)年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をはじめ、市場関係者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し、分析を行っている。

(3) 情報提供に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、それらの情報には、証券監視委による証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。

そこで、以下のとおり各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている(各種窓口の連絡 先は、附属資料4を参照)。

1)情報提供窓口

インターネット(証券監視委ウェブサイト)、電話及び郵送などの方法により、粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)、投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)、市場における不正取引(内部者取引、相場操縦等)などの情報を幅広く受け付けている。

2)公益通報窓口

公益通報及び公益通報に準ずる通報の受付けのほか、電話による相談対応も行っている。その際、通報に関する秘密保持について、特に留意して対応している。

公益通報者保護法(平成18(2006)年4月施行)により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

節

3)年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等に ついての情報を受け付けている。

[情報提供に当たっての留意事項]

有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、その内容を精査した上で速やかに関係部署へ回付され、それらの部署において、内容、重要性及び有用性等が勘案された上で、証券監視委の行う証券モニタリング、取引審査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

3. 証券モニタリング

(1) 証券監視委における検査対象先

証券監視委は、平成4(1992)年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17(2005)年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19(2007)年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金商業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。

その後も所要の法令改正により証券監視委による検査の範囲は拡大しており、近年、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者や海外投資家等特例業務届出者等が令和3 (2021)年11月から証券監視委の検査対象となっている(検査対象等の範囲については附属資料1-4参照)。

(2) 金商業者等に対する証券モニタリング等

- 1) 効果的・効率的な証券モニタリングの実施
 - ① 約8,200者に及ぶ金商業者等に対し、効果的・効率的に証券モニタリングを実施するため、 金融庁関連部局等と連携し、継続的に証券モニタリングを実施している。
 - ② モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に 着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定する。

2) 検査の実施

- ① 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を行う。
- ② 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明する。
 - ※ 平成19(2007)年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金商業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。
 - ※ 証券監視委では、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を 促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを 目的としている。

3) 行政処分等勧告

- ① 検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施している。
- ② 証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

餰

節

取引調査は、金商法が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取 引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対す る質問調査、物件提出命令、事件関係人の営業所やその他必要な場所への立入検査等を行う (附属資料1-4参照)ほか、海外規制当局と連携を図りつつ、クロスボーダー取引による不公正 取引の調査も行っている。取引調査の結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及 び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を実施している。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、取引 調査は、不公正取引に対して迅速かつ効率的に臨むことによって違反行為を抑止し、もって市場 の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

5. 開示検査

4. 取引調査

わが国の市場においては、金商法の規定に基づき、約4.400社の上場会社をはじめとする有 価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。

証券監視委では、情報提供窓口等、様々なチャネルを通じた情報の収集・分析を行い、開示 書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が 疑われる上場会社等に対する検査を実施している。検査の結果、開示書類における重要な事項 についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴 金納付命令を求める「勧告」を行っている。また、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止 のための様々な取組みを行っている。

これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は、附属資料1-4参照。

6. 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限(金商法第210条)と強制 調査権限(金商法第211条等)が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人(以 下「犯則嫌疑者等」という。)に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、 犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、裁 判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押え等をすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令(金商法施行令第45条)で規定されて いる。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係

節

者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある(附属 資料1-4参照)。

また、金サ法では、投資顧問契約等に関する偽計、暴行、脅迫行為のほか、損失保証、損失補填等が犯則事件の調査対象と政令(金サ法施行令第49条)で規定されており、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が調査対象と規定されている(犯収法第32条)。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する(金商法第223条、金サ法第102条、犯収法第32条)。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ(金商法第226条、金サ法第102条、犯収法第32条)。

1-2 証券監視委の機能強化

	H17.4~	内部者取引、現実売買による相場操縦・風説の流布・偽計		1		
取	H18.7~	調査対象・課徴金対象の拡大(見せ玉)		2	١	
引調	H20.12~	調査対象・課徴金対象の拡大(相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引)		3		
査	H25.9~	課徴金対象の拡大等(金融商品取引業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引等)		7	7	
	H26.4~	課徴金対象の拡大等(内部者取引に関する情報伝達・取引推奨行為等)		9		
	H17.7~	有価証券届出書*有価証券報告書*半期報告書*臨時報告書*等		1		
開	H20.4~	検査対象・課徴金対象の拡大(四半期報告書*、内部統制報告書等)	開印は	2	٨	
示	H20.12~	検査対象・課徴金対象の拡大(注4)	宗書類は、課簿	3		
検 査	H25.9~	課徴金対象の拡大(虚偽開示書類等の提出等に加担する行為)	i 課徴金対象の	7	 	勧
11.	H30.4~	検査対象の拡大(フェアディスクロージャールール)	象の	1	·	eL.
	R2.5~	検査対象の拡大(STO)		12)		告
	** ^ ! !	取引の公正の確保に係る検査				
	証券会社 等の検査	財務の健全性等に係る検査				建
		(投資顧問業者等)		1		Æ
	H19.9~	新たな検査対象先(ファンド等)		2		議
=	H22.4~	新たな検査対象先(信用格付業者等)		4		
証券	H23.4~	新たな検査対象先(連結規制導入に伴うグループ会社等)		⑤		
検	H24.11~	新たな検査対象先(取引情報蓄積機関)		6	$ L\rangle$	
査	H26.3~	新たな検査対象先(商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者)		8	V	
	H27.5~	新たな検査対象先(特定金融指標算出者)		10		
	H30.4~	新たな検査対象先(高速取引行為者)		11)		
	R2.5~	新たな検査対象先(暗号資産デリバティブ取引・STO を取り扱う金商業者)		12		
	R3.11~	新たな検査対象先(有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等)		13		
犯		犯則事件の調査				
則						
調査	胡			$ L\rangle$	告 発	
		虚偽有報等の提出・損失補てん等				
申立て調査		裁判所への違反行為の禁止・停止の申立てに向けた調査		3		禁止・停止申立て裁判所への違反行為

※ 証券監視委は、金商法、SPC法、投信法、社債等振替法、犯収法、預金保険法、景品表示 法、個人情報保護法、金サ法に基づき、権限を行使。

節

- (注1)「①|部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)|の施行(平成17年 4月1日 他)に伴い調査・検査の対象となった部分。
- (注2)「②」部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い調査・検査の対象 となった部分。
- (注3)「③」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成 20年12月12日)に伴い調査・検査等の対象となった部分。
- (注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 - 特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- 発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金 の対象となっていた。)
- 特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。
- (注5)「④」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成 22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注6)「⑤」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成 23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注7)「⑥|部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)|の施行(平成 24年11月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注8) 「⑦」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成 25年9月6日)に伴い調査・検査の対象となった部分。
- (注9)「⑧」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成 26年3月11日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注10)「⑨|部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年改正)」の施行(平成 26年4月1日)に伴い調査の対象となった部分。
- (注11)「⑩」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年改正)」の施行(平成 27年5月29日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注12)「⑪」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成29年改正)」の施行(平成 30年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

- (注13)「①」部分が「金融商品取引法」の一部改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年改正)」の施行(令和2年5月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注14)「③」部分が「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年改正)」の施行(令和3年11月1日)及び「金融商品取引法」の一部改正を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3年改正)」の施行(令和3年11月22日)に伴い検査の対象となった部分。

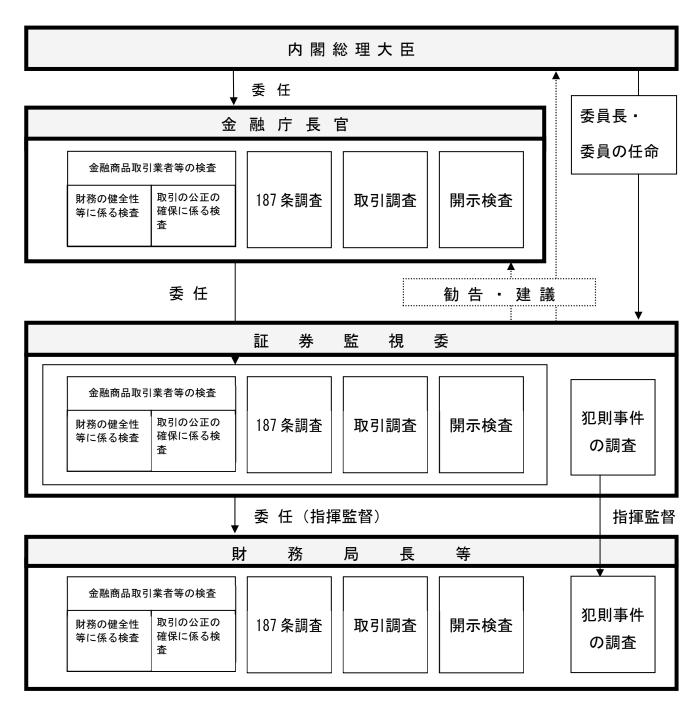
1-3 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

左 亩	予 算 定 員			
年 度	証券監視委	財務局等	合 計	
平成4年度	84人	118人	202人	
平成5年度	84人	118人	202人	
平成6年度	86人	118人	204人	
平成7年度	88人	118人	206人	
平成8年度	89人	118人	207人	
平成9年度	91人	118人	209人	
平成10年度	98人	126人	224人	
平成11年度	106人	133人	239人	
平成12年度	112人	139人	251人	
平成13年度	122人	144人	266人	
平成14年度	182人	183人	365人	
平成15年度	217人	199人	416人	
平成16年度	237人	204人	441人	
平成17年度	307人	245人	552人	
平成18年度	318人	246人	564人	
平成19年度	341人	268人	609人	
平成20年度	358人	282人	640人	
平成21年度	374人	300人	674人	
平成22年度	384人	313人	697人	
平成23年度	392人	312人	704人	
平成24年度	392人	322人	714人	
平成25年度	400人	339人	739人	
平成26年度	409人	354人	763人	
平成27年度	410人	354人	764人	
平成28年度	411人	352人	763人	
平成29年度	406人	342人	748人	
平成30年度	402人	338人	740人	
令和元年度	400人	331人	731人	
令和2年度	401人	336人	737人	
令和3年度	397人	328人	725人	
令和4年度	392人	320人	712人	
令和5年度	389人	313人	702人	

⁽注) 財務局等には、福岡財務支局、沖縄総合事務局財務部を含む。

1-4 組織・事務に係る法令の概要

1. 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1)証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。
- (注2)犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があると認めるときは、財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
- (注3)証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 - ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規 定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
 - ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

2. 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規定の概要
第4条	金融庁の事務
第6条	証券監視委の設置
第8条	証券監視委の所掌事務
第9条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧 告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

3. 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券モニタリングの検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金商業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2第1項(第65条の3第3項において準用する場合を含む。)から第4項まで	第194条の7第2 項第1号及び第3 項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3 項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の7第3 項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定 親会社の子会社等、指定親会社から業務の委 託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3 項	指定親会社の主要株主
第60条の11(第60条の 12第3項において準用 する場合を含む。)	第194条の7第2 項第2号及び第3 項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第60条の14第2項において準用する第60条の 11	第194条の7第2 項第2号及び第3 項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店 頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、 電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務 の委託を受けた者
第63条の6	第194条の7第2 項第2号の2及び 第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第63条の3第2項において準用する第63条の	第194条の7第2 項第2号の2及び	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者 等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、 当該金融商品取引業者等から業務の委託を受

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
6	第3項	けた者
第63条の14	第194条の7第2 項第2号の3及び 第3項	海外投資家等特例業務届出者(海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。)、海外投資家等特例業務届出者と取引をする者、海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の7第2 項第3号及び第3 項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第1項	第194条の7第2 項第3号の2及び 第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、 信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用 格付業者の関係法人
第66条の67	第194条の7第2 項第3号の3及び 第3項	高速取引行為者、高速取引行為者と取引する者、高速取引行為者から業務の委託を受けた者
第75条	第194条の7第2 項第4号及び第3 項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券 の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商 品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の4	第194条の7第2 項第5号及び第3 項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の7第3 項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の 委託を受けた者
第103条の4	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届 出書の提出者(株式会社金融商品取引所の総 株主の議決権の百分の五を超える対象議決権 の保有者)
第106条の6第1項(同 条第2項において準用 する場合を含む。)	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会 社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の 対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金 融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象 議決権を保有する商品取引所持株会社
第106条の16	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届 出書の提出者(金融商品取引所持株会社の総 株主の議決権の百分の五を超える対象議決権 の保有者)
第106条の20第1項(同 条第2項において準用 する場合を含む。)	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所

第3節

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第106条の27	第194条の7第3 項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持 株会社の子会社
第109条において準用 する第106条の27	第194条の7第3 項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を 子会社とする商品取引所
第151条	第194条の7第2 項第6号及び第3 項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の4において 準用する第151条	第194条の7第2 項第6号及び第3 項	自主規制法人
第155条の9	第194条の7第2 項第7号及び第3 項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の5の4	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出 書の提出者(金融商品取引清算機関の総株主 の議決権の百分の五を超える対象議決権の保 有者)
第156条の5の8	第194条の7第3 項	金融商品取引清算機関の主要株主
第156条の15	第194条の7第3 項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機 関の清算参加者、金融商品取引清算機関から 業務の委託を受けた者
第156条の20の12	第194条の7第3 項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の7第3 項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を 受けた者
第156条の58	第194条の7第3 項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入 金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関か ら業務の委託を受けた者
第156条の80	第194条の7第3 項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。)
第156条の89	第194条の7第3 項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

[投信法]

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第1項	第225条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等 と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に 関して取引する者
第213条第1項から第5 項まで	第225条第2項及 び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、 投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行 役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保 管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取 引する者

(注)報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

[SPC法]

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第2項におい て準用する第217条第 1項	第290条第2項第 1号及び第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲 渡人
第217条第1項	第290条第3項	特定目的会社
第286条第1項におい て準用する第209条第 2項において準用する 第217条第1項	第290条第2項第 2号及び第3項	特定目的信託の原委託者

(注)報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項(第43条 第3項において準用す る場合を含む。)	第286条第2項	振替機関

(注)報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔金サ法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第35条第1項及び第2 項並びに第36条第1項 及び第2項	第82条第2項第 1号及び第2号	金融サービス仲介業者、金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者
第48条第1項及び第2 項並びに第49条第1項 及び第2項	第82条第2項第 3号及び第4号	認定金融サービス仲介業協会、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者

(注)証券監視委への権限委任は、金融サービス仲介業のうち有価証券等仲介業務に係るものに限る。報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第15条及び第16条第1 項	第22条第6項及 び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資 家等特例業務届出者(移行期間特例業務を行う 外国投資運用業者を含む)、登録金融機関、証 券金融会社、振替機関、口座管理機関

(注)報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[預金保険法]

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第136条第1項及び第 2項並びに第137条第 1項及び第2項	第139条第2項	金融商品取引業者等(金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。)、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社)、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

(注)報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の 必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる 場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[景品表示法]

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第29条第1項	第33条第6項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融サービス仲介業者

(注)金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

[個人情報保護法]

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象	
第143条第1項	第147条第5項	金融庁長官が所管する個人情報取扱事業者等	

(注)金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(2) 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として 金銭的な負担を課する制度(課徴金制度)が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係 る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検 査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第 2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所 その他必要な場所

(注)報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲及び課徴金額

課徴金の対象範囲及び課徴金額は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	対象範囲	課徴金額
風説の流布等により有価証券等の価	違反行為(風説の流布・偽計)終了時点で自己の計算に おいて生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポ ジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価 額との差額等	
売173本	第173条 格に影響を与えた 者	(注)金商業者等が顧客等の計算において不公正取引を 行った場合、それがファンドの運用として行われた場合に は運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、 手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。 (以下同じ。)
第174条	仮装・馴合売買を した者	違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等
第174条の2	相場を変動させる べき一連の有価証	違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計 算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の

	券売買等をした者	計算において生じている売り(買い)ポジションについて、 当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該 ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価 した価額との差額との合計額等
第174条の3	安定操作取引等 の禁止に違反した 者	違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等
第175条	内部者取引をした者	違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等
第175条の2	未公表の重要事 実の伝達等の禁 止に違反した者	違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者 等が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を 乗じて得た額等

(注1)違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5倍となる。

(注2)上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用 する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類 (注1)を提出した者又は提出すべきであると認め られる者、有価証券の引受人その他の関係者、 参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項 において準用する場合 を含む。)	第194条の7第3 項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3 項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3 項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきで あると認められる者、これらの共同保有者その他 の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取の み)	第194条の7第3 項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会 社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる 発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その 他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その 他必要な場所
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取の み)	第194条の7第3 項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

第

2

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は、以下のとおり(第25条第1項)。
 - ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれら の訂正発行登録書
 - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
 - 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
 - 四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
 - ・臨時報告書及びその訂正報告書
 - ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書
- (注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開 買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件に ついての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。
- ② 課徴金の対象範囲及び課徴金額

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

対象範囲	課徴金額
有価証券届出書 (募集・売出しの 発行開示)が 理されていない のに有価証券の 募集等をした者 等	募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25)
虚偽記載のある 有価証券届出書 (募集・売出しの 発行開示)等の 提出により、有価 証券を取得させ、 又は売り付けた 者等	募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の 2.25)
有価証券報告書 等を提出しない 発行者	前事業年度の監査報酬額(前事業年度の監査がない場合等は400万円) (四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1)
	有(発理の募等 虚有(発提証又者 有等価集・開れ有等 記証・開にを売 証提届出)い証し の届出)、さけ 特出出しがな券た あ出し等有せけ 告な出しがな券た あ出し等有せけ 告な

有価証券報告書	虚偽記載のある 有価証券報告書	600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれ か大きい額		
	等を提出した発行者	(四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1)		
第172条の5	公開買付開始公 告を行わないで 株券等の買付け 等をした者	買付総額の100分の25		
第172条の6	虚偽表示のある 公開買付開始公 告等を行った者 等	買付株券等の時価合計額の100分の25		
第172条の7	大量保有報告書 等を提出しない 者	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1		
第172条の8	虚偽記載のある 大量保有報告書 等を提出した者	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1		
第172条の9	特定証券情報の 提供又は公表が されていないの に特定勧誘等を した者	募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の 2.25)		
第172条の10 虚偽のある特定 証券等情報の提 供又は公表をし、 有価証券を取得 させ、又は売り付	イ. 当該特定証券等情報が公表されている場合 募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の 2.25) ロ. 当該特定証券等情報が公表されていない場合 イ. の額に、			
	けた発行者等	1. の領に、 当該特定証券等情報の提供を受けた者の数		
		当該特定勧誘等の相手方の数		
		を乗じて得た額		
第172条の11	虚偽のある発行	イ. 当該発行者等情報が公表されている場合		
	者等情報の提供 又は公表をした 発行者	600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいず れか大きい額		
		口. 当該発行者等情報が公表されていない場合		
		イ. の額に、		
		当該発行者等情報の提供を受けた者の数		
		発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数		
		を乗じて得た額		

3

節

第172条の12

の提出等を容易 は唆す行為をし た者

虚偽開示書類等 特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の 対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の にすべき行為又 財産の価額に相当する額

(注)第 172 条の2、4、7、10、11 及び 12 の違反行為について、違反者が当局による調査前に 違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる(金商 法第 185 条の7第 14 項)。他方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことが ある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる(金商法第 185 条の7第 15 項)。

(4) 犯則事件の調査の権限及び範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根 拠 規 定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第210条 金サ法第102条 犯収法第32条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第211条、第 211条の2 金サ法第102条 犯収法第32条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押え等の強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条、金サ法施行令第49条及び犯収法第32条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

	t.	
条 項	行為者	規 定 の 概 要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第15条等	発行者、売出 しをする者、 引受人、金融 商品取引業 者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者 等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第37条の3	金融商品取 引業者等	契約締結前の書面の交付

条 項	行為者	規定の概要			
第37条の4	金融商品取 引業者等	契約締結時等の書面の交付			
第37条の5	金融商品取 引業者等	保証金の受領に係る書面の交付			
第38条等	金融商品取 引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止			
第38条の2	金融商品取 引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等			
第39条第1項	金融商品取 引業者等	損失保証・損失補塡等の禁止			
第40条の4	金融商品取 引業者等	特定投資家向け有価証券の売買等の制限			
第41条の2	金融商品取 引業者等	投資助言業務に関する禁止行為			
第42条の2	金融商品取 引業者等	投資運用業に関する禁止行為			
第42条の7	金融商品取 引業者等	運用報告書の交付			
第43条の6第2項	金融商品取 引業者等	暗号等資産関連業務において、契約の締結又はその 勧誘に関して、顧客を誤認させるような表示の禁止			
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁 止			
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止			
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止			
第161条第1項	金融商品取 引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引等の制限			
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買等に関する 報告書の提出義務等			
第165条	会社役員等	役員・主要株主の禁止行為			
第166条	会社関係者 等	会社関係者等による内部者取引の禁止			
第167条	公 開 買 付 者 等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止			
第167条の2	会社関係者 等	未公表の重要事実の伝達等の禁止			
第168条	何人も	虚偽の相場の公示等の禁止			
第169条	何人も	対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限			

条 項	行為者	規定の概要
第170条	何人も	有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の 不特定多数 者向け勧誘 等をする者等	一定の配当等の表示の禁止

〔金サ法〕

条 項	行為者	規定の概要
第31条第1項	金融サービス 仲介業者	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第31条第2項	金融サービス 仲介業者	損失保証・損失補塡等の禁止等

[犯収法]

条 項	行為者	規定の概要
第4条第6項	顧客等	本人特定事項の虚偽申告の禁止
	代表者等	

第2章

証券監視委の 基本指針等



証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期:2023年~2025年)

~時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために~

2023(令和5)年1月27日証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視1による

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、節目となる30周年を迎えるとともに、第11期²が発足しました。

この間、累次の制度改正等により、市場監視権限の充実・強化が図られるとともに、新たな商品・取引等の出現により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進展しました。加えて、足下、新型コロナウイルス感染症や地政学リスクの高まり、経済安全保障を巡る情勢等により、市場を取り巻く環境は大きく変化しているほか、第11期の期間中においても、新たな環境変化が生じる可能性もあります。

証券監視委は、こうした大きな環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

¹ 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、 証券監視委の活動全般を指す。

 $^{^2}$ 証券監視委の委員長及び委員の任期は 3年とされており(金融庁設置法第 13 条第 1 項)、この 3年の期間を「 1 期」と呼んでいる。



具体的な施策

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

(1) 有用情報の収集

- ▶ 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制 機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- ▶ 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- ▶ 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場 全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析 することで、問題の未然防止・早期発見につなげます。
- ▶ 市場・上場企業を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場企業による開示の充実に向けた取組み等へ的確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行います。

(3) 国際連携の強化

▶ 証券監督者国際機構(IOSCO)等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

▶ 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

▶ 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や 開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上 で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。



▶ クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外 当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

▶ 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

▶ 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

▶ 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等(例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等)についても、積極的に対応します。

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- ▶ 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- ▶ 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、 具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法 令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の 情報収集につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- ▶ 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- ▶ 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。



市場監視の専門機関としての能力向上

〇 デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

▶ 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進します。

〇 職員の戦略的な育成・活用等

- ▶ 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力 を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った 職員の育成に引き続き取り組みます。
- ▶ その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の 多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場 に対応していきます。

〇 財務局との協働・連携の推進

▶ 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め意思疎通をしっかりと確保し、一体的な業務運営を図っていきます。

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

SESC 情報提供 Q検索



<電話・FAXによる情報提供先>

直通電話: 0570-00-3581 (一部のIP電話等からは03-3581-9909) におかけください。

FAX(高齢者・障がい者専用): 03-3506-6699 (「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。)

◆ 証券監視委では、「粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)」、「投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)」、「市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)」などの情報を幅広く受け付けています。

3



証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期:2023年~2025年)

~時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために~



証券監視委 の使命 的確・適切な市場監視による

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

l . 網羅的な市場監視に 向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な 把握・分析
- (3) 国際連携の強化

||, 効果的・効率的な 調査・検査

- (4) リスクベースアプローチ に基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反 への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等 による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に 対する対応力強化

III. 市場規律強化に向けた 実効的な取組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携 強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 財務局との協働・連携の推進

■ 職員の戦略的な育成・活用等

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

令和2年6月 証券取引等監視委員会

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

本文書は、金融商品取引業者等に対するモニタリング(証券モニタリング)に関し、証券取引等監視委員会(証券監視委)がオン・オフー体のモニタリング¹に取り組む中、金融庁から先に公表された方針・指針等を踏まえつつ、今後の証券モニタリングの基本的な考え方を、関連文書も含めて整理したものである。

I. 証券モニタリングの現状と課題

1. 証券監視委のこれまでの取組

(1) リスクベースに基づくオン・オフー体のモニタリング

証券監視委では、監督部局との連携を通じて、金融商品取引業者等の経営管理(ガバナンス)の有効性、取扱金融商品や取引等のビジネスの特性、リスク管理の適切性や財務の状況等を的確に把握し、延べ7千を超える金融商品取引業者等が抱えるリスクの特性に応じた、オン・オフー体のモニタリングを行っている。

特にオンサイト・モニタリングにおいては、問題の全体像を把握したうえで、根本的な原因を究明し、再発防止につながる深度のある検証に取り組んでいる。

(2) 証券監視委で策定した方針等

これまで証券監視委では、上記(1)のオン・オフー体のモニタリングを行うために、金融商品取引法を始めとする関連法令に基づくほか、以下の方針及び指針等を策定・公表し、これらを踏まえた証券モニタリングに取り組んでいる。

- ① 証券取引等監視委員会 中期活動方針 証券監視委を取り巻く環境を踏まえた3年ごとの活動方針
- ② 証券モニタリング基本方針 時々の経済・市場環境等を踏まえた、証券モニタリングに関する事務年度ごとの重点的な取組事項等
- ③ 金融商品取引業者等検査マニュアル(証券検査マニュアル) オンサイト・モニタリングの着眼点や留意点を例示した検査官向けの手引
- ④ 証券モニタリングに関する基本指針 主としてオンサイト・モニタリングの手続

2. 証券監視委の証券モニタリングにおける今後の課題

上述のとおり、証券監視委では、監督部局との連携の下、オン・オフー体のモニタリ

¹ 証券モニタリングは、オンサイトとオフサイトのモニタリング双方を包含している。このうち、オンサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査を示し、オフサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査以外で、金融商品取引業者等に対する報告徴取及びヒアリング等を通じた情報収集等を幅広く行う活動であり、主として監督部局と連携して行う活動を示す。

餰

証券監視委の証券モニタリングを一層効果的・効率的に行うためには、検査・監督の着 眼点や留意点の共通化や明確化を図ることが重要な課題となっている。 以下は、証券監視委の方針及び指針等と、金融庁から公表されている検査・監督基

ングを行っているが、金融庁において、平成30年6月以来、全ての金融機関等の検 査・監督をスコープに入れて、基本的な考え方の整理が行われている(注)。こうした中、

本方針、監督指針及びディスカッション・ペーパー等との関係を含め、証券監視委の今 後の証券モニタリングにおける基本的な考え方及び進め方を示すものである。

(注) 金融庁における検査・監督の考え方

金融庁においては、平成30年6月に、検査・監督対象となる全ての金融機関等の検査・ 監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を定めた、「金融検査・監督の考え方と進め 方」(検査・監督基本方針)を策定・公表し、以下の考え方を示している。

- 従来の定期検査だけでは、前回検査以降の環境変化や新たな課題の発生に機動的 に対応できないこと等から、継続的な情報収集と対話の下に各金融機関等の特性を 把握し、課題の性質に応じてオンサイトとオフサイトのモニタリングを機動的に使い分 け、改善状況をフォローアップする、オン・オフー体の継続的なモニタリングへの転換
- 今後の検査・監督の進め方として、最低基準の遵守状況を確認する「最低基準検証²」、 持続的な最低基準充足を確保するための「動的な監督」、ベスト・プラクティスのための 「見える化と探求型対話」の3つの手法の使い分け
- 個別のテーマ・分野(コンプライアンス・リスク管理、顧客本位の業務運営、IT ガバナン ス、健全性政策等)については、監督指針とともにプリンシプルや金融機関との対話 のための材料であるディスカッション・ペーパー等の活用

II. 今後の証券モニタリングについて

1. 基本的な考え方

証券監視委では、今後とも、金融商品取引業者等が法令等に基づき適正に業務を行 っているか、引き続き厳正に検証していく。

その際、法令違反行為等の検証のみにとどまらず、将来の最低基準抵触の蓋然性も 含めた問題の全体像の把握を行い、根本原因の究明やフォワード・ルッキングな視点 からの検証に際しては、引き続き、業務運営態勢(経営管理態勢、内部管理態勢・法令 等遵守態勢、リスク管理態勢、内部(外部)監査態勢、危機管理態勢)の整備状況に着 眼する³。

最低基準の中には、利用者保護、市場の公正性・透明性の確保を目的として制定された諸法令や、経営管理・顧客保護・ リスク管理のために最低限必要とされる態勢等が含まれている。

³ 証券検査マニュアルに記載のある上記5つの業務運営態勢の整備については、根本原因の究明や将来の最低基準抵触 の蓋然性の評価のため引き続き重要であることから、今後も証券モニタリングの着眼点としていく。

特に、金融グループ等に属する金融商品取引業者等のモニタリングに当たっては、 監督部局等と連携し、当該金融商品取引業者等が属する金融グループ全体のビジネ スモデルや経営方針等を含めた多角的な観点からモニタリングを行う。

2. モニタリングの進め方

(1) ルールベースの検証

金融商品取引法及び関連法令においては、金融商品取引業者等が市場の公正性・ 透明性の確保及び投資者保護等を図るうえで遵守すべき最低限度のルールが規定さ れている。今後も、金融商品取引法及び関連法令等の規定に基づき、金融商品取引 業者等の業務が適正に行われているか、引き続き厳正に検証を行っていく。その際、 個別の規定の適用に当たっては、法令の趣旨・目的に遡って保護すべき重要な法益等 を踏まえた検証を行う。

(2) 根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のための業務運営態勢

検知された法令違反行為等の根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の 評価に当たっては、金融庁から公表されている監督指針⁴を踏まえ業務運営態勢の適 切性を検証するほか、検査・監督基本方針、プリンシプルや分野ごとのディスカッショ ン・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら取り組む。

例えば検査・監督基本方針に関しては、事案の内容に応じて、以下の考え方を踏ま えることとする。

- 問題事象の根本原因の追究を通じて将来に向けた実効性ある改善策を議論す ることや、ガバナンス・企業文化・内部管理態勢が全体として必要な実効性を有 しているかを評価することが重要であること
- 足元で利用者保護や不公正取引に関する問題事象が生じていなくても、金融機 関のビジネスモデル、社会経済環境、規制動向、社会的な期待目線の高まり等 から将来において問題事象が発生する蓋然性が高まっている場合、将来的に 最低基準に抵触する蓋然性が高いこと

(3) 事務年度ごとの重点的なモニタリング方針

金融商品取引業者等を取り巻く経済環境等の変化を踏まえたフォワード・ルッキン グな視点からのモニタリングの方針や重点事項等は、金融庁から公表される金融行政 の方針5等を踏まえつつ、中期活動方針や証券モニタリング基本方針において定める。

その他監督指針等としては、信用格付業者向け、高速取引行為者向け、清算・振替機関等向けや「マネー・ローンダリング 及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」がある。

⁵ 例えば令和元事務年度の場合、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」(令和元年 8 月 28 日策定)を示す。

餰

(4) 検査手続

検査の実施手続は、引き続き証券モニタリングに関する基本指針を使用していく。

3. 証券検査マニュアルの取扱い

(1) 現状6

平成 13 年に策定した証券検査マニュアル⁷は、金融商品取引業者等の業務運営態勢に着眼した態勢編及び金融商品取引業者等の業務プロセスに沿って法令等遵守の確認項目を例示した業務編から構成されているところ、証券監視委においては、これまで主として検査官の手引書として活用してきた。

こうした中、現状において、態勢編は、その大部分において監督指針と内容が重複している。また、業務編は、金融商品取引業者等の取引やそのビジネスモデル等の複雑化・多様化が急速に進む環境下において、個々の金融商品取引業者等が抱えるリスクに応じた検証が求められている中、証券検査マニュアルのチェックリスト形式による一律の検証を行う意義は薄れてきたと考えられる。

(2) 証券検査マニュアルの廃止等

上記を踏まえ、証券検査マニュアルの態勢編については、オン・オフー体のモニタリングの下、金融商品取引業者等の業務の検証において必要となる考え方も含めて、監督指針へ引き継ぐ。

また、業務編については、こうした記載項目に依拠した業務プロセスの構築が、形式 面のみを重視することにつながるおそれがあり、また、本来、金融商品取引業者等が それぞれの業務の規模や特性に応じて自ら実効性ある事務手続の方法を策定すべき ものであるとの観点から、廃止⁸する。

証券検査マニュアルの態勢編及び業務編に関する上記措置は、本文書の策定と同時に実施する。

なお、証券検査マニュアル廃止後の証券モニタリングに関係する方針・指針等については、別紙のとおりとなっている。

以上

⁶ 金融庁においては、令和元年 12 月に預金取引等金融機関や保険等の検査マニュアルを廃止した。

⁷ 元々、「証券会社に係る検査マニュアル」として平成 13 年6月に策定・公表。その後、「証券検査マニュアル」、「金融商品取引業者等検査マニュアル」に改名して存続してきた。

^{8 「}金融商品取引業者等検査マニュアル」の別冊である「信用格付業者検査マニュアル」も併せて廃止する。

施行日

令和2年6月26日 策定

飾

(別紙) 令和4年3月31日現在

証券検査マニュアル廃止後における 証券モニタリング関係の方針・指針等⁹

【証券監視委公表分】

- 今後の証券モニタリングの基本的な考え方 (令和2年6月 26 日策定)
- 証券モニタリングに関する基本指針 (平成 17 年7月 14 日策定 直近改正: 令和4年3月 31 日)
- 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第 10 期)(令和2年1月 24 日公表)
- 令和3事務年度 証券モニタリング基本方針 (令和3年8月6日策定)

【金融庁公表分】

○ 金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針) (平成 30 年6月 29 日策定)

(監督指針等)

- 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 (平成 19 年9月 30 日策定)
- 信用格付業者向けの監督指針 (平成22年4月1日策定)
- 高速取引行為者向けの監督指針 (平成 29 年 12 月 27 日策定)
- 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 (令和3年11月1日策定)
- 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 (平成 25 年 12 月 10 日策定)
- 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針 (平成25年8月2日策定)
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン (平成 30 年2月6日制定)
 - ※上記監督指針等は、金融庁ウェブサイトを参照

(ディスカッション・ペーパー等)

- コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・ リスク管理基本方針) (平成30年10月15日策定)
- 金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針) (平成 31 年3月 29 日策定)
- 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理 (令和元年6月21日策定)
- 金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題 (令和元年6月28日公表)

⁹ これらの方針・指針等が改定・実施された場合、特に別段の定めがある場合を除き、改定後の方針・指針等に基づくものと する。

- 〇 顧客本位の業務運営に関する原則 (平成 29 年3月 30 日公表、令和3年 1 月 15 日改訂)
- 2021事務年度 金融行政方針 (令和3年8月31日策定)

証券モニタリングに関する基本指針

令和4年3月 証券取引等監視委員会

本指針は、証券モニタリングの過程において、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)及び財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)が実施する検査に係る基本的な手続を示したものである。

検査は、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施する上での一手段であり、ルールベースの検証のみにとどまらず、根本原因の究明や、フォワードルッキングな観点からの検証も行う。他方で、検査は検査対象先に相応の負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力を得ることも重要である。

そのため、検査官及び検査対象先双方が、検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な検査を実施することが重要である。

したがって、本指針について検査対象先が理解していることを確認するとと もに、本指針に規定のない取扱いを行う際には、随時、検査対象先へ説明する 等の配慮が必要である。

- (注1)証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を包含している。また、検査は、法令の検査権限に基づく検査を指し、モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)、検査部局、財務局等が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先(証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。)等)との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。
- (注2)本指針において、金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

第

飾

I 検査の準備

1. 検査官の心構え

検査官は、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1)綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

(3) 効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル(業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。)や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因(例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス(経営管理態勢を指す。以下同じ。)等)の究明に努めなければならない。

(4) 自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するよう

に努めなければならない。

2. 検査実施の検討

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を 訪問して、モニタリングで把握した課題について、帳簿書類その他の物件 を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

(1)検査対象先の選定

検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結 果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定する。

(2) 検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

- ① 一般検査 検査対象先に係る業務運営等の全般について行う検査をいう。
- ② 特別検査 検査対象先に係る業務運営等の一部について行う検査をいう。

(3)検査の方法

一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当す る検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

1) 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査の うち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象 先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対し て行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

- ③ グループ等ー体型検査
 - 証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先 など、グループ等に対して必要に応じて一体的に行う検査をいう。
- 4 同時検査

効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁の検査部局と時 期を同じくして行う検査をいう。

(注) 留意事項

餰

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等 の間で、十分調整の上行うものとする。

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

また、同時検査の実施に当たっては、金融庁の検査部局との間で、十分調整の上行うものとする。

3. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

4. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨 店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予 告日の前営業日とする。)。

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での 検証を要するというものではない。

5. 予告検査

(1) 予告検査

臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

(2) 検査予告時期

検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査 官が検査対象先の責任者に対して行うものとし、臨店検査着手日等必要 な事項を伝えるものとする(II1.(1)口参照)。

6. 検査の実施

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

Ⅱ 検査の手順等

1. 臨店検査

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査 命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明 を行うものとする。
 - ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
 - ② 検査への協力依頼(検査を受けて(予告検査の場合は、検査予告後)、 書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為とし て厳格に対処する旨も併せて伝達する。)
 - ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
 - ④ 検査関係情報 (Ⅱ1.(2)①参照)の第三者への開示制限の概要
 - ⑤ 意見申出制度の概要(Ⅲ1.「意見申出制度」参照)
 - ⑥ 検査モニターの概要(Ⅲ2.「検査モニター」参照)
 - ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅶ2.「提出資料一覧」参照)
 - ⑧ その他必要な事項

なお、検査官は、相手方に検査証票を提示できるよう、常に携帯する必要がある。

ロ. 予告検査の場合には、検査予告時に、i. 上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請をするとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示をするものとする。また、それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示

餰

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

及び説明するものとする。

主任検査官は、臨店検査着手時(予告検査の場合は、予告後速やか に) に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査を受けてい る事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査 対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以 下同じ。)の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下 の事項を説明するものとする。

- 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い 情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれているこ ہ طے
- 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査 関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」 という。財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検査官 の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあって は、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に 開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別 紙様式2)) に記名すること。
- ② 第三者非開示承諾書の提出 検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり 取り扱うものとする。
 - イ、主任検査官は、臨店検査着手時(予告検査の場合は、予告後速やか に)に、検査終了通知書交付前であれば主任検査官(検査終了通知書 交付後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視 官)) の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならな い旨を記載した第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名 を受けるものとする。
 - ロ. ただし、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認め られる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的と した委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動 産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当 しないものとする。
- ③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

- イ. 主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局 等にあっては、証券取引等監視官)) は、検査対象先から第三者への 開示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請 (以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例と しては、以下のとおり。
 - 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
 - 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資 するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への 開示
 - 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結 合等の当事者への開示
 - 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合に おける管財人又は監督委員への開示

ただし、以下の場合には開示承諾申請を要しないものとする。

- 検査対象先の経営管理会社への開示であって、過去の検査において、 当該経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合(当該経営管 理会社に変更がない場合に限る。)
- 検査期間中に主任検査官の求めにより、検査対象先が、第三者(例) えば、業務委託先)に検査に係る事項について確認をするため当該 第三者に対して行う開示であって、当該確認のため必要な限度内で 検査関係情報を開示する場合
- ・検査対象先が、検査期間中に、当該検査対象先と契約関係にある外 部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に対して相談の ために行う開示であって、当該開示について事前に主任検査官に報 告が行われ、主任検査官が検査の実行性及び保秘の観点から支障が ないと判断した場合
- 口、検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官(検査終了 通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引 等監視官)) は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義 務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を 総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

第

節

(3)検査資料の徴求

① 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

② 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、 依頼の趣旨を明確に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、徴求する資料の重複等がないように努めるものとする。

③ 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査 対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を 交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行う とともに、早期の返却に努めるものとする。

④ 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

(4) 現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に 行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行う とともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ.検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であって も、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、 相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点 に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力 を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、 やむを得ない事情により就業時間外に行おうとするときは、検査対象 先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外 に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記 のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合 的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実 施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに) に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の 把握に努める。
- ② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査 対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別 の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認め られた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問 題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店 舗を巡回し、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情 を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう 努める。

- ③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた 事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。
- ④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、

餰

検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣 と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場 合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとす る。

(7) 事実の解明又は認定

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、 その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその 是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。 ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向け た取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存する ことなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令 等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把 握するよう努めるものとする。

(9) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うこと により問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役 職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るも のとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める 際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以 下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実 関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理 票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要 に応じて、質問票を作成する。

③ モニタリング確認票(別紙様式6)

検査基準日現在で具体的な問題は生じていないものの、ビジネスモ デルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや

内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、 検査対象先と認識共有ができた事項(以下「留意すべき事項」という。) について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、深度ある議論により検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書に記載することを前提としていることを伝える。

(10) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

(11) 臨店検査におけるその他の留意事項

① ヒアリングへの他の役職員の同席

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

② 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券取引等監視委員会事務局証券検査課証券検査指導官(以下「証券検査指導官」という。)と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、必要な指示を受けるものとする。

③ 反面調査

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議

餰

した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

④ 業務委託先等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、業務委託先、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)する。当該検査については、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

⑤ 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。)。

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

⑥ 災害発生時等の対応

イ. 主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、 直ちに証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にそ の旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等に あっては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優 先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な 限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するもの とする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課 長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、必要に応じて主任 検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継 続するか否かを検討するものとする。 上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達する ものとする。

- ロ. 主任検査官は、災害以外にも、以下の場合等においては、証券検査 指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報 告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引 等監視官へ相談ないし報告)し、指示を受けるものとする。検査の一 時的な中断又は中止の検討、検討の結果については、上記と同様の取 扱いとする。
 - a. 一時的な中断の検討
 - ・検査対象先の作業に長時間を要する場合
 - ・検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合
 - b. 一時的な中断又は中止の検討
 - ・会社の消滅、重大なシステム障害等の特別な事情により、検査の 継続が困難であると考えられる場合

2. 臨店検査終了後

(1)検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、 証券取引等監視委員会事務局証券検査課審査担当係(財務局等にあって は、審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるもの とする。

(2) 講評等

① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理 し、(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任 者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

ただし、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官) が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、 講評を行わない場合もある。

餰

- (注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、 当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。
- イ. 検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達する。また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。
- ロ. 上記イ. のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識 が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。
- ② 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- ③ 講評の際の出席者
 - イ. 証券監視委又は財務局等 原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。
 - ロ.検査対象先 検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象 先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれ を認めるものとする。

④ 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、 口頭により伝達(証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監 視官)が効率性等の観点からその他の手段による伝達が適当と判断し た場合は、その他の手段により伝達)する。なお、講評(留意すべき 事項を除く)は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、 その実施に際しては、検査対象先に十分内容を伝えるものとする。

また、主任検査官は必要に応じて、検査対象先の監査関係者に対しても検査結果を講評時等において共有する等、改善に向けた自主的な取組みの促進に資するよう努めるものとする。

(3)検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあっては、財務局長等説明等の後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式7)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検

査対象先の責任者に対して、その旨を口頭等適宜の方法により伝達する ものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3か月以内を目途に行うようがあるものとする。

(4) 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、勧告書(案)を作成し、 証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監 視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

(5) 検査結果の公表等

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成27年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される 事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(6) 検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のモニタリング 等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内 容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に

飾

対する証券モニタリング概要・事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングの PDCA サイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

Ⅲ 意見申出制度・検査モニター

1. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1)検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。(II1.(1)イ.(5)参照)

(2) 意見申出制度の概要

- ① 意見申出書の提出等
 - イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

- ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等の 事実関係に関する意見相違事項に限る。
 - (注)上記意見相違事項以外の申出内容(法令解釈、新たな論点、 新たな主張等)は対象外となる。
- ハ. 意見申出書の提出期間は、検査対象先の責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間を延長することができる。意見申出書が郵送により提出された場合、消印が提出期

間内(提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを 有効とする。

- 二. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。
- ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式9)を提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。
- へ. 証券監視委事務局長は、提出された意見申出書が下記に該当する場合、速やかに申出者に対して意見申出書の受付日及び不受理の理由を記載した意見申出不受理決定通知書(別紙様式 10)を申出者に送付することとし、申出者の求めに応じて、意見申出書及び説明書類を返却することができる。
 - ・意見相違事項が上記口. (注) に該当する場合
 - ・上記ハ. に定める期限を超えて提出された場合

② 審理手続等

- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。
- ロ. 審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。
- ③ 審理結果の回答方法

申出者(検査対象先)に対する審理結果の回答については、検査終 了通知書に別添として添付する形で行う。

2. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見を受け付け、臨店検査の実態を 把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実 施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的か ら、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うも のとする。

(1)検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。(II 1. (1) イ. ⑥参照)

(2)検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施す

第

餰

ることとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。 なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙(別紙様式11)に記入し、電子情報処理組織を使用する方法又は郵送により送付する。

口. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。 財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、 証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査終了日から検査終了通知書交付後 10 日目(行政機関の休日を除く。) までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券 検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施者) とする。

口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、 臨店検査開始から検査終了通知書交付前までの間に検査対象先を訪 問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取 を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に (必要があれば実施後も) 検査チームとの面談を行うものとす る。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

Ⅳ 書類の作成等に関する特例及び留意点

1. 英語による提出書類の作成等に関する特例

下記(1)又は(2)に該当する者は、(3)に掲げる書類(③から⑤までの書類は、当該書類において指定する記載欄)について、英語で作成(記載)し、提出することができる。この場合においては、①から⑧までに掲げる書類は、当該書類の様式に準じて英語で作成(記載)するものとする。

- (1)金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件(令和4年金融庁告示第13号)第1号又は第2号の規定の適用を受けて金商法第29条の登録、同法第30条第1項の認可又は同法第31条第4項の変更登録を受けた者(ただし、同告示第3号に規定されている業務範囲に限る。)
- (2)海外投資家等特例業務届出者
- (3) 英語で作成(記載) し、提出することができる書類
 - ① 第三者非開示承諾書 別紙様式 2
 - ② 検査関係情報開示承諾申請書 別紙様式3-1、3-2
 - ③ 整理票「事実関係に対する認識」欄 別紙様式4
 - ④ 質問票「質問事項に対する回答」欄 別紙様式5
 - ⑤ モニタリング確認票「モニタリング評価に対する認識」欄 別紙 様式6
 - ⑥ 意見申出書 別紙様式8
 - ⑦ 意見申出書の取下げについて 別紙様式9
 - ⑧ 検査モニター【アンケート方式】 別紙様式 11
 - ⑨ 臨店当初等に依頼することとなる必要な提出資料(Ⅲ2.「提出資料一覧」参照)

なお、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、公益 又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、上記(1)又は (2)に該当する者に対し、上記の書類又は記載欄の全部若しくは一部につ いて、その概要の訳文を付すことを求めることができるものとする。

2. 検査対象先が提出する書類における記載上の留意点

別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手続に従い、 登録の申請等の際に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を申請者の氏名に 併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載 し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。

餰

3. 書類の提出方法等の留意点

検査対象先から証券監視委又は財務局等への書類の提出及び証券監視委 又は財務局等から検査対象先への書類の交付については、それぞれ電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により 行うことができるものとする。

V 関係部局・自主規制機関等との連携等

1. 関係部局との連携等

(1) 財務局等

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査対象先の選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券 モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同 検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な検査 の実施に努めるものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査とモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁の検査部局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

2. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監 視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引 業者等に対する監視機能の総体としての向上を図るものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、情報交換及び検査官の 研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を 把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自 主規制機能の強化に資するものとする。

(2)他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等 との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

(3) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの 販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(4)海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等 に対応するため、IOSCOに加盟する証券規制当局間の多国間情報交 換枠組み(MMoU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力 などを通じて、連携を強化するものとする。

(5) その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等 を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等 との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

Ⅵ 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

第 飾

本指針は、平成22年7月29日から適用する。 (改正)

本指針は、平成22年11月10日から適用する。

(改正)

本指針は、平成23年7月4日から適用する。

(改正)

本指針は、平成24年7月23日から適用する。

(改正)

本指針は、平成25年8月8日から適用する。 (改正)

本指針は、平成27年4月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成29年4月3日から適用する。 (改正)

本指針は、令和元年5月7日から適用する。

(改正)

本指針は、令和2年9月17日から適用する。 (改正)

本指針は、令和2年12月23日から適用する。

(改正)

本指針は、令和3年1月12日から適用する。

(改正)

本指針は、令和3年6月30日から適用する。

(改正)

本指針は、令和3年11月22日から適用する。 (改正)

本指針は、令和4年3月31日から適用する。

Ⅶ 参考

- 1. 検査のイメージ図
- 2. 提出資料一覧

(別紙)

- 様式 1 検査命令書
- 様式 2 第三者非開示承諾書
- ·様式3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- 様式 4 整理票
- 様式 5 質問票
- 様式 6 モニタリング確認票
- 様式7 検査終了通知書
- 様式 8 意見申出書
- 様式 9 意見申出取下書
- 意見申出不受理決定通知書 • 様式10
- 様式11 検査モニター用紙
 - ※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第56条の2第1項、第194条の7第2 項第1号及び第3項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出 をしている場合には、金商法第63条の3第2項において準用する第 63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項を含む。また、 海外投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、法第63条の 11 第 2 項において準用する法第 63 条の 14、法第 194 条の 7 第 2 項 第2号の3及び第3項を含む。)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第56条の2第2項から第4 項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第57条の10第1項、第194 条の7第3項)
- (4) 指定親会社(金商法第57条の23、第194条の7第3項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第57条の26第2項、第194条の7第 3項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第60条の11、第194条の7第2項第2

餰

(7) 電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第60条の14第2項に おいて準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)

号及び第3項)

- (8) 適格機関投資家等特例業務届出者(金商法第63条の6、第194条の 7第2項第2号の2及び第3項)
- (9) 海外投資家等特例業務届出者(金商法第63条の14、第194条の7第 2項第2号の3及び第3項。また、海外投資家等特例業務届出者と みなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。)
- (10) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号 及び第3項)
- (11) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3 号の2及び第3項)
- (12) 高速取引行為者(金商法第66条の67、第194条の7第2項第3号の 3及び第3項)
- (13) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4 号及び第3項)
- (14) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項 第5号及び第3項)
- (15) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- (16) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法 第103条の4、第194条の7第3項)
- (17) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第 106 条の6第1項 (同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (18) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法 第106条の16、第194条の7第3項)
- (19) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第 106 条の 20 第 1 項 (同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (20) 金融商品取引所持株会社等(金商法第106条の27(第109条において 準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (21) 金融商品取引所(金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第 3項)
- (22) 自主規制法人(金商法第153条の4において準用する第151条、第194 条の7第2項第6号及び第3項)
- (23) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9 、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第3項)
- (24) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第

156条の5の4、第194条の7第3項)

- (25) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第156条の5の8、第194 条の7第3項)
- (26) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7第3項)
- (28) 証券金融会社(金商法第156条の34、第194条の7第3項)
- (29) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (30) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (31) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
- (32) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投 信法」という。)第22条第1項、第225条第3項)
- (33) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及 び第3項)
- (34) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (35) 投資法人の資産保管会社等(投信法第213条第3項、第225条第3項)
- (36)投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (37) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC法」という。)第 209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第1 号及び第3項)
- (38) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (39) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第2 号及び第3項)
- (40) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第20条第1項、第286 条第2項)
- (41) 金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第36条第 1項及び第2項、第82条第2項第1号及び第2号)
- (42) 認定金融サービス仲介業協会(金融サービスの提供に関する法律第 49条第1項及び第2項、第82条第2項第3号及び第4号)
- (43) その他、上記(1)から(42)までに掲げる法律の規定により証券検査 の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止 法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施す るものとするので留意する。

イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、

適格機関投資家等特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者(移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。) (犯罪収益 移転防止法第16条第1項、第22条第6項第1号)

- 口. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法 第16条第1項、第22条第7項)
 - (注) () 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

令和4年8月2日 証券取引等監視委員会

令和4事務年度1 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、近年の金融商品取引業者等(以下「金商業者等」という。)を取り巻く環境等を踏まえ、令和4事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の主な検証事項等について取りまとめた。 なお、検査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と縮小が繰り返し見られていることから、今後の動向を引き続き注視しながら、必要に応じ適切な対応を取っていく。

1. 金商業者等を取り巻く環境等

(1) 金商業者等を取り巻く環境

経済成長の成果を家計に還元し、その安定的な資産形成につなげていくためには、金融商品の組成・販売・管理等の各段階における金商業者等が顧客の最善の利益のために行動するための顧客本位の業務運営の確保を進めていくことが引き続き重要となっている。

また、デジタライゼーションの進展等に伴い、ビジネス環境が大きく変化する中、他の証券会社や金融機関との業務提携、市場環境や顧客ニーズの変化に則したデジタル化の推進、既存ビジネスの見直し等による持続可能なビジネスモデルの構築に向けた動きが見られる。

さらに、国内外でのサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、金融機関に対してサイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起が発出されるなど、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が求められている。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「AML/CFT」という。)に対する国際的な関心は引き続き高く、FATF 第4次対日相互審査の結果及び第5次対日相互審査を見据え、金商業者等においては、引き続き、継続的顧客管理の実施等の同対策への取組が求められることとなる。

[└] 令和4事務年度は令和4年7月から同5年6月までを指す。

 $^{^2}$ 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を指している。「検査」とは、金融商品取引法第 56 条の 2 等の検査権限に基づくものを指し、「モニタリング」とは、検査以外のものを指す。

餰

① 銀証ファイアーウォール規制の見直し

の変更が見られる。

(2) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「内閣府令」という。)及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」という。)の一部改正により、上場企業等の顧客情報を金融グループ内の銀行と証券会社間において共有する場合の顧客の事前同意や個別通知が原則不要とされるとともに、金商業者等に対しては、一部規制緩和に伴う内部管理の高度化が求められている。

昨事務年度等において、以下のとおり、金商業者等を取り巻く規制の枠組み等

② 投資信託の販売及び乗換え勧誘に係る説明の見直し

自主規制機関が公表した「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」の報告書における要望も踏まえ、監督指針の一部改正により、 投資信託の販売及び乗換え勧誘上の留意点等について、真に顧客の投資目的や 理解度に応じた説明が行われるよう、プリンシプルベースでの見直しが行われ、 金商業者等に対しては、顧客の状況に応じた適切な説明が求められている。

③ 金商業者等の買収又は休業等に係る監督上の対応の強化

金商業者等が、買収等により株主構成に重要な変更等が生じた場合や、長期にわたり業務を休止した場合等に、当該事業の実態を踏まえた業務の適切性を把握するために、監督指針の一部改正により、監督上の着眼点の明確化が図られた。金商業者等については、買収等に伴う役員等の構成又は経営方針等の変更が生じた場合においても、事業内容に応じた適切な業務執行体制の整備等が求められている。

(3) 昨事務年度の証券モニタリング等を通じて判明した事項

昨事務年度の証券モニタリング等を通じ、金商業者等の中に、金商業者等を取り巻く環境等の変化を受け、ビジネスモデルや内部管理態勢の変更といった動きが見られた。

① 第一種金融商品取引業者

顧客本位の業務運営の取組状況については、定着の進展が見られる一方、適合性原則を踏まえた内部管理態勢の整備が不十分であり、経済合理性の観点から不適切な投資信託の乗換え勧誘を行っている業者が認められた。また、仕組債の販売においては、真に顧客ニーズを反映したとは認められない販売状況が見られ、その中には、金融商品仲介業者や他の金融機関への業務委託を通じて販売されている事例も認められた。

インターネット取引口座数の多い一部の証券会社においては、自主規制機関

が策定した「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の各項目への準拠状況に一定の進捗が見られるものの、中には不正出金リスクの低減効果が十分ではない状況が見られた。

上記の他、大手証券会社が、相場操縦の一種である違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った嫌疑で告発されるなど、法令遵守態勢やガバナンスに 課題が認められた。

② 投資運用業者

近年、年金基金等の運用資産規模の大きい国内のアセットオーナーにおいて、 未公開株等のオルタナティブ資産への投資を拡大する動きが見られる。オルタ ナティブ資産を始めとした運用資産に対しては、商品特性に応じた調査を行い、 リスクの所在等を把握することが必要である。

こうした中、外部の運用会社が運用するファンドを投資対象として組み入れている投資一任契約や自社が設定したファンド・オブ・ファンズ形式で運用する投資信託において、商品特性に応じた調査を十分に行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていない事例が認められた。

また、投資法人資産運用業者において、親会社等の利害関係者との取引に関し、不動産投資法人よりも親会社等の利益を優先し、不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけを行う等、投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

③ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、投資一任契約の締結の媒介や海外集団投資スキーム持分に該当する金融商品の取得勧誘を行っている業者が認められた。

上記の他、合同会社の従業員による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、投資者被害の懸念がある事案が認められている。しかしながら、現行制度では、特定の場合を除き、当該取得勧誘行為は、金融商品取引業に該当しないこととなっており、証券監視委の調査権限が及ばず、裁判所への禁止命令等の申立てを行うことができない状況となっている。そのため、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講ずるよう内閣総理大臣及び金融庁長官に対して建議を行った。

2. 業態横断的な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の「金融行政方針」等も 念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下 の項目について検証を行う。

餰

例えば、仕組債のように複雑なリスク構造をもつ商品の販売については、販売対象顧客の設定や顧客説明に関する社内ルールを整備し適切に実施しているか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか等について検証を行う。

② デジタライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応 した内部管理態勢の構築

例えば、非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化による金商業者等の経営に与える影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築について検証を行う。

他方で、従来型の対面営業に依存したビジネスモデルが継続されている場合は、 その持続可能性など、市場環境や顧客ニーズの変化等が財務面を含む経営に与える 影響等についても検証を行う。

- ③ サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理(外部委託先の管理を含む)の対応状況
- ④ AML/CFT に係る内部管理態勢の定着状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び 再発防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他の事項の 検証についても取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ³

仕組債のように複雑なリスク構造を持つ商品の販売勧誘に係る苦情が見られること、米国投資会社の破綻事案でガバナンスやリスク管理に係る課題が明らかとなったこと等を踏まえ、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業

— 136 —

³ 大手証券会社グループ:グローバルに活動する国内証券会社

店に対し、検査を実施する。

3メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、関係部署と連携し、 銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相 反管理態勢等の整備状況についても検証を行う。

(2) 外国証券会社

グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応 した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。また、 低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の 販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

(3) ネット系証券会社

昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりやこれまでの不正アクセス事案を 踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況に ついて検証を行う。

また、委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(4) 準大手証券、地域証券会社(地域銀行系証券会社を含む)

顧客の高齢化や相続による顧客資産の流出、手数料競争の激化やデジタル化の 推進による影響などによって経営環境が厳しい中、これまでの検査において、不 適切な投資勧誘等、投資者保護の観点から問題のある行為が認められている。ま た、仕組債販売において、より複雑化した商品の販売や販売勧誘に係る苦情が寄 せられていることから、適合性の原則への対応等が図られているかについて検証 を行う。

また、地域銀行系証券会社を始め同一金融グループ内の登録金融機関から顧客紹介等を受けて仕組債を販売している証券会社については、銀証連携による販売管理態勢について検証を行う。

さらに、主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデル やガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(5) 外国為替証拠金取引業者

昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりやこれまでの不正アクセス事案を 踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況に ついて検証を行う。 また、広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、昨今の為替相場における急激な変動も踏まえ、リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況についても検証を行う。

(6) 投資運用業者

運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相反管理態勢の整備状況等についてリスクベースで検証を行う。

(7) 投資助言・代理業者

顧客に誤解を生じさせる広告手法や、虚偽の説明による勧誘行為などの投資者 保護上問題のある行為の有無について検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目し、投資者等から 寄せられた情報の分析等を通じたリスクベースの検証を行う。

また、第二種金融商品取引業者による貸付型ファンドの取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等についても検証を行う。

(9) 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者 を活用した対面営業への進出・拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正 性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各 業態の特性を踏まえてリスクベースで証券モニタリングを実施する。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資家へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

なお、上記の他、1.(2)に掲げた各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

.

|4. 証券モニタリングの進め方

(1) 検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 8,000 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携して、業態、規模だけではなく、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合を中心に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある 検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握 できない状況(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念 される状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(2)関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、それぞれが持つ機能を最大限発揮していくために、

飾

していくとともに、必要に応じて合同検査を実施する。 また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融

モニタリングや検査の計画策定から、情報共有、意見交換等も含めて緊密に連携

サービス仲介業者に対する検査において、証券監視委、金融庁検査部局、各財務 局等との間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

自主規制機関と引き続き緊密に連携し、タイムリーな情報共有により、検知し た内容やその時々の問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効果 的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図って いく。

5. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、 金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの 監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等に より、改善に向けた自主的な取組を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリン グ概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法(以下「金商法」という。)が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第 177 条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員(以下「調査官」という。)は、取引調査(以下「調査」という。)の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

(2)綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(4) 効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ 十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、 事案の実態を解明するように努めなければならない。

(5) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ. 取引調査の実施手続等

餰

1. 調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引(以下「事案」という。)について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等(以下「対象先」という。)に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

(1) 立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査(以下「検査」という。)を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、 検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であること を伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 検査の権限(金商法第177条)及び目的
- ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先(対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等)を立ち会わせるものとする。
- ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- 二 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。
- ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者 が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(2) 質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 質問調査の権限(金商法第177条)及び目的
- ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象 者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
- ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
- 二 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
- ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
- へ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実 関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告

第

餰

する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、 記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表 を行う。

V. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には 使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについて は、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

VI. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅲ. 施行日

本基本指針は平成25年8月30日から施行する。

(改正)

本基本指針は平成26年4月1日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法(以下「金商法」という。)における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、 このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1)綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(3) 効率的・効果的な事案の解明

第

節

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査 官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が 把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者 保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとと もに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析 し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注)有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1)報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発

行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延している と認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員そ の他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ、検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- 二、必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うと ともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
- ロ.検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、 的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施

2-4

第

するよう努める。

④ その他の留意事項

- イ、検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、 検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除 き、これを認めない。
- ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現 物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り 受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努 める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

- ① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽 の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収 集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、 その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。 なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人(公認会計 **士又は監査法人をいう。以下同じ。)の意見等を聴取する。**
- ② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害 関係のない外部の専門家によって構成される委員会(以下「外部調査委員 会」という。)を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結 果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、 外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性 を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。
- ③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出 されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対 象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された 場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては 検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

イ、調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引 先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を 実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出 を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の 担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法に ついて適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1-3. 開示検査等の終了

(1)勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

(2) 検査終了通知書の交付

第

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

(注) 開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

(3) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

(1) 検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ、開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。
- ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)。
- ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、 細心の注意を払う。

(2) 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書 管理者、文書管理者をいう。

(3) 検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査 関係情報(開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査 対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同 じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程 で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係 情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承 諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)との間に おいて、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な 連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第27条の22の2第1項により準用される同法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第2項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第27条の30第1項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第2項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第27条の35に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第177条に基づく調査(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行後)並びに金商法第193条の2第6項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成25年8月30日から施行する。

第3章

証券監視委の 活動実績等

第

第

第 10 節

3-1 証券監視委の活動状況

総括表

(単位:件数)

年 度 区 分	平成 4~29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	合 計
犯則事件の告発	192	8	3	2	8	8	221
勧 告		54	49	29	20	26	1,206
証券検査結果等に基づく勧告	559	11	14	5	2	5	596
課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)	364	33	29	14	12	14	466
課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)	101	10	6	10	5	7	139
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	1	0	5
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果 等に基づく公表		0	2	0	0	1	89
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令 等の申立て	20	2	3	1	1	2	29
建議	24	2	0	0	0	1	27
証券検査	3,732	68	73	47	46	59	4,025
金融商品取引業者	3,078	55	64	41	37	42	3,317
第一種金融商品取引業者	2,230	35	44	34	28	23	2,394
第二種金融商品取引業者 投資運用業者、投資助言·代理業者 登録金融機関		7	4	1	1	3	303
		13	16	6	8	16	620
		3	2	0	2	6	359
適格機関投資家等特例業務届出者	134	4	0	2	0	3	143
金融商品仲介業者	70	4	2	2	2	4	84
信用格付業者	9	0	1	1	0	0	11
自主規制機関等	32	0	2	0	2	0	36
投資法人	49	1	1	0	2	2	55
その他	14	1	1	1	1	2	20
取引審査	17,057	1,052	1,061	965	969	1,065	22,169

第

節

第

6

8節

第 9

節

(注)

- 1.「証券検査」の計数は、着手ベースの実施件数である。
- 2. 「課徴金納付命令に関する勧告(不公正取引)」の計数は、命令対象者ベースの件数である。
- 3. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において証券監視委担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
- 4. 平成18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は 「旧投資顧問業者」である。
- 5. 平成24年度及び26年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく公表」の件数には、金商法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。
- 6. 平成28年度、29年度、令和元年度及び令和4年度の「証券検査結果等に基づく勧告」には、「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく公表」と併せて勧告を行ったものがあり、これについては両方に計上している。

第 3

5 節

第

3-2 市場分析審査実施状況

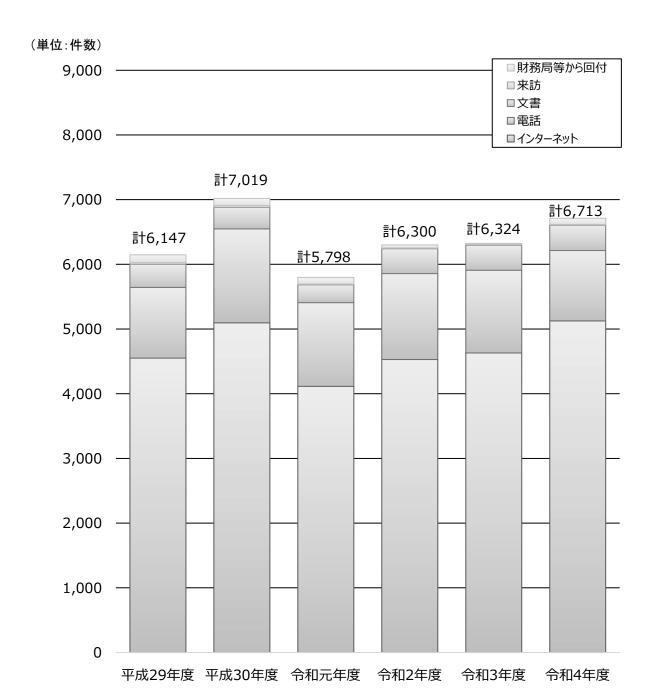
1. 取引審査実施状況

(単位:件数)

X	年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
価格形成に関するもの		70	78	60	43	29
内部	者取引に関するもの	977	976	900	922	1,024
	その他	5	7	5	4	12
	合 計	1,052	1,061	965	969	1,065
	(証券監視委)	427	453	429	377	448
	(財務局等)	625	608	536	592	617

(注)会計年度(4月1日~翌年3月31日)ベース。

2. 情報の受付状況



		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3	受付件数の推移	6,147	7,019	5,798	6,300	6,324	6,713
(5	ち年金運用ホットライン)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	インターネット	4,551	5,097	4,114	4,529	4,630	5,127
媒体の	電話	1,092	1,452	1,295	1,328	1,279	1,087
種類別	文書	358	332	275	385	386	392
媒体の種類別の内訳	来訪	26	28	10	11	12	11
ш	財務局等から回付	120	110	104	47	17	96

第8節

節

11 節

3. 情報の内容別受付状況

(単位:件数)

					(単位	江:件教
年 度区分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
個別銘柄						
a. 取引規制						
1. 風説の流布・偽計	4	1	1	0	0	
2. 相場操縦	2,270	3,194	2,574	2,764	2,421	2,82
3. 内部者取引	299	355	278	361	353	27
0. その他	1,911	1,866	1,220	1,559	2,131	1,93
b. 開示						
1. 大量保有報告書の虚偽記載	2	11	4	0	10	
2. 大量保有報告書の未提出	9	16	16	19	7	
0. その他	1	5	2	0	5	
(小計)	4,496	5,448	4,095	4,703	4,927	5,0
発行体	.,	5,115	.,000	.,,,,,	.,	0,0
a. 法定開示						
1. 無届募集	5	5	2	0	0	
2. ファイナンス	4	8	0	2	2	
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	96	92	69	83	75	
4. 有価証券報告書等の未提出	0	2	2	1	1	
5. 内部統制報告	1	0	0	0	1	
6. 無届公開買付	0	0	0	0	0	
0. その他	8	12	16	8	9	
b. 協会・取引所ルール						
1. 適時開示	21	8	25	22	24	
0. その他	10	11	25	52	49	
c. その他						
1. ガバナンス等	14	13	5	0	10	
0. その他	77	49	89	102	90	1
(小 計)	236	200	233	270	261	2
金融商品取引業者等						
a. 禁止行為等						
1. 断定的判断を提供した勧誘	19	0	1	0	0	
2. 無断売買	7	8	5	5	0	
3. 損失保証・補てん	1	8	3	2	1	
4. 虚偽告知	0	0	0	0	0	
5. 無登録での募集・私募の取扱い	0	1	0	0	0	
0. その他法令違反	107	54	30	49	16	
b. 業務の運営状況	107	54	30	49	10	
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	6	4	6	0	4	
2. システム関連	25	18	15	13	9	
3. 投資運用関連	7	0	1	6	4	
0. その他営業姿勢に関するもの	263	277	272	185	161	
c. 経理						
1. 法定帳簿に関する不正	1	0	0	0	0	
2. 財務の健全性・リスク管理	1	0	0	0	2	
d. 協会・取引所ルール						
1. 自主ルール違反	0	2	0	2	0	
e. その他						
0. その他	162	188	164	146	161	2
(小計)	599	560	497	408	358	
その他						
a. 意見·要望等						
1. 委員会に対する意見等	62	101	159	157	211	1
	33	47	24	36	97	
2. 証券行政・政策に対する意見等	33	4 /	24	30	9 /	
b. その他	225	222	, - ,	6.1.1	000	
1. 無登録業者	207	232	171	211	229	3
2. 未公開株	13	17	4	15	5	
3. 適格機関投資家等特例業者等	19	16	6	3	0	
0. その他	482	398	609	497	236	2
(小 計)	816	811	973	919	778	8
合 計	6,147	7,019	5,798	6,300	6,324	6,7

第

節

節

3-3 勧告等実施状況

1. 勧告実施件数一覧表

(単位:件数)

年 区 分	度	平成 4~29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	合計
勧告件数	1,028	54	49	29	20	26	1,206	
行政処分に関する勧告		559	11	14	5	2	5	596
証券検査の結果に基づく	助 告	546	11	14	5	2	5	583
証券監視委の行った検査等にか	かるもの	170	4	3	1	1	2	181
財務局長等の行った検査等にか	かるもの	377	7	11	4	1	3	403
取引調査、犯則事件の調査に基	づく勧告	17	0	0	0	0	0	17
課徴金納付命令に関する勧	告	465	43	35	24	17	21	605
取引調査の結果に基づく	协告	335	30	28	14	10	13	430
国際取引等調査の結果に基づ		29	3	1	0	2	1	36
開示検査の結果に基づく	协告	101	10	6	10	5	7	139
訂正報告書等の提出命令に関す	る勧告	4	0	0	0	1	0	5

- ・ 行政処分に関する勧告のうち、平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、証券検査の 結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、 これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。
- ・ 平成25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局が実施した検査に 基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委 及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。
- ・ 課徴金納付命令に関する勧告のうち、取引調査の結果に基づく勧告及び国際取引等調査の 結果に基づく勧告については、課徴金納付命令対象者べ一スで計上。

第 7

9

第 11 節

2. 金商業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~令和4年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	あい証券(株)	R4.6.17	無登録で投資運用業を行っている状況 投資者保護上問題のある業務運営
2	証券監視委	(株)エスコンアセットマ ネジメント	R4.6.17	投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況
3	証券監視委	SMBC日興証券㈱	R4.9.28	上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為 売買審査態勢の不備 BOに係る業務運営態勢の不備 銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況
4	関東	マーチャントブレイン ズ投資顧問(株)	R4.9.30	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為等

		4年度
証券	監視委	2
財	務局	2
	関東	2
1	合計	4

第8節

11 節

3. 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等に係る勧告実績

~令和4年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	ARBITRAGE SYSTEM FUND COMPANY LIMITED		名義貸し

		4年度
証券	監視委	0
財	務局	1
	関東	1
1	合計	1

第5節

第

第 9

4. 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

不公正取引

	勧告件数	枚(件)•課徴金額(F	9)					
年度			F	内部者取引		相場操縦	偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
平成18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
平成19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
平成20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
平成21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
平成22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
平成23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
平成24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
平成25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
平成26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
平成27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
平成28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0
平成29	26	168,960,000	21	60,830,000	5	108,130,000	0	0
平成30	33	412,105,000	23	36,650,000	7	373,405,000	3	2,050,000
令和元	29	280,085,000	24	240,730,000	5	39,355,000	0	0
令和2	14	430,440,000	8	41,610,000	6	388,830,000	0	0
令和3	12	102,870,000	6	55,570,000	6	47,300,000	0	0
令和4	14	68,910,000	8	8,090,000	6	60,820,000	0	0
合計	466	7,641,857,935	358	1,001,470,000	103	2,530,047,935	5	4,110,340,000

開示規制違反等

	勧告件数(件)·課徴金額(円)									
年度				開示規制	その他					
	件数	課徴金額	件数課徴金額		件数	課徴金額				
平成17	0	0	0	0	0	0				
平成18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0				
平成19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0				
平成20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0				
平成21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000				
平成22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0				
平成23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0				
平成24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0				
平成25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0				
平成26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0				
平成27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0				
平成28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0				
平成29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0				
平成30	10	393,430,000	10	393,430,000	0	0				
令和元	6	2,746,955,000	6	2,746,955,000	0	0				
令和2	10	2,746,854,996	10	2,746,854,996	0	0				
令和3	5	397,199,997	5	397,199,997	0	0				
令和4	7	362,190,000	7	362,190,000	0	0				
合計	139	23,033,929,972	138	23,026,429,972	1	7,500,000				

第2節

8

(注)

- 1 年度とは当年4月~翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 3 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3-4 証券検査実施状況

1. 検査実施状況一覧表

(単位:件数)

年度 区分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
合 計	25	68	73	47	46	59
(証券監視委)	(6)	(17)	(20)	(8)	(12)	(12)
(財務局長等)	(19)	(51)	(53)	(39)	(34)	(47)
金融商品取引業者	25	55	64	41	37	42
│	(6)	(14)	(15)	(6)	(6)	(8)
	(19)	(41)	(49)	(35)	(31)	(34)
第一種金融商品取引業者	19	35	44	34	28	23
	(4)	(10)	(9)	(4)	(2)	(5)
(財務局長等)	(15)	(25)	(35)	(30)	(26)	(18)
第二種金融商品取引業者	2	7	4	1	1	3
(証券監視委)	(2)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(5)	(2)	(1)	(1)	(3)
投資助言・代理業者	4	8	10	2	3	10
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(4)	(8)	(10)	(2)	(3)	(10)
投 資 運 用 業 者	0	5	6	4	5	6
│ │ (証 券 監 視 委)	(0)	(2)	(4)	(2)	(4)	(3)
(財務局長等)	(0)	(3)	(2)	(2)	(1)	(3)
登 録 金 融 機 関	0	3	2	0	2	6
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(3)	(2)	(0)	(2)	(6)
適格機関投資家等特例業務届出者	0	4	0	2	0	3
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	•	(4)	(0)	(2)	(0)	(3)
金融商品仲介業者	0	4	2	2	2	4
(証券監視委)		(1)	(0)	(0)	(1)	(0)
(財務局長等)	(0)	(3)	(2)	(2)	(1)	(4)
信用格付業者		0	1	1	0	0
(証券監視委)		(0)	(1)	(1)	(0)	(0)
(財務局長等)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等		0	2	0	2	0
(証券監視委)		(0)	(2)	(0)	(2)	(0)
(財務局長等)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投 資 法 人		1 (1)	1 (1)	0	2	2
(証券監視委) (財務局長等)		(1)	(1)	(0)	(2)	(2)
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2
│		(1)	(1)	(1)	(1)	(2)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

第 3 節

節

第 5

節

第6節 第7

第8節 第

9 節

節

第 11 節

節

節

11 節

[2	年度 区分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
金融	第一種金融商品取引業者	193	179	169	175	326	485
融商品	第二種金融商品取引業者	261	161	83	89	0	1,031
取引業	投資助言•代理業者	85	155	113	168	351	116
者	投資運用業者	136	123	136	195	557	257
	登録金融機関	0	58	39	0	87	56
適格機関投資家等特例業務届出者		154	34	51	0	0	1,528
	金融商品仲介業者	61	103	32	105	0	232

0

0

0

132

210

0

0

220

0

0

0

0

2. 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

信用格付業者

自主規制機関等

⁽注)上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

節

節

第

第 10

3. 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位:件数)

Z	年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
	検査終了件数	41	56	76	53	32	48
	金融商品取引業者	33	49	66	44	28	39
	第一種金融商品取引業者	21	31	46	35	22	24
	第二種金融商品取引業者	6	7	4	2	0	3
	投資助言•代理業者	4	7	11	3	2	5
	投資運用業者	2	4	5	4	4	7
	登録金融機関	0	2	3	0	2	1
適	格機関投資家等特例業務届出者	5	2	2	0	0	2
	金融商品仲介業者	2	3	1	4	0	2
	信用格付業者	0	0	0	2	0	0
	自主規制機関等	0	0	2	0	2	0
	投資法人	0	0	1	1	0	4
	その他	1	0	1	2	0	0

(2) 問題点が認められた業者等の数

	年度 区分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
問	題点が認められた業者等の数	35	40	51	21	13	34
	不公正取引に関するもの	3	4	4	2	1	6
	投資者保護に関するもの	12	18	23	10	8	34
	財産・経理等に関するもの	1	2	2	0	2	0
	その他業務運営に関するもの	25	25	38	12	10	27

- (注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点(留意すべき事項を含む)を指摘した会社等の数をいう。
- (注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。従って、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

第 1 節

第2節 第

5節 第4節

節

節

第

3-5 勧告等事案の概要一覧表

1. 金商業者等に対する検査の結果に基づく勧告

		(令和4年	¥4月~令和5年3月)
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	4.6.17	【あい証券株式会社(関東)】	行政処分日 令和4年6月27日
		(1) 無登録で投資運用業を行っている状況	
		当社は、ARBITRAGE SYSTEM FUND COMPANY LIMITED(英国領ケイマン諸島籍の法人、以下「AS社」という。)を営業者とする匿名組合「裁定システムファンド(Arbitrage System Fund)」(以下「裁定ファンド I 」という。)に対し、唯一の適格機関投資家として出資するとともに、平成23年10月31日付で、AS社と販売委託契約及び事務管理に係る覚書(以下「本件覚書」という。)を締結し、検査基準日(令和2年8月24日)現在、裁定ファンド I に係る出資持分の私募の取扱いや出資金の管理等を行っているとしている。	○ 業務改善命令 ① 本件発生原因を分析し、金融商品取引業務の経営管理態勢及が 業務運営態勢及び構築するなど、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		また、AS社は、関東財務局長に対し、平成23年11月2日付で適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)に関する届出書(以下「特例届出書」という。)を提出するとともに、平成28年8月31日付で金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)附則第3条第1項に基づく特例届出書を提出するなどして、検査基準日現在、特例業務として、裁定ファンドIの自己運用業務を行っているとしている。	に実施すること。 ② 本件行為の責任の 所在を明確化すること。 ③ 本件行政処分の内
		さらに、裁定ファンド I は、営業者であるAS社の投資判断に基づき、外国投資法人X(以下「本件外国投資法人」という。)が発行する外国投資証券Powerfund(以下「本件外国投資証券」という。)への投資を通じたファンド・オブ・ファンズ形式により、外国為替取引及び外国為替オプション取引等を主な投資対象として運用されるとしている。	容について、顧客に対し適切に説明すること。 ④ 上記の対応・実施状況について、令和
		しかしながら、AS社の唯一の役職員であるAは、裁定ファンド I の運営に関し、投資先候補の発掘や投資先候補との投資に係る交渉のほか、投資判断に基づく投資先の決定・投資実行・投資後の運用管理・投資により取得した有価証券の処分等の投資運用に関する業務について行っておらず、これら業務を全て当社が行っている状況が認められた。	4年7月27日(水)までに書面等で報告するとともに、以降、その全てが完了するまでの間、随時書面等で報告すること。
		具体的には、当社は、遅くとも平成23年8月頃までに、本件外国投資法人に係る資産の運用者STI Wealth Management (Cayman) Limited(英国領ケイマン諸島籍の法人、平成29年9月にSTI PF Limitedに商号変更、以下「STI社」という。)から、本件外国投資証券に係る説明を受けたことにより、その存在を認知し、その後、STI社から本件外国投資証券に関する資料を入手の上、本件外国投資証券の内容を調査・分析するなどして、裁定ファンド I に係る投資先候補の発掘や投資先候補との投資に係る交渉を行った。	
		また、当社は、本件外国投資証券に関する調査・分析を踏まえ、遅くとも平成23年10月頃までに、Aに対する説明や同人との協議を行うことなく、当社自身の投資判断に基づき、裁定ファンド I に係る匿名組合契約書(以下「本件匿名組合契約書」という。)や特例届出書を作成するなどして、特例業務の制度を利用し、AS社を名目上の営業者とする裁定ファンド I の組成を通じた本件外国投資証券への投資を決定した。	

なお、Aは、平成22年8月にAS社の代表者に就任しているが、この際、当社は、Aに対し、同社業務の一切を当社が行うと約し、同社

の代表者となるよう依頼した。

つづき

さらに、当社は、裁定ファンド I に係る出資持分の私募の取扱いを開始した平成23年11月から令和2年8月までの間(以下「本件期間中」という。)、裁定ファンド I の運用財産を以って本件外国投資証券を取得するため、Aに対して判断を仰ぐことなく、当社自身の投資判断に基づき、反復継続して、AS社名義の出資金管理口座から、本件外国投資証券の取得代金を送金するなどして、投資を実行した。

また、当社は、本件期間中、裁定ファンドIの出資者に対する解約金又は分配金の支払いを行うため、Aに対して判断を仰ぐことなく、当社自身の投資判断に基づき、反復継続して、裁定ファンドIの財産にて保有する本件外国投資証券を売却するなどして、投資により取得した有価証券の処分を行った。

このほか、当社は、本件覚書において、AS社が行うとされている 裁定ファンド I の運用管理業務に関し、本件期間中、Aに対して判 断を仰ぐことなく、STI社から、反復継続して、本件外国投資法人に 係る資産の運用状況に関する資料を入手し、これを分析することに より、当該運用状況を管理・把握した上で、当社自身の投資判断に 基づき、本件外国投資証券への投資を継続するなどして、裁定ファ ンド I に係る運用管理を行っていた。

なお、AS社は、本件匿名組合契約書において、裁定ファンド I の管理報酬として、各計算期間末日における純資産総額の年率2.0%相当額を受領するものとされているほか、本件覚書において、当該報酬額計算を行うとされているところ、当社は、本件覚書等に特段の定めがない中、Aの了承を得ることなく、AS社に対する報酬額を年率0.2%として計算し、その上、残りの年率1.8%相当額について、事務管理受託報酬名目でこれを受領している。

このように、AS社は、裁定ファンドIの名目上の営業者となっているに過ぎないものであり、当社が行った上記一連の行為を実質的に評価すれば、当社が裁定ファンドIの営業者として、本件外国投資証券の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、主として本件外国投資証券に対する投資として、裁定ファンドIの出資者から拠出を受けた金銭の運用を行っていたものと認められる。

当社による上記行為は、金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業(同法第2条第8項第15号に掲げる行為)に該当するものであり、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく投資運用業を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。

(2) 投資者保護上問題のある業務運営

当社は、上記(1)記載のとおり、実際には、裁定ファンドIの実質的な営業者となって、長期間に亘り、無登録で裁定ファンドIの運用を行っていたにもかかわらず、出資者に対し、AS社が裁定ファンドIの営業者として運用を行う旨を記載した資料を用いて説明するなどして、私募の取扱い等を行っていた。

また、当社は、検査基準日現在、裁定ファンド I のほか、A.S.PRODUCT II COMPANY LIMITED(英国領ヴァージン諸島籍の法人)を営業者とし、本件外国投資証券を投資対象とする匿名組合「裁定システムファンド II (Arbitrage System Fund II)」(以下、同ファンド及び裁定ファンド II を合わせて「本件特例2ファンド」という。)に係る出資持分の私募の取扱い等を行っているほか、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社(東京都港区、法人番号9010001065933、金融商品取引業者であった者(令和3年12月24日、金融庁長官より金融商品取引業の登録取消処分が行われた。)、発行済株式の40%を当社が保有。)が設定・運用する公募投資信託「あい・パワーファンド」(以下「本件公募投信」という。)の募集の取扱いを行っている。

しかしながら、当社は、金融商品取引業者として、新たな金融商品の販売に際して、適合性原則等を踏まえ、適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該金融商品の特性やリスクの種類・大き

第2節

1 節

3節 第 4

餰

第

3–5

6節 第

第

7節 第8

第 9 節

第 10

節

第11節

つづき

さ等を適切に把握した上で、販売対象となる顧客を検討・評価するなどの必要性の認識が欠如していたことにより、商品審査の基準や手続き等を定めた社内規程を設けておらず、本件特例2ファンド及び本件公募投信の販売に際しても、こうした観点からの十分な商品審査を実施していない。

さらに、当社は、取り扱う金融商品の具体的なモニタリング方法について定めた社内規程を設けていない中、本件特例2ファンドに関し、STI社から本件外国投資法人に係る資産の運用状況に関する資料を入手し、これを確認・分析するなどして、モニタリングを実施していたとしている。

しかしながら、これら資料によれば、平成27年頃より、STI社によって、本件外国投資法人に係る資産の運用方法が大幅に変更されているなど、本件特例2ファンドの商品性に重大な影響を及ぼす事象が発生していたにもかかわらず、当社は、これらを看過しており、出資者に対する説明も適時に行っていない。

このほか、平成30年6月頃、当時の管理部長において、本件特例2ファンドに係る法令上必要な運用報告書がこれまで一切作成・交付されていないことについて認識するなど、問題意識を有していたにもかかわらず、当社は、特段の措置を講じることなく、これを放置している。

このように、当社は、極めて杜撰な経営管理態勢・内部管理態勢 の下、顧客に対し、投資判断を行う上で重要となる情報を適時・適 切に説明することなく、本件特例2ファンドについて、それぞれ48名 に販売(総額約4.7億円)していたほか、本件公募投信について、 145名に販売(総額約15億円)していた。

当社における上記業務運営の状況は、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であるとき」に該当するものと認められる。

2 4.6.17 【株式会社エスコンアセットマネジメント(証券監視委)】

○ 投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況

当社は、エスコンジャパンリート投資法人(東京都港区、法人番号6010005025721、以下「本投資法人」という。)との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている本投資法人の資産の運用において、当社の親会社である株式会社日本エスコン(東京都港区、法人番号8010001067609、以下「親会社」という。)からの取得となる不動産の鑑定評価を依頼するに際し、以下のとおり、適切な利益相反管理の観点から問題となる、不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけを行い、また、不適切な不動産鑑定業者選定プロセスをとっていた。

(1) 不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけ

当社は、親会社等の利害関係者が保有する不動産を本投資法人に取得させる際には、第三者である不動産鑑定業者に対して、取得させようとする不動産の鑑定評価を依頼し、算定された鑑定評価額を上限として当該不動産の取得価格を決定している。しかしながら、当社は、不動産鑑定業者から提示された鑑評価額に係る中間報告又は概算額が親会社の売却希望価格を優先し、親会社の売却希望価格を伝達するなどしたうえで、鑑定評価額が当該売却希望価格を上回るものとなるよう、算定を依頼した不動産鑑定業者に対し、鑑定評価額を引き上げるための働きかけを行っていた。こうした行為は、不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけであると認められる。

(2) 不適切な不動産鑑定業者選定プロセス

当社は、親会社からの取得となる複数物件の不動産鑑定評価を依頼する際、親会社の売却希望価格を上回る鑑定評価額を得ることを企図して、複数の不動産鑑定業者から不動産鑑定評価に係る概算額を聴取し、そのうち最も高い概算額を提示した不動産鑑定業者(以下「当該不動産鑑定業者」という。)の鑑定報酬額

行政処分日

令和4年7月15日

業務停止命令

新たな資産運用委託契約の締結禁止日 び不動産(不動産信託 受益権を含む)の取得に係る運用指図禁止 (令和4年7月15日から 令和4年10月14日まで の間)

業務改善命令

- ① 本件に関する投資 法人の投資主に対し、今回の行政処分 の内容を十分に説明し、適切な対応を 行うこと。

第 1 節

2節 第3

節

第

第

4 節

第6節

第

7

節 第8節 第

9

節

第10節

11

節

つづき

第

餰

第

節

9

第11節

が、概算額を聴取した他の不動産鑑定業者と比して最も廉価になるよう、当該不動産鑑定業者と交渉していた。さらに、当社は、当該不動産鑑定業者による概算額が最も高かったことを伏せたうえで、当該不動産鑑定業者の鑑定報酬額が最も廉価であることを理由に、当該不動産鑑定業者を鑑定評価の依頼先として選定していた。これは、親会社の売却希望価格で本投資法人に取得させることを最優先とした不適切な不動産鑑定業者選定プロセスであると認められる。

このように、当社の利益相反管理態勢は著しく不十分であり、当社は本投資法人のために忠実に投資運用業を行っていないことから、金融商品取引法第42条第1項に定める「忠実義務」に違反するものと認められる。

ための業務運営方 法を見直すこと。

- ④ 今般の検査結果を 踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の 明確化を図ること。
- ⑤ 上記①から④までの対応状況について、令和4年8月15日までに書面で報告するとともに、その全てが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

3 4.9.28 【SMBC日興証券株式会社(証券監視委)】

(1) 上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為

当社は、その業務に関し、10銘柄の上場株式について、「ブロックオファー」取引(以下「BO」という。)における売買価格の基準となるBO執行日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を一定程度に維持しようと企て、金融商品取引法施行令第20条に定めるところに違反し、各株式の相場を安定させる目的をもって、一連の指値による買付け及び買付けの申込み(以下「本件行為」という。)を行った。

本件行為は、金融商品取引法第159条第3項に違反するものと 認められる。

なお、本件行為は、当社において、不公正取引を牽制・防止する ための売買審査態勢や、法令遵守の徹底や適切な業務運営を確 保するための経営管理態勢が不十分であることに起因し、行われ たものであると認められる。

(2) 売買審査態勢の不備

当社は、当社の売買動向監視システム(以下「システム」という。) において抽出された取引については、一定の基準に従って売買審査を行い、その結果、法令等の違反につながるおそれがあると認められた場合、当該取引を行った顧客等(自己売買を含む)に対して、当該取引の内容や当該顧客等の過去の取引状況等に応じ、ヒアリングや注意喚起などの対応(以下「措置」という。)を行うこととしている。こうした中、本件行為が行われた10銘柄のうち、8銘柄については、システムにおいては、不公正取引の疑いがある取引として抽出されているが、当社が措置を行う基準は、複数日にわたって行われる取引を対象として設定されており、本件行為のように、銘柄ごとに1立会日のみで行われるような取引は、システムにより抽出されても措置の対象とならない。

また、当社においては、ブロックトレード等の特定のイベントに係る自己売買に対しては、システムによる抽出の有無にかかわらず、

行政処分日

令和4年10月7日

業務停止命令

「ブロックオファー」取引に関連する新規の勧誘・受託・取引に関する業務(当局が個別に認めた業務を除く。)を令和4年10月7日から令和5年1月6日まで停止すること。

業務改善命令

- (1) 証券監視委の検査において認められた(1)から(3)の事実(まずでは、1)から(3)の事実(をいう。) 「相場操いでをは、事をという。)は操縦等の健全を強力をが変更がある。
 - ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化を図ること

第1節 | 第2

2節 第3節

第 4 節

3-5

第 6 節

第

7

節

第8節 第

9

節 第10節 第

11

節

売買審査(以下「イベント審査」という。)を行っている。しかしながら、BOについては、自己売買で終値に関与するインセンティブが働くなど、ブロックトレード等と同様のリスクがあるにもかかわらず、イベント審査の対象としていない。

こうしたことから、本件行為については、いずれの取引についても 措置は行われなかった。

上記の状況から、当社の売買審査態勢には不備があるものと認められ、これは、金融商品取引法第40条第2号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第12号に該当するものと認められる。

なお、上記の状況は、当社において自己売買のリスク等に対する 認識が不十分だったことに加え、当社経営陣が、売買審査の件数 が増大しているにもかかわらず、それに見合ったシステムの高度化 や売買審査体制の整備を行ってこなかったことに起因するものと認 められる。

(3) BOに係る業務運営態勢の不備

当社は、BOの執行に際し、買い手顧客に対して、事前に購入の意思の確認等を行っているが、その際、当社営業員の相当数は、BOの執行日について、買い手顧客が推知可能な内容の説明を行っている。このような状況は、BO執行日に空売りを企図する顧客に対し、その機会を与え、空売りを誘発する一因となっているものと認められる。

当社は、BO導入(平成24年)の検討段階から、買い手顧客におけるBO銘柄の空売りが当該銘柄の価格形成を歪めるものとの懸念を有していたが、BO執行日に係る買い手顧客への情報提供のあり方等について、当社内で適切に議論されることがないまま、BO業務を開始していた。

また、その後、当社においては、実際にBO執行日における対象銘柄の株価下落に直面し、価格形成に関する懸念など問題提起が行われているが、これに対する有効な対策が講じられてこなかった。

上記のような当社のBOに係る業務運営状況は、市場の公正性を損なうおそれがあり、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であるとき」に該当するものと認められる。

なお、上記の状況は、当社において、自己のビジネスの業務推進を優先させ、当社のBOの問題点を改善する意識が希薄であるなど、市場のゲートキーパーとしての自覚に欠けていたことや、ビジネスのリスクや課題を適切に把握し、商品性の見直し等の実効的な対策を行うための態勢が不十分であったことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢において不備があるものと認められる。

(4) 銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る)は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。しかしながら、当社は、親法人等である株式会社三井住友銀行(東京都千代田区、法人番号5010001008813、以下「三井住友銀行」という。)との間において、法人顧客から情報共有の停止を求められていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を複数回にわたって行い、これを当社内で共有していた。

(事例1)

三井住友銀行等の複数の法人が保有していた上場会社A社の株式に関し、当該株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、三井住友銀行に対し、当社への情報提

- ・経営管理態勢及 び内部管理態勢 (不公正取引を防 止する態勢を含 む。)の強化
- コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成
- (2) 証券監視委の検査 において認められた (4)の事実(以下「銀 証ファイアーウォー ル規制違反事案」と いう。)について業務 の健全かつ適切な 運営を確保するた め、銀証ファイアー ウォール規制違反 事案に係る発生原 因の分析に基づき、 再発防止に向けて、 以下の点を含む実 効性のある業務改 善計画を速やかに 策定し、着実に実施 すること。
 - 経営管理態勢及 び顧客情報管理態 勢の強化
 - 顧客情報管理に 係るコンプライアン ス意識の醸成
- (3) 上記(1)②及び(2)に 係る業務改善計画 を令和4年11月7日 までに書面で報告す ること。
- (4) 上記(3)の実施状況 について、四半期末 経過後15日以内を 期限として当面の 間、書面で報告する こと。

6節

第

8

11

節

第

3 つづき 供の停止を求めていた。しかしながら、当社役職員は、当該情報 提供の停止の求めを認識していたにもかかわらず、当該売出し における主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出し の実行時期、金額、方法等に関する情報を三井住友銀行から複 数回受領し、これを当社内関係者に共有した上で、営業戦略を 企画していた。さらに、当社の執行役員は、当該売出しにおいて 当社が当該ポジションを獲得できるようA社に働きかけて欲しい 旨を三井住友銀行に対し要請した。

(事例2)

当社及び三井住友銀行は、それぞれ上場会社B社に対し、B社によるC社の買収及び当該買収に伴う資金調達(以下「当該買収等」という。)に関して、B社との取引において知り得た情報については、B社による事前承諾を得ることなく、当社と三井住友銀行との間で共有しない旨を書面により誓約していた。しかしながら、当社役職員は、三井住友銀行がB社から事前承諾を得ていないにもかかわらず、複数回にわたって三井住友銀行から当該買収等に関する非公開情報を受領し、これを当社内関係者に共有していた。

また、当社役職員は、当社がB社から入手した非公開情報を、 B社の事前承諾を得ずに、三井住友銀行に対し伝達した。

(事例3)

上場会社D社は、上場会社E社の株式の過半数を保有し、両社はいわゆる親子上場の関係にあったところ、D社において、E社株式の公開買付け(以下「当該TOB」という。)が検討されていた。このことについて、D社は役員自らが、三井住友銀行に対し、当該TOBに関して、情報管理の徹底や、三井住友銀行内部においても必要最低限のメンバーへの開示とするよう求めていた。しかしながら、当社役職員は、当該情報管理の徹底等の必要性を認識しながら、当該TOBに関する非公開情報を三井住友銀行から複数回受領したうえ、当該情報を当社内関係者に共有していた。

当社における上記行為は、金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号に規定する行為に該当するものと認められる。

なお、上記行為は、当社役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という当社の利益を優先したものであり、当社執行役員自らが非公開情報の受領や社内関係者への情報共有に関与している状況も認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであると認められる。

4 4.9.30

【マーチャントブレインズ投資顧問株式会社(関東)】

○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽のことを 告げる行為等

当社は、無料で会員登録をした者(以下「見込顧客」という。)に対し、メールマガジンを配信し、投資顧問契約の締結の勧誘を行っている。

また、当社は、見込顧客のみが閲覧できるウェブサイト(以下「助言サイト」という。)上の広告において、投資顧問契約の締結を行った顧客に対する助言実績を掲載するとしている。

今回検査において、令和3年1月から同4年4月までの間のメールマガジンによる勧誘状況及び助言サイトに掲載された広告に係る助言実績を確認したところ、以下の法令違反行為が認められた。

(1) 顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社のA代表取締役(以下「A代表」という。)は、見込顧客に対し配信したメールマガジン(23件)において、以下の記載を行い、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。ア. 特別な情報を入手していないにもかかわらず、特別な情報を入手しているとする記載(12回にわたり延51,159名に配信)

イ. 人数を限定する意図がないにもかかわらず、投資顧問契約 の契約人数を限定しているとする記載(7回にわたり延36,192 名に配信)

行政処分日

令和4年10月21日

<u>業務停止命令</u>

新たな投資顧問契約(契約金額の増額を伴う変更契約を含む。)の締結に係る勧誘・契約締結を令和4年10月21日から同年11月20日まで停止すること。

業務改善命令

- ① 不適切な広告の掲載を直ちに停止すること。
- ② 本件の発生原因を 分析し、適切な業務 運営態勢及び内部 管理態勢の構築を

つづき

ウ. 助言実績のない銘柄であるにもかかわらず、助言を行ったとする記載(1回、6,045名に配信)

- エ. 選定銘柄の分析に関し、その精査項目数が事実に反して過大となる記載又は利益確定の目安となる価格(以下「目標株価」という。)の算出を行っていないにもかかわらず、行ったとする記載(3回にわたり延10.776名に配信)
- (2) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 A代表は、投資顧問契約の締結を行った顧客に対する助言実 績に関し、助言サイト上の広告に以下の表示(39件)を行った。
 - ア. 助言を行っていない銘柄であるにもかかわらず、事実に反し、 株式買付の推奨日、売却による利益確定日及び騰落率を掲載 している表示(4件)
 - イ. 助言を行った銘柄について、助言に従えば、目標株価又はロスカットの目安となる株価が売値となるところ、その後に目標株価を上回った株価等を売値として騰落率を計算し、掲載している表示(35件)

上記(1)及び(2)の法令違反行為が行われた発生原因としては、A 代表が営業を優先し、代表自らが法令違反行為を行うなど投資者 保護を一顧だにしない状況であり、経営陣の法令等遵守意識が欠 如していたこと、また、A代表が広告等の審査担当者に営業部の業 務を行わせていたことから、メールマガジン及び助言サイトに掲載される助言実績に対する同担当者による広告等審査がほとんど実施 されておらず、相互けん制が機能していなかったことに起因して発 生したものと認められる。

当社の上記(1)の行為は金融商品取引法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するほか、上記(2)の行為は、投資助言・代理業に関する広告において、助言実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示を行うものであり、同法第37条第2項に違反するものと認められる。

含む再発防止策を 策定・実施すること。

- ③ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ④ 本件法令違反行為 の責任の所在を明 確にすること
- 5 上記①から④の対 応状況について、令 和4年11月21日まで に書面により報告す ること。

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3

8節

10

節

第

11 節

2. 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査の結果に基づく勧告

(令和4年4月~令和5年3月)

		(令和4年	₹4月~令和5年3月)
番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	4.6.17	【ARBITRAGE SYSTEM FUND COMPANY LIMITED(関東)】 〇 名義貸し	行政処分日 令和4年6月27日
	4.0.17		
		商品取引法第2条第8項第15号に掲げる行為)を行わせていたものと認められる。	
		上記行為は、当社が自己の名義をもって、あい証券に金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第15号に掲げる行為)を行わせたものであり、平成28年3月1日以降の行為につき、平成27年改正法附則第2条第2項及び金融商品取引法第63条第11項によって適用される同法第36条の3に違反するものと認められる。	

第

第 8

3. 取引調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(令和4年4月~令和5年3月)

		、 つ かは4・ 	<u> </u>
番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
1	4.4.26	【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)	審判手続開始決定日 令和4年5月11日
		【銘柄名】スパンクリートコーポレーション(旧東証JASDAQ)	課徴金納付命令決定日 令和4年6月16日
		【課徴金納付命令対象者】 無職の者	なお、課徴金納付命
		【違反行為の概要】	令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書
		課徴金納付命令対象者は、株式会社スパンクリートコーポレーションの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和2年7月29日午後1時54分頃から同年8月25日午後0時38分頃までの間、19取引日にわたり、直前の約定値より高い指値の買い注文を発	の提出があったため、 審判の期日は開かれなかった。
		注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に対し買い注文を発注して対当させたりするなどの方法により、同株式合計6万8,300株を買い付ける一方、同株式合計4万6,000株を売り	
		付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。	
		【課徴金額】309万円	
2	4.6.3	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項)	審判手続開始決定日 令和4年6月10日
		【銘柄名】ファミリーマート(旧東証1部)	課徴金納付命令決定日 令和4年7月5日
		【課徴金納付命令対象者】 伊藤忠商事株式会社との契約締結交渉者の役員	なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係
		【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、A法人の役員であるが、A法人と伊藤 忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」という。)等との間の、株式会 社ファミリーマート(以下「ファミリーマート」という。令和2年11月12日	等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。
		上場廃止。)株式に対する公開買付けに関する契約の締結の交渉に関し、伊藤忠商事の業務執行を決定する機関が、ファミリーマート 株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付け	70 2720
		の実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた令和2年7月8日午後5時10分頃より前の同日午後1時48分頃、自己の計算において、ファミリーマート株式合計2,000株を買付価額合計349万7,800円で買い付けたものである。	
		【:==	
3	4.6.21	【課徴金額】167万円 【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)	審判手続開始決定日
		【銘柄名】長期国債先物(2020年3月限月)	令和4年6月28日 課徴金納付命令決定日 令和4年9月9日
		【課徴金納付命令対象者】 Atlantic Trading London Limited	おお、課徴金納付命
		【違反行為の概要】	令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書
		Atlantic Trading London Limitedは、高速取引行為を行うことにつき関東財務局の登録を受けた英国法人であるが、同社の自己勘定での金融商品取引等に従事していたトレーダーにおける手動取引により、同社の業務に関し、株式会社大阪取引所(以下「大阪取引	の提出があったため、 審判の期日は開かれなかった。
		所」という。)に上場されていた長期国債先物2020年3月限月につ	

第 1 節 3

つづき

第2節 | 第

節|第4節

3

第

6

節

第 7 節

第

8

節 第 9 節

5.6

4.9.2

第

10

いて、その売買を誘引する目的をもって、令和2年1月9日午前8時57分8秒頃から同月10日午後1時52分15秒頃までの間、大阪取引所において、最良売り気配よりも劣後する価格に約定させる意図のない多数の売り注文を発注する方法、又は、最良買い気配あるいはこれに劣後する価格に約定させる意図のない多数の買い注文を発注する方法により、合計380枚の売付けの委託を行うとともに合計12枚を買い付ける一方、合計520枚の買付けの委託を行うとともに合計23枚を売り付けるなどし、もって、自己の計算において、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその委託をしたものである。

【課徴金額】4,285万円

4 4.6.28 【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)

【銘柄名】京写(旧東証JASDAQ)

【課徴金納付命令対象者】 会社員

【違反行為の概要】

課徴金納付命令対象者は、株式会社京写の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和2年5月21日午後0時46分頃から同年6月1日午後2時18分頃までの間、8取引日にわたり、自己名義及び親族名義で、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に対し買い注文を発注して対当させたり、最良買い気配近辺や下値に複数の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計27万7,300株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計41万6,900株を買い付ける一方、同株式合計23万4,900株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

【課徴金額】415万円

【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項、第2項) 取引推奨(金商法第175条の2第1項、第2項)

【銘柄名】関西みらいフィナンシャルグループ(旧東証1部)

【課徴金納付命令対象者】

- (1)株式会社関西みらいフィナンシャルグループの社員
- (2)課徴金納付命令対象者(1)から伝達を受けた者

【違反行為の概要】

(1)課徴金納付命令対象者(1)について

課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ(以下「関西みらいFG」という。令和3年3月30日上場廃止。)の社員であるが、その職務に関し、①関西みらいFGの社員甲がその職務に関し株式会社りそなホールディングス(以下「りそなHD」という。)からの伝達により知った、りそなHDの業務執行を決定する機関が関西みらいFG株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実及び②関西みらいFGの業務執行を決定する機関が、りそなHDを完全親会社とし、関西みらいFGを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、

ア. 違反行為事実A

上記各事実の公表がされた令和2年11月10日より前の同年10月9日から同月15日までの間、第三者名義の証券口座で自己の計算において、関西みらいFG株式合計1万317株を買付価額合

審判手続開始決定日 令和4年7月5日 課徵金納付命令決定日 令和4年9月1日

なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。

審判手続開始決定日 令和4年9月9日 課徴金納付命令決定日 令和4年10月20日

なお、課徴金納付命 令対象者(1)及び(2) から事実関係等を認め る旨の答弁書の提出が あったため、審判の期 日は開かれなかった。 5.6 つづき 計452万2,705円で買い付けたものである。

イ. 違反行為事実B

令和2年10月4日、被推奨者に対し、上記各事実の公表がされ る前に、関西みらいFG株式の買付けをさせることにより同人に利 益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた ものである。

被推奨者は、上記各事実の公表がされた同年11月10日より前 の同年10月9日から同月16日までの間、関西みらいFG株式合計 5,200株を買付価額合計226万4,760円で買い付けたものである。

(2)課徴金納付命令対象者(2)について

課徴金納付命令対象者(2)は、関西みらいFGに勤務していた 課徴金納付命令対象者(1)から、同人がその職務に関し知った、 ①関西みらいFGの社員甲がその職務に関しりそなHDからの伝達 により知った、りそなHDの業務執行を決定する機関が関西みらい FG株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買 付けの実施に関する事実及び②関西みらいFGの業務執行を決定 する機関が、りそなHDを完全親会社とし、関西みらいFGを完全子 会社とする株式交換を行うことについての決定をした旨の重要事 実の伝達を受けながら、上記各事実の公表がされた令和2年11月 10日より前の同月9日、第三者名義の証券口座で、自己の計算に おいて、関西みらいFG株式合計2.000株を買付価額合計81万4.000 円で買い付けたものである。

【課徴金額】

課徵金納付命令対象者(1)163万円 課徵金納付命令対象者(2) 31万円

7 4.9.6 【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)

【銘柄名】日本板硝子(旧東証1部) ツカダ・グローバルホールディング(旧東証1部)

【課徴金納付命令対象者】 会社役員

【違反行為の概要】

課徴金納付命令対象者は、

(1)日本板硝子株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する 目的をもって、令和2年4月8日から同年6月18日までの間、18取 引日において、最良買い気配近辺に複数の買い注文を発注して 買い板を厚くするなどの方法により、同株式合計616万1,800株の 買付けの委託を行うとともに、同株式合計138万7,200株を買い付 ける一方、同株式合計173万2,100株を売り付け、

(2)株式会社ツカダ・グローバルホールディングの株式につき、同 株式の売買を誘引する目的をもって、令和2年5月25日午後1時 39分頃から同日午後3時までの間、最良買い気配近辺に複数の 買い注文を発注して買い板を厚くしたり、直前の約定値より高い 指値の買い注文を発注して買い付けることにより株価を引き上げ たりするなどの方法により、同株式合計17万9,200株の買付けの 委託を行うとともに、同株式合計7万5,000株を買い付ける一方、 同株式合計4万6.500株を売り付け、

もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛 であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連 の売買及び委託をしたものである。

【課徴金額】215万円

審判手続開始決定日 令和4年9月13日 第

1

節

第

2

節

第

3

節

第

4

餰

第

6 節

第

7

節

第

8 節

第

9

節

第

10

節

第

11

節

なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。

課徴金納付命令決定日 令和4年10月20日

1

節

第

2

節

第

3

節

第

4

餰

第

6

節

第

7

節

第

8節

第

9

第

10

節

第

11

節

審判手続開始決定日 令和4年9月16日 課徴金納付命令決定日 令和4年10月20日

なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。

審判手続開始決定日 令和4年12月6日 課徴金納付命令決定日 令和5年1月25日

なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。

(1)株式会社YE DIGITALの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和2年8月11日午前9時7分頃から同年9月1日午後2時14分頃までの間、16取引日にわたり、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、

審判手続開始決定日 令和4年12月13日 課徵金納付命令決定日 令和5年1月25日

なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。

1

節

第

2

節

第

3

節

第 4

餰

第

6節

第

7

節

第

8節

第

9

節

第

10

節

第

11

箾

— 178 —

【課徴金納付命令対象者】

会社役員

第 1 節 12

つづき

第 2 節

第

3

節|第4節

第

6

節

第 7 節

第8

節

第9節 第

節 第1節

10

【違反行為の概要】

課徴金納付命令対象者は、

(1)JESCOホールディングス株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和3年3月17日午後1時46分頃から同月30日午後1時28分頃までの間、10取引日にわたり、自身が発注した売り注文に対し買い注文を発注して対当させたり、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計12万6,600株を買い付ける一方、同株式合計12万4,800株を売り付け、

(2)株式会社シンシアの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和3年5月6日午前9時1分頃から同月13日午前9時21分頃までの間、6取引日にわたり、自身が発注した売り注文に対し買い注文を発注して対当させたり、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計5万8,100株を買い付ける一方、同株式合計5万8,600株を売り付け、

もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

【課徴金額】266万円

13-14 5.3.28

【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 取引推奨(金商法第175条の2第1項)

【銘柄名】BuySell Technologies(旧東証マザーズ)

【課徴金納付命令対象者】

株式会社BuySell Technologiesとの契約締結交渉者の代理人

【違反行為の概要】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ダイヤコーポレーション(以下「ダイヤコーポ」という。令和2年10月30日「株式会社タイムレス」に商号変更。)の代理人として、ダイヤコーポが、株式会社BuySell Technologies(以下「バイセル」という。)との間で行っていた株式交換契約の締結の交渉業務に従事していた者であるが、上記契約の締結の交渉に関し、バイセルの業務執行を決定する機関が、①ダイヤコーポの株式を取得して子会社化すること及び②バイセルを完全親会社とし、ダイヤコーポを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、

(1)違反行為事実A

上記各事実の公表がされた令和2年8月28日午後3時頃より前の同月13日から同月28日午前10時16分頃までの間、第三者名義の証券口座で自己の計算において、バイセル株式合計1,400株を買付価額合計340万400円で買い付けたものである。

(2)違反行為事実B

遅くとも同月11日までに、被推奨者に対し、上記各事実の公表がされる前にバイセル株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めたものである。

被推奨者は、上記各事実の公表がされた同月28日より前の同月13日、バイセル株式合計200株を買付価額合計44万5,700円で買い付けたものである。

【課徴金額】303万円

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

審判手続開始決定前 (令和5年3月31日現在)

節

第

第 8 節

4. 開示検査の結果に基づく勧告(開示書類の虚偽記載等)

(令和4年4月~令和5年3月)

		(1344)	1 T 171 11110 T 0717
番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	4.4.15	【違反行為】 四半期報告書の虚偽記載 (金商法第172条の4第2項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社MTG(東証グロース) 【違反行為の概要】 当社は、売上の過大計上という不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成30年12月第1四半期四半期報告書(平成31年2月13日提出)	審判手続開始決定日 令和4年4月22日 課徴金納付命令決定日 令和4年6月16日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の 出があったため、審判の 期日は開かれなかった。
		【虚偽記載の内容】	

	1 1	に向記戦の内台』					
番		対象書類	虚偽記載				
号	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由	
1	平成31年 2月13日	第24期第1四半期(平 成30年10月1日~同年 12月31日)に係る四半 期報告書	平成30年10月1日~ 同年12月31日の第1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益▲1,760 百万円であるところを 719百万円と記載	売上の過 大計上	

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】366万円

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2	4.4.26	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載等 (金商法第172条の2第1項並びに同法第172条の4第1項及び第2 項)	審判手続開始決定日 令和4年5月9日 課徴金納付命令決定日 令和4年6月16日
		【課徴金納付命令対象者】 株式会社ジー・スリーホールディングス(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 ア 当社は、売上の前倒し計上及び売上の架空計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成29年5月第3四半期四半期報告書(平成29年7月14日提出)・平成29年8月期有価証券報告書(平成29年11月30日提出)・平成29年11月第1四半期四半期報告書(平成30年1月12日提出)	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提 出があったため、審判の 期日は開かれなかった。

第 7

第 9 節

第 11 節

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		・平成30年2月第2四半期四半期報告書(平成30年4月13日提出) ・平成30年5月第3四半期四半期報告書(平成30年7月13日提出) ・平成30年8月期有価証券報告書(平成30年11月30日提出) ・平成30年11月第1四半期四半期報告書(平成31年1月15日提出) ・平成31年2月第2四半期四半期報告書(平成31年4月12日提出) ・令和元年5月第3四半期四半期報告書(令和元年7月12日提出) ・令和元年5月第3四半期四半期報告書(令和元年7月12日提出) ・令和元年8月期有価証券報告書(令和元年11月29日提出) ・令和元年11月第1四半期四半期報告書(令和2年1月14日提出) イ 当社は、当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を所有している会社との取引を、「関連当事者との取引」(連結財務諸表規則第15条の4の2第1項)として、連結財務諸表への注記を行わなかった。 この結果、当社は、「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」以下の有価証券報告書を提出した(「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」の内容は下表【記載すべき重要な事項の欠缺】を参照)。 ・令和2年8月期有価証券報告書(令和2年11月30日提出) (2)発行開示書類 当社は、令和2年1月28日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	
		「東偽記載の内突】	

			_					
番		対象書類	虚偽記載					
号	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由		
1	平成29年 7月14日	第7期第3四半期(平成 29年3月1日~同年5月 31日)に係る四半期報 告書	平成28年9月1日~ 平成29年5月31日の 第3四半期連結累計 期間 平成29年3月1日~ 同年5月31日の第3	四半期連結損益計算書四半期連結貸借対照表	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲78.574千円であるとこ ろを166.273千円と記載 連結純資産額が 909,527 千円であるとこ ろを 1,154,952 千円と記	売上の前 倒し計上、 売上の架 空計上		
2	平成29年 11月30日	第7期(平成28年9月1 日~平成29年8月31 日)に係る有価証券報 告書	四半期連結会計期間 平成28年9月1日~ 平成29年8月31日の 連結会計期間	連結 損益計算書 連結 貸借対照表	載 親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲20.435千円であるとこ ろを493.465千円と記載 連結純資産額が 966,454 千円であるとこ ろを 1.482,143 千円と記 載	売上の前 倒し計上、 売上の架 空計上		

第 1 節

11 節

9

番号	勧告 年月		勧告の対象	象となった法令違反等	等の内容		勧告	後の経緯	
2 つづき	3	平成30年	第8期第1四半期(平成 29年9月1日~同年11 月30日)に係る四半期 報告書	平成29年9月1日~ 同年11月30日の第1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	840,640 千 F	資 産 額 が 円であるとこ 77千円と記	当四半期 前の売上 の過大計 上	
	4	平成30年 4月13日	第8期第2四半期(平成 29年12月1日~平成30 年2月28日)に係る四半 期報告書	平成29年12月1日~ 平成30年2月28日の 第2四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	1,083,693 T	資 産 額 が・円であると 592千円と記	売上の前倒し計上、当四半期前の売上	
	5	平成30年 7月13日	第8期第3四半期(平成 30年3月1日~同年5月 31日)に係る四半期報 告書	平成30年3月1日~ 同年5月31日の第3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	1,041,084 T	資 産 額 が・円であると 625千円と記	当四半期 前の売上 の過大計 上	
	6	平成30年 11月30日	第8期(平成29年9月1日~平成30年8月31日)に係る有価証券報告書	平成29年9月1日~ 平成30年8月31日の 連結会計期間	連結費書	当期純利益 ▲197,162号 ころを439,0 載 連 結 純 i 764,305 千	Eに帰属する が F円であると 129千円と記 資産額が 円であるとこ 195千円と記	売上の前 倒し計上、 売上の架 空計上	
	7	平成31年 1月15日	第9期第1四半期(平成 30年9月1日~同年11 月30日)に係る四半期 報告書	平成30年9月1日~ 同年11月30日の第1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	425,284千F	資 産 額 が 円であるとこ 68千円と記	当四半期 前の売上 の過大計 上	
	8	平成31年 4月12日	第9期第2四半期(平成 30年12月1日~平成31 年2月28日)に係る四半 期報告書	平成30年12月1日~ 平成31年2月28日の 第2四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	651,586 千 F	資 産 額 が 円であるとこ 73千円と記	当四半期 前の売上 の過大計 上	
	9	令和元年 7月12日	第9期第3四半期(平成 31年3月1日~令和元 年5月31日)に係る四半 期報告書	平成31年3月1日~ 令和元年5月31日の 第3四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対照表	612,355 千 F	資 産 額 が 円であるとこ 65千円と記	当四半期 前の売上 の過大計 上	

節

第 11 節

番号	勧告 年月		勧告の対象	象となった法令違反等	等の内容		勧告	後の経緯
2 つづき	10	令和元年 11月29日	第9期(平成30年9月1日 ~ 令和元年8月31日)に係る有価証券報告書	平成30年9月1日~ 令和元年8月31日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	1,244,932 T	資 産 額 が - 円であると .282千円と記	当期前の 売上の過 大計上
	11	令和2年 1月14日	第10期第1四半期(令 和元年9月1日~同年 11月30日)に係る四半 期報告書	令和元年9月1日~ 同年11月30日の第1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	993,019千F	資 産 額 が 円であるとこ 54千円と記	当四半期 前の売上 の過大計 上
	12	令和2年 1月28日	有価証券届出書(株券 の募集)		「第四部組込情報」	期に係る有書及び第1	に掲げる第9 「価証券報告 0期第1四半 1半期報告書	番号10、11参照
	(注)金	額は千円未満	- 満切捨てである。	•				

【記載すべき重要な事項の欠缺】

対象書類		記載すべき重要な事項の欠缺
提出日	書類	内容
令和2年 11月30日	第10期(令和元年9月1 日~令和2年8月31日) に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社と関連当事者に該当する法人との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
	令和2年	提出日 書類 第10期(令和元年9月1 日~令和2年8月31日)

【課徴金額】4,605万円

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	4.6.17	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項及び第2項) 【課徴金納付命令対象者】 アジア開発キャピタル株式会社(東証スタンダード) 【違反行為の概要】 当社は、架空循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成30年3月期有価証券報告書(平成30年6月28日提出)・平成30年6月第1四半期四半期報告書(平成30年8月14日提出)・平成30年9月第2四半期四半期報告書(平成30年11月14日提出)・平成30年12月第3四半期四半期報告書(平成31年2月14日提出)・平成31年3月期有価証券報告書(令和元年6月26日提出)	審判手続開始決定日 令和4年6月24日 令和4年9月1日 なお、課徴金納付命令決定日 なお、課徴金納付金 会対象を が多事の を対象を の提出があったたかれな 審判の期日は開かれな かった。
		•令和元年6月第1四半期四半期報告書(令和元年8月14日提出)	

爭
1
爭
2
爭
3

節 ?=5

節

第

第6節 第7節 第8

節

第9節 第10節 第

11

節

番号	勧告実施 年 月 日		勧告の対	象となった法令違反等	等の内容		勧告	後の経緯
3		[d	遺偽記載の内容】					
つづき	番		対象書類		虚像	為記載		
	号	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容	?(注)	主な事由
	1	平成30年 6月28日	第98期(平成29年4月1 日~平成30年3月31 日)に係る有価証券報 告書	平成29年4月1日~平 成30年3月31日の連 結会計期間	連結損益計算書	売上高が3157 るところを682 載		売 上 の 過 大計上等
	2	平成30年 8月14日	第99期第1四半期(平 成30年4月1日~同年6 月30日)に係る四半期 報告書	平成30年4月1日~同 年6月30日の第1四半 期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が1407 るところを415 載		売上の過 大計上等
	3	平成30年 11月14日	第99期第2四半期(平 平成30年4月1日~同 元上高が167百万円 で成30年7月1日~同年9 年9月30日の第2四半 るところを718百万円			売上の過 大計上等		
	4	平成31年 2月14日	第99期第3四半期(平 成30年10月1日~同年 12月31日)に係る四半 期報告書	平成30年4月1日~同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が3117 るところを1.13 記載		売上の過 大計上等
	5	令和元年 6月26日	第99期(平成30年4月1 日~平成31年3月31 日)に係る有価証券報 告書	平成30年4月1日〜平 成31年3月31日の連 結会計期間	連結損益計算書	売上高が5177 るところを1,63 記載		売上の過 大計上等
	6	令和元年 8月14日	第100期第1四半期(平成31年4月1日~令和元年6月30日)に係る四半期報告書	平成31年4月1日~令 和元年6月30日の第1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が1327 るところを322 載		売上の過 大計上等

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】1,500万円

第

第 10

第 8

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	4.6.21	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項及び第2項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社北弘電社(札証) 【違反行為の概要】 当社は、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・令和2年9月第2四半期四半期報告書(令和2年11月12日提出)・令和2年12月第3四半期四半期報告書(令和3年2月15日提出)・令和3年3月期有価証券報告書(令和3年6月25日提出)	審判手続開始決定日 令和4年6月23日 課徴金納付命令決定日 令和4年9月1日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提 出があったため、審判の 期日は開かれなかった。
		「虚偽記卦の中容】	

【虚偽記載の内容】

番	£ 7.11	対象書類	虚偽記載				
号	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由	
1	令和2年 11月12日	第71期第2四半期(令 和2年7月1日~同年9 月30日)に係る四半期 報告書	令和2年4月1日~同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が▲ 272,047千円であるとこ ろを▲56,608千円と記載	売上の過 大計上等	
2	令和3年 2月15日	第71期第3四半期(令 和2年10月1日~同年 12月31日)に係る四半 期報告書	令和2年4月1日~同 年12月31日の第3四 半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が▲ 494,230千円であるとこ ろを44,210千円と記載	売上の過 大計上等	
3	令和3年 6月25日	第71期(令和2年4月1日~令和3年3月31日)に係る有価証券報告書	令和2年4月1日~令 和3年3月31日の会 計期間	損益計算書	当期純利益が▲ 3,270,081千円であると ころを▲2,126,270千円と 記載 純資産額が3,109,903千円であるところを 4,253,714千円と記載	売上の過 大計上、売 上原価の 過少計上 等	

(注)金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】600万円

節

第 2 節

第

節

第

節

第 6 節

第7節

第8節

第 9 節

第 10 節

11 節

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	4.6.23	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の2第1項並びに同法第172条の4第1項及び第2 項)	審判手続開始決定日 令和4年7月1日 課徴金納付命令決定日 令和4年12月12日
		【課徴金納付命令対象者】 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社(東証グロース)	審判手続開始決定 後、指定職員から納付 すべき課徴金の額等の
		【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、架空取引による売上の過大計上、販売費及び一般管理費の過少計上及びソフトウェア仮勘定の過大計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	変更がなされた。その後、課徴金納付命令対象者から変更後の納付すべき課徴金の額等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
		 ・平成30年3月第1四半期四半期報告書(平成30年5月11日提出) ・平成30年6月第2四半期四半期報告書(平成30年8月13日提出) ・平成30年6月第2四半期四半期報告書の訂正報告書(令和3年7月14日提出) 	
		 ・平成30年9月第3四半期四半期報告書(平成30年11月12日提出) ・平成30年9月第3四半期四半期報告書の訂正報告書(令和3年7月14日提出) ・平成30年12月期有価証券報告書(平成31年3月29日提出) 	
		 ・平成30年12月期有価証券報告書の訂正報告書(令和3年7月14日提出) ・平成31年3月第1四半期四半期報告書(令和元年5月15日提出) ・令和元年6月第2四半期四半期報告書(令和元年8月13日提出) ・令和元年9月第3四半期四半期報告書(令和元年11月13日提出) ・令和元年12月期有価証券報告書(令和2年3月30日提出) ・令和元年12月期有価証券報告書の訂正報告書(令和3年7月14日提 	
		出) ・令和2年3月第1四半期四半期報告書(令和2年6月18日提出) ・令和2年3月第1四半期四半期報告書の訂正報告書(令和3年7月14日提出)	
		・令和2年6月第2四半期四半期報告書(令和2年8月12日提出) ・令和2年6月第2四半期四半期報告書の訂正報告書(令和3年7月14日提出)	
		・令和2年9月第3四半期四半期報告書(令和2年11月13日提出)・令和2年9月第3四半期四半期報告書の訂正報告書(令和3年7月14日提出)・令和2年12月期有価証券報告書(令和3年3月29日提出)	
		 ・令和2年12月期有価証券報告書の訂正報告書(令和3年7月14日提出) ・令和3年6月第2四半期四半期報告書(令和3年8月16日提出) ・令和3年9月第3四半期四半期報告書(令和3年11月12日提出) 	
		(2)発行開示書類 当社は、令和2年6月18日及び令和3年12月14日、「重要な事項 につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証 券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事 項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	

第1節 第

節 第3節

2

節

第 6

第 4

第

11 節 番号 勧告実施 年月日

勧告の対象となった法令違反等の内容

勧告後の経緯

5 つづき

【虚偽記載の内容】(指定職員による変更後)

番	:	対象書類		虚	总 偽記載		
号	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由	
1	平成30年 5月11日	第12期第1四半期 (平成30年1月1日 ~同年3月31日)に 係る四半期報告書	平成30年1月1日~ 同年3月31日の第1 四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が ▲6,390千円であるとこ ろを2,934千円と記載	販売費及び一般 管理費の過少計 上	
2	平成30年 8月13日	第12期第2四半期 (平成30年4月1日 ~同年6月30日)に 係る四半期報告書	平成30年1月1日~ 同年6月30日の第2 四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲3,035 千円であると ころを 12,355 千円と記 載	販売費及び一般 管理費の過少計 上	
3	令和3年 7月14日	第12期第2四半期 (平成30年4月1日 ~同年6月30日)に 係る四半期報告書 の訂正報告書	平成30年1月1日~ 同年6月30日の第2 四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲3,035 千円であると ころを 7,672 千円と記 載	販売費及び一般 管理費の過少計 上	
4	平成30年 11月12日	第12期第3四半期 (平成30年7月1日 ~同年9月30日)に 係る四半期報告書	平成30年1月1日~ 同年9月30日の第3 四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲18,655 千円であると ころを 24,754 千円と記 載	販売費及び一般 管理費の過少計 上	
5	令和3年 7月14日	第12期第3四半期 (平成30年7月1日 ~同年9月30日)に 係る四半期報告書 の訂正報告書	平成30年1月1日~ 同年9月30日の第3 四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲18,655 千円であると ころを▲2,738 千円と 記載	販売費及び一般 管理費の過少計 上	
6	平成31年 3月29日	第12期(平成30年1 月1日~同年12月31 日)に係る有価証券 報告書	平成30年1月1日~ 同年12月31日の会 計期間	損益計算書	当期純利益が ▲64,345 千円であると ころを 79,959 千円と記 載	売上の過大計上 、販売費及び一 般管理費の過少 計上	
7	令和3年 7月14日	第12期(平成30年1 月1日~同年12月31 日)に係る有価証券 報告書の訂正報告 書	平成30年1月1日~ 同年12月31日の会 計期間	損益計算書	当期純利益が ▲64,345 千円であると ころを 26,703 千円と記 載	売上の過大計上 、販売費及び一 般管理費の過少 計上	
8	令和元年 5月15日	第13期第1四半期 (平成31年1月1日 ~同年3月31日)に 係る四半期報告書	平成31年1月1日~ 同年3月31日の第1 四半期連結累計期 間	四半期連結	親会社株主に帰属す る四半期純利益が ▲64,346 千円であると ころを▲15,905 千円と	貸倒引当金繰入 額の不計上	

8 節

11 節

番号	勧告		勧告の対	象となった法令違反	返等の内容		勧告後の経緯
5 つづき						記載	
	9	令和元年 8月13日	第13期第2四半期 (平成31年4月1日 ~令和元年6月30 日)に係る四半期報	平成31年1月1日~ 同年3月31日の第1 四半期連結会計期間 平成31年1月1日~ 令和元年6月30日の 第2四半期連結累計期間	四半期連結四半期連結損益計算書	連結純資産額が 499,116 千円であると ころを 684,473 千円と 記載 親会社株主に帰属す る四半期純利益が ▲153,035 千円である ところを▲64,785 千円 と記載 連結純資産額が	貸倒引当金繰入 - 額の不計上
			告書	令和元年6月30日の 第2四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対照表	425,607 千円であると ころを 650,773 千円と 記載	
	10	令和元年 11月13日	第13期第3四半期 (令和元年7月1日 〜同年9月30日)に 係る四半期報告書	平成31年1月1日~ 令和元年9月30日の 第3四半期連結累計 期間 令和元年7月1日~ 同年9月30日の第3 四半期連結会計期 間	四半期連結損益計算書四半期連結賃借対照表	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲206,520 千円であるところを▲93,154 千円と記載 連結純資産額が 374,563 千円であるところを624,844 千円と記載	貸倒引当金繰入 - 額の不計上
	11	令和2年 3月30日	第13期(平成31年1 月1日~令和元年12 月31日)に係る有価 証券報告書	平成31年1月1日~ 令和元年12月31日 の連結会計期間	連結 建結 貸借対照表	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲374,257 千円であるところを▲192,960 千円と記載 連結純資産額が209,258 千円であるところを 527,470 千円と記載	貸倒引当金繰入 額の不計上、減 損損失の不計上
	12	令和3年 7月14日	第13期(平成31年1 月1日~令和元年12 月31日)に係る有価 証券報告書の訂正	平成31年1月1日~ 令和元年12月31日 の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属す る当期純利益が ▲374,257 千円である ところを▲355,756 千	減損損失の不計上

第 7

第

番号	勧告 年 月		勧告の対	象となった法令違反	返等の内容		勧告後の経緯
5 つづき			報告書			円と記載	
					連結貸借対照表	連結純資産額が 209,258 千円であると ころを 311,418 千円と 記載	
	13	令和2年 6月18日	第14期第1四半期 (令和2年1月1日~ 同年3月31日)に係 る四半期報告書	令和2年1月1日~ 同年3月31日の第1 四半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 145,980 千円であると ころを 479,822 千円と 記載	貸倒引当金繰入 額の不計上
	14	令和3年 7月14日	第14期第1四半期 (令和2年1月1日~ 同年3月31日)に係 る四半期報告書の 訂正報告書	令和2年1月1日~ 同年3月31日の第1 四半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 145,980 千円であると ころを 246,249 千円と 記載	減損損失の不計上
	15	令和2年 8月12日	第14期第2四半期 (令和2年4月1日~ 同年6月30日)に係	令和2年1月1日~ 同年6月30日の第2 四半期連結累計期 間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲131,819 千円であるところを▲109,257 千円と記載 連結純資産額が	貸倒引当金繰入 - 額の不計上
			る四半期報告書	同年6月30日の第2 四半期連結会計期 間	四半期連結	80,232 千円であるところを 421,004 千円と記載	
	16	令和3年 7月14日	第14期第2四半期 (令和2年4月1日~ 同年6月30日)に係 る四半期報告書の 訂正報告書	令和2年4月1日~ 同年6月30日の第2 四半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 80,232 千円であるとこ ろを 182,932 千円と記 載	減損損失の不計上
	17	令和2年 11月13日	第14期第3四半期 (令和2年7月1日~ 同年9月30日)に係	令和2年1月1日~ 同年9月30日の第3 四半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲271,158 千円であるところを▲227,990 千円と記載	貸倒引当金繰入 額の不計上
			る四半期報告書	令和2年7月1日~ 同年9月30日の第3 四半期連結会計期	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 243,199 千円であると ころを 604,580 千円と	

節

11 節

番号	勧告:		勧告の対	象となった法令違反	(等の内容		勧告後の経緯
5 つづき				間		記載	
	18	令和3年 7月14日	第14期第3四半期 (令和2年7月1日~ 同年9月30日)に係 る四半期報告書の 訂正報告書	令和2年7月1日~ 同年9月30日の第3 四半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 243,199 千円であると ころを 346,590 千円と 記載	減損損失の不計上
	19	令和3年 3月29日	第14期(令和2年1 月1日~同年12月31 日)に係る有価証券 報告書	令和2年1月1日~ 同年12月31日の連 結会計期間	連結 貸借対照表	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲345,405 千円であるところを▲307,544 千円と記載 連結純資産額が168,525 千円であるところを 525,162 千円と記載	貸倒引当金繰入 ・額の不計上
	20	令和3年 7月14日	第14期(令和2年1 月1日~同年12月31 日)に係る有価証券 報告書の訂正報告 書	令和2年1月1日~ 同年12月31日の連 結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 168,525 千円であると ころを 268,212 千円と 記載	減損損失の不計上
	21	令和3年 8月16日	第15期第2四半期 (令和3年4月1日~ 同年6月30日)に係 る四半期報告書	令和3年4月1日~ 同年6月30日の第2 四半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲14,166 千円であると ころを▲9,173 千円と 記載	貸倒引当金繰入 額の不計上
	22	令和3年 11月12日	第15期第3四半期 (令和3年7月1日~ 同年9月30日)に係 る四半期報告書	令和3年7月1日~ 同年9月30日の第3 四半期連結会計期 間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が ▲40,006 千円であると ころを▲33,115 千円と 記載	貸倒引当金繰入 額の不計上
	23	令和2年 6月18日	有価証券届出書(株 券及び新株予約権 証券の募集)		「第四部組 込情報」	番号 11 に掲げる第 13 期に係る有価証券報 告書及び番号 13 に掲 げる第 14 期第1四半 期に係る四半期報告 書を組込	番号11及び番号 13参照

第 6

第 8

番号	勧告!			勧告の対	象となった法令違反	5等の内容			勧告後の経緯
5 つづき		令和:	3年	有価証券届出書(株	令和2年1月1日~ 同年12月31日の連 結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 168,525 千円であ ころを 268,212 千 記載	්රිද	減損損失の不計上
	24	12月1	14日	券の募集)	令和3年7月1日~ 同年9月30日の第3 四半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲40,006 千円で ころを▲33,115 千 記載	あると	貸倒引当金繰入 額の不計上
	(注)金			初捨てである。 :金額】6,925万円(指	f定職員による変更 ^を	後)			_

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6	4.11.1	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項及び第2項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社アマナ(東証グロース) 【違反行為の概要】 当社及び当社の連結子会社は、売上の過大計上、売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成29年9月第3四半期四半期報告書(平成29年11月10日提出)・平成30年12月期有価証券報告書(平成31年3月25日提出)・令和元年6月第2四半期四半期報告書(令和元年8月9日提出)・令和元年9月第3四半期四半期報告書(令和元年11月14日提出)・令和元年9月第3四半期四半期報告書(令和元年11月14日提出)・令和元年9月第3四半期四半期報告書(令和元年11月14日提出)・令和2年6月第2四半期四半期報告書(令和2年8月14日提出)	審判手続開始決定日 令和4年11月7日 課徴金納付命令決定日 令和4年12月12日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の 出があったため、審判の 期日は開かれなかった。
		「東海記載の中央】	

【虚偽記載の内容】

1	番		対象書類	虚偽記載			
Ę	号	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
	1	平成29年 11月10日	第48期第3四半期(平 成29年7月1日~同年9 月30日)に係る四半期 報告書	平成29年1月1日~ 同年9月30日の第3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲17,578千円であるとこ ろを45,036千円と記載	売上原価 の過少計 上
2	2	平成31年 3月25日	第49期(平成30年1月1日~同年12月31日)に 係る有価証券報告書	平成30年1月1日~ 同年12月31日の連結 会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲27,070千円であるとこ ろを21,226千円と記載	売上の過 大計上、売 上原価の 過少計上

節

3	令和元年 8月9日	第50期第2四半期(平 成31年4月1日~令和 元年6月30日)に係る四 半期報告書	平成31年1月1日~ 令和元年6月30日の 第2四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	親会社株主 四半期純利3 ▲195,650千 ころを▲119 記載	益が 円であると	売 上 の 過 大計上
4	令和元年 11月14日	第50期第3四半期(令 和元年7月1日~同年9 月30日)に係る四半期 報告書	平成31年1月1日~ 令和元年9月30日の 第3四半期連結累計 期間	四半期連結損益計算書	親会社株主 四半期純利3 ▲ 525,878千 ころを ▲ 434 記載	益が 円であると	売上の過 大計上、売 上原価の 過少計上
5	令和2年 8月14日	第51期第2四半期(令 和2年4月1日~同年6 月30日)に係る四半期 報告書	令和2年4月1日~同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産組 ▲276,299千 ころを▲206 記載	円であると	当前の上期原分に対している。

番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7	4.12.9	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載等 (金商法第172条の2第1項並びに同法第172条の4第1項及び第2 項) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社ディー・ディー・エス(東証グロース)	審判手続開始決定日 令和4年12月16日 課徴金納付命令決定日 令和5年2月8日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を
		【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、売上の過大計上及び貸倒引当金繰入額の過少計上等 の不適正な会計処理を行った。 また、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等(以下「重要事象等」という。)が存在するにもかかわらず、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】にその旨及びその具体的な内容を記載しなかった。 さらに、当社は、上記不適正な会計処理及び重要事象等の不記載を訂正するにあたり、貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当期純損失等が本来整合すべきにもかかわらず整合していなかったなど、多くの虚偽記載のある連結財務諸表等を作成した。これらの結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」以下の有価証券	認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

当社は、平成30年8月17日及び令和2年6月2日、「重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」の内容は下表【虚偽記載等の内容】を参照)。

節

8

番号	勧告実施 年月日		勧告の対象と	なった法令違反等	等の内容		勧告	勧告後の経緯		
7		[]	虚偽記載等の内容】]						
つづき	番		対象書類		虚偽記載又は記	記載すべき事項	頁の欠缺 —————			
	号	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内	容(注)	主な事由		
	1	平成30年 3月30日	第23期(平成29年1月1日 ~同年12月31日)に係る 有価証券報告書	第一部【企業情報】 等が存在するにもだ			· · · ·	. —		
	第24期第1四半期(平成 平成30年 5月11日 第24期第1四半期(平成 30年1月1日~同年3月31 等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的ない 日)に係る四半期報告書 た。									
	3	平成30年 8月10日	第24期第2四半期(平成 30年4月1日~同年6月30 日)に係る四半期報告書	4月1日~同年6月30 等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を た。 期第3四半期(平成 第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】におし 7月1日~同年9月30 等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を						
	4	平成30年 11月9日	第24期第3四半期(平成 30年7月1日~同年9月30 日)に係る四半期報告書					. —		
	5	平成31年 3月22日	~同年12月31日)に係る	平成30年1月1日 〜同年12月31日 の連結会計期間	連結連結貸借対照表	親会社株主 当期純利益 ▲1,160,020 ところを▲9 と記載 連 結 純 望 961,297千円 ろを1,483,00 載	が 千円である 009,821千円 資産額が Gであるとこ	売上の過大 計上		
				第一部【企業情報】 等が存在するにもかった。			· · · ·			
	6	令和元年 5月10日	31年1月1日~同年3月31	平成31年1月1日 〜同年3月31日 の第1四半期連 結累計期間	1日 四半期連結 明連 損益計算書 △244,741		-円であると 242千円と記	貸倒引当金 繰入額の過 少計上、売掛		
			日)に係る四半期報告書	平成31年1月1日 〜同年3月31日 の第1四半期連 結会計期間	四半期連結貸借対照表	740,462千円	登 産 額 が引であるとこ 32千円と記	金の過大計上		

7 節

第 11 節

節

番号	勧告		勧告の対象と	なった法令違反等	の内容	勧	告後の経緯
7 つづき						R]の【事業等のリスク】に D旨及びその具体的な内	
	7	令和元年 8月9日	第25期第2四半期(平成 31年4月1日~令和元年6 月30日)に係る四半期報 告書	平成31年1月1日 ~令和元年6月 30日の第2四半 期連結累計期間 平成31年4月1日 ~令和元年6月 30日の第2四半 期連結会計期間	四半期連結 損益計算書 四半期連結 貸借対照表	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲235,374千円である。 ころを▲42,434千円と言 載 連 結 純 資 産 額 か 715,373千円であるとこ ろを1,429,993千円と言 載	と 貸倒引当金 繰入額の過 少計上、売掛 金の過大計
				第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象 等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかっ た。			
			平成31年1月1日 ~令和元年9月 四半期連結 30日の第3四半 損益計算書		親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲305,715千円であるる ころを▲160,021千円る	上「貸倒引当金	
	8	令和元年 11月8日	第25期第3四半期(令和元年7月1日~同年9月30日)に係る四半期報告書	令和元年7月1日 ~同年9月30日 の第3四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 た 760,141千円であると ろを1,427,302 千円と記載	_ <u></u>
				第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			
	9	令和2年	第25期(平成31年1月1日 ~令和元年12月31日)に	連結 平成31年1月1日 中の元年12月 1日)に 当期純利益 ▲154,928 ころを23,13		親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲154,928千円であるる ころを23,180 千円と記載	上 貸倒引当金
		3月30日		31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 た 884,230千円であるところを1,583,081千円と記載	E E

第 1 節

第 2 節

第

節

番号	勧告		勧告の対象と	なった法令違反等	なった法令違反等の内容			後の経緯
7 つづき				第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなた。				
	10	令和2年 5月8日	第26期第1四半期(令和2年1月1日~同年3月31日)に係る四半期報告書	令和2年1月1日 ~同年3月31日 の第1四半期連 結会計期間 第一部【企業情報】 等が存在するにもだ			であるとこ 3千円と記 Dリスク】にお	
	11	令和2年 8月14日	第26期第2四半期(令和2 年4月1日~同年6月30 日)に係る四半期報告書	令和2年4月1日 ~同年6月30日 の第2四半期連 結会計期間 第一部【企業情報】 等が存在するにもが た。			円であると 712 千 円 と 0リスク 】 にお	
	12	令和2年 11月13日	第26期第3四半期(令和2年7月1日~同年9月30日)に係る四半期報告書	令和2年7月1日 ~同年9月30日 の第3四半期連 結会計期間 第一部【企業情報】 等が存在するにもだ			円であると 914千円と Dリスク】にお	
	13	令和3年 3月26日	第26期(令和2年1月1日 〜同年12月31日)に係る 有価証券報告書	令和2年1月1日 ~同年12月31日 の連結会計期間 第一部【企業情報】 等が存在するにもか			円であると 909 千円と 	
	14	令和3年 5月14日	第27期第1四半期(令和3年1月1日~同年3月31日)に係る四半期報告書	令和3年1月1日 ~同年3月31日 の第1四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資 2,160,382千F ころを2,805, 記載	円であると	貸倒引当金 の過少計上、 のれん等の 過大計上

第

第 10

番号	勧告等年月		勧告の対象と	なった法令違反等の内容			勧告後の経緯		
7 つづき				第一部【企業情報】 等が存在するにもかた。			· · · ·		
	15	令和3年 8月13日	第27期第2四半期(令和3 年4月1日~同年6月30 日)に係る四半期報告書	第一部【企業情報】			· · · ·		
	16	令和3年 11月12日	第27期第3四半期(令和3 年7月1日~同年9月30 日)に係る四半期報告書	第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。					
	17	令和4年 3月25日	第27期(令和3年1月1日 ~同年12月31日)に係る 有価証券報告書						
	18	平成30年 8月17日	有価証券届出書(新株予 約権証券の募集)		「第四部組込情報」	期に係る有書及び第24	掲げる第23 価証券報告 4期第2四半 半期報告書	番号1、3参照	
	19	令和2年 6月2日 額は千円未満	有価証券届出書(新株予 約権証券の募集)		「第三部 参照情報」	期に係る有書及び第20	上掲げる第25 価証券報告 6期第1四半 半期報告書	番号9、10参照	

番		対象書類	虚偽記載
号	提出日書類		内容
20	令和4年 8月12日	第23期(平成29年1月1日~同年12月31日)に 係る有価証券報告書の 訂正報告書	貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の当期純損失が整合していなかった。
21	令和4年 8月12日	第24期(平成30年1月1 日~同年12月31日)に 係る有価証券報告書の 訂正報告書	貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の当期純損失が整合していなかった。

節

第 2 節

第

節

第

節

第6節

第 7 節

第8節

第 9 節

番号	勧告第		勧告の対象	まとなった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき	22	令和4年 8月12日	四半期連結貸借対照表の当第3四半期連結会計期間 会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連 期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損	結損益計算書の当第3四半	
	23	令和4年 8月12日	第25期(平成31年1月1日~令和元年12月31日)に係る有価証券報告書の訂正報告書	貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の当期にた。	
	24	令和4年 8月12日	第26期第1四半期(令和2年1月1日~同年3月31日)に係る四半期報告書の訂正報告書	四半期連結損益計算書の当第1四半期連結累計期間 円であるところを37,695 千円と記載。 また、四半期連結貸借対照表の当第1四半期連結会認 連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半記 四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期 た。	計期間の利益剰余金から前 期連結損益計算書の当第1
	25	令和4年 8月12日	第26期第2四半期(令 和2年4月1日~同年6 月30日)に係る四半期 報告書の訂正報告書	四半期連結貸借対照表の当第2四半期連結会計期間 会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連 期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損	結損益計算書の当第2四半
	26	令和4年 8月12日	第26期第3四半期(令和2年7月1日~同年9月30日)に係る四半期報告書の訂正報告書	四半期連結貸借対照表の当第3四半期連結会計期間会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連 期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損また、四半期連結貸借対照表の当第3四半期連結会認 累計額合計から前連結会計年度のその他の包括利益 金額と四半期連結包括利益計算書の当第3四半期連 括利益合計が整合していなかった。	結損益計算書の当第3四半 過失が整合していなかった。 計期間のその他の包括利益 を累計額合計を差し引いた
	27	令和4年 8月12日	第26期(令和2年1月1日~同年12月31日)に 係る有価証券報告書の 訂正報告書	連結貸借対照表の当連結会計年度の利益剰余金から 余金を差し引いた金額と連結損益計算書の当連結会 属する当期純損失が整合していなかった。 また、貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金か 剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の なかった。	計年度の親会社株主に帰ら前事業年度の繰越利益
	28	令和4年 8月12日	第27期第1四半期(令 和3年1月1日~同年3 月31日)に係る四半期 報告書の訂正報告書	四半期連結貸借対照表の当第1四半期連結会計期間会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連 期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損	結損益計算書の当第1四半

第 8

節

節

番号	勧告 年 月		勧告の対象	えとなった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき			第27期第2四半期(令 和3年4月1日~同年6 月30日)に係る四半期 報告書の訂正報告書	四半期連結貸借対照表の当第2四半期連結会計期間 会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連 期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損	結損益計算書の当第2四半
			第27期第3四半期(令 和3年7月1日~同年9 月30日)に係る四半期 報告書の訂正報告書	四半期連結貸借対照表の当第3四半期連結会計期間会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連続期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損	結損益計算書の当第3四半
	31	令和4年 8月12日	第27期(令和3年1月1日~同年12月31日)に 係る有価証券報告書の 訂正報告書	連結貸借対照表の当連結会計年度のその他の包括和会計年度のその他の包括利益累計額合計を差し引い 算書の当連結会計年度のその他の包括利益合計が要 また、貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金か 剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の なかった。	た金額と連結包括利益計 を合していなかった。 ら前事業年度の繰越利益
	32	令和4年 8月12日	第28期第1四半期(令 和4年1月1日~同年3 月31日)に係る四半期 報告書	四半期連結貸借対照表の当第1四半期連結会計期間額合計から前連結会計年度のその他の包括利益累計四半期連結包括利益計算書の当第1四半期連結累計合計が整合していなかった。	計を差し引いた金額と ・額合計を差し引いた金額と
	(注)金額		切捨てである。 徴金額】2億573万円		

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

第1節 第2

節 第3節 第

第 6

節

節

第

11 節

5. (参考)確定又は係属中の課徴金納付命令取消訴訟

(令和4年4月~令和5年3月)

	===	徵金納付命令勧告	理為全	納付命令	(力和4十年)	月~节和5年3月)
番号	動告実施 年月日	勧告事案名	決定年月日	事件名	原告	訴訟の状況
1	平成25年 11月1日	ウェッジホールディングス株式 に係る偽計に対する課徴金納 付命令の勧告について (平成25年度版年次公表P93、 94参照)	平成29年 4月11日、 平成30年 1月16日 (更正決定)	(株)ウェッジホールディングス株式に係る偽計	個人	第一審係属中〔東京地裁〕
2	平成26年 12月5日	Areion Asset Management Company Limitedによる相場操 縦に対する課徴金納付命令の 勧告について (平成26年度版年次公表P80、 81参照)	平成30年 6月11日	日東電工㈱株 式に係る相場 操縦		第一審係属中〔東京地裁〕
3	平成28年 3月25日	株式会社SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該役員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について(平成27年度版年次公表P75、76参照)	平成28年 4月21日 平成29年 4月11日	㈱SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引 ㈱SHIFT役員による重要事実に係る伝達	個人	一部の個人について、 令和3年12月9日第一 審判決請求認容〔東京 地裁〕 令和4年10月13日控 訴審判決(取消請求部 分)認容(その他の請 求棄却)〔東京高裁〕 【確定】
4	令和2年 1月 28 日	ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について (令和元年度版年次公表 P207参照)		ビート・ホール ディングス・リミ テッド株式に係 る相場操縦		第一審係属中〔東京地裁〕
5	令和2年 9月11日	さいか屋株式に係る相場操縦 に対する課徴金納付命令の勧 告について (令和2年度版年次公表 P180 参照)	令和3年 10 月7日	(株)さいか屋株式に係る安定操作	個人	第一審係属中〔東京地裁〕

※年次公表とは、『証券取引等監視委員会の活動状況』を指す。

第8節

節

3-6 裁判所への申立て実施状況

1. 申立て実施件数一覧表

年度	平成	令和	令和	令和	令和	合計
平 皮	22~30	元	2	3	4	口前
合計	22	3	1	1	2	29
無登録業者等	21	3	1	1	2	28
無届募集	1	0	0	0	1	2

2. 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
1	株式会社Thousand	令和4年	○ 無登録営業(ファンドの募集の取扱い等)及び無届 募集(社債)の禁止等	令和4年
	Ventures 他1名	6月28日	株式会社Thousand Ventures(以下「当社」という。)	10月6日
	(東京都港区)	(東京地裁)	は、損害保険代理及び生命保険募集に関する業務、各種イベントの企画、制作、運営及び管理業務、講演会、研修会、セミナー開催等の教育・研修事業等を目的として、平成27年11月9日に設立された株式会社である。	(東京地裁)
			当社及び当社の代表取締役であるA(当社及びAを併せて、以下「当社ら」という。)は、下記(1)ア〜ウのとおり、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条所定の登録を受けずに、当社が主催するマネースクールの会員に対し、金融商品の勧誘、媒介等を業として行っている。また、当社らは、下記(2)のとおり、有価証券届出書を提出することなく社債の取得勧誘(募集)を行い、届出の効力発生前にこれを取得させている。	
			(1) 無登録金商業 ア 集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い 当社らは、海外法人である RL360 Insurance Company Limitedが組成する海外集団投資スキーム持分(金商法第2条第2項第6号)に該当する投資商品である Quantum や REGULAR SAVINGS PLANに関し、その商品概要や利点等を解説する動画を会員に視聴させたり、説明資料を用いて商品の特徴や利点等を説明したりするなどの方法により、当該商品への出資の勧誘を行い、出資を希望した会員に対して契約締結やその後の事務・望した会員に対して契約締結やその後の事務に関するサポートを行っていた。これにより、当社らは、平成28年7月から令和4年2月までの間に、少なくとも延べ707名の一般投資家に対し、合計10億円を超える出資をさせている。 当社らの上記行為は、集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行うものとして、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反する。	

1

つづき

イ 店頭デリバティブ取引の媒介

当社らは、海外法人であるとされるMt.light(以下「MTL」という。)が提供するFX取引(金商法第2条第22項第1号に規定する店頭デリバティブ取引に該当する。)の自動売買システム(以下「MTLFX」という。)に関し、その商品概要や平均月利回りの良さ等を解説する動画を会員に視聴させたり、MTLFXに関心を示した会員に対する質問などして、MTLFXに係るMTLの口座開設等の勧誘を行い、MTLFXを用いた資産運用を希望した会員に対して、MTLFXを用いた資産運用を希望した会員に対して、MTLの口座開設のためのURLリンクを案内したり、その手続を円滑に行うためのマニュアルの配布及び個別相談を行ったりしている。

これにより、当社らは、令和3年7月から令和4年3月までの間に、少なくとも延べ175名の一般投資家に対し、合計約1億5,000万円の出資をさせている

当社らの上記行為は、店頭デリバティブ取引の 媒介を業として行うものとして、金商法第28条第1 項第2号に規定する「第一種金融商品取引業」に 該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に 違反する。

ウ 他社の社債の募集又は私募の取扱い

当社らは、株式会社 STEPCAPITALMANAGE MENT(以下「STEP社」という。)が発行する社債(以下「STEP社債」という。)に関し、LINEの公式アカウントサービスを用いた一斉配信や個別コンサルティングにおける解説動画の視聴、個別相談等の方法により、STEP社債の商品概要のほか、リスクの少ない案件であるといった説明を行うなどして、STEP社債の取得勧誘を行っている。

これにより、当社らは、令和3年9月から同年12 月までの間に、少なくとも延べ223名の一般投資家 に対し、合計5億2,800万円分のSTEP社債を購入 させている。

当社らの上記行為は、社債の募集又は私募の 取扱いを業として行うものとして、金商法第28条第 1項第1号に規定する「第一種金融商品取引業」 に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条 に違反する。

(2) 社債の無届募集

当社は、毎月のように当社の社債を発行していたが、令和3年4月、同年5月及び同年10月に当社の社債(償還期限や利率等をいずれも同じくするもの)を発行するに際し、申込者数が50名以上となったことから、1回分の申込者数が50名未満になるよう回号を後から振り分けるなどしているものの、取得勧誘行為自体は50名以上の会員に対して同時に行っており、実態は50名以上の者に対し、有価証券届出書の提出をせずに有価証券(当社の社債)の取得勧誘(募集)を行ったものである。

また、当社らは、当社の社債の募集の仕方に関し、社債の募集人数や募集金額の点で、弁護士から金商法に違反している可能性があるとの指摘を受けていたにもかかわらず、令和4年1月に当社の社債を発行するに際し、LINEの公式アカウントサービスを利用した会員への一斉配信の方法により、50名以上の会員に対して同時に当社の社債の取得勧誘(募集)を行っている。

当社の上記行為は、有価証券届出書を提出することなく有価証券の募集が行われたものとして金商法第4条第1項に違反するとともに、同項の規定による届出の効力発生前にこれを取得させたものとして同法第15条第1項に違反するものである。

なお、当社の説明によれば、当社は、当社の社債で集めた資金を、STEP社や他の事業者に出資等している。

— 202 —

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第

4節 第5

3-6

節

第7節|第

節 | 第9節

8

第 10 節

11

節

1			当社らは、上記金商法違反行為を今後も行う蓋然 性が高いことから、これを可及的速やかに禁止・停止	
つづき			させる必要がある。	
2	Mt.light(MTL)の代	令和4年	○ 無登録営業(店頭デリバティブ取引)の禁止等	令和5年
	表者1名	12月9日	Mt.light(以下「MTL」という。)(法人の実在としてはマレーシアのラブアン島に所在するOS-Laugh Marketing Ltd.(以下「OS社」という。)取締役 B)の	2月28日
		(東京地裁)	President (代表者)として活動しているAは、令和元年の夏頃、FX事業を立ち上げることを構想し、かねてか	(東京地裁)
			らの知り合いであるBを事業パートナーに誘い、Aが取り仕切る形でその立上げ準備を進めた。	
			Aは、当初は海外に証券会社を新たに設立するつもりでいたが、準備を進める過程で、Bが所有するOS社を利用することができれば事業立上げが容易になると	
			考えるに至り、Bにその利用を打診したところ、Bがこれを承諾したことから、FX事業を実施する法的主体につ	
			いてはOS社とすることとなった。もっとも、上記FX事業を行う主体として、対外的にはMTLと称することにし	
			た。 Aは、構想から約1年後の令和2年8月頃からMTLと してのFX事業を開始し、MTLのPresident(代表者)とし	
			て、OS社におけるFX事業の運営を取り仕切っている。	
			MTLと称してOS社が提供しているFX取引の概要は、以下のとおり。	
			・顧客が、口座開設フォームからMTL証券口座の開設を行い、証拠金の預入先として指定された合同会社イーコレペイメント(業務執行社員はAのみ。以下	
			「イーコレ社」という。)名義の銀行口座に証拠金を入金すると、その証拠金額がMTL証券口座に反映さ	
			れ、その後は、MTLFXという自動売買システムに基づき、自動的にFX取引が行われる。 ・ 顧客は、この自動売買システムに基づき、売買注文	
			の発注先(取引の相手方)であるOS社と相対で取引を行う。	
			・ OS社は、為替変動リスク回避のため、顧客から受けた注文と同じ数量の注文をカバー取引先に発注する(いわゆるカバー取引を行う)。	
			OS社及びAは、複数の勧誘代理店を利用して、顧客を獲得しており、MTLとしてFX事業を開始した令和2年	
			8月から令和4年7月末日までの間に、少なくとも延べ1,950名の一般投資家に対し、85億円を超える証拠金	
			をイーコレ社の銀行口座に入金させている。 なお、イーコレ社名義の銀行口座に入金された証拠 金のうち、40億円を超える額が、Aの個人口座ないしは	
			Aの関係会社口座に送金されている。	
			OS社及びAの上記行為は、金商法第2条第22項に 規定する店頭デリバティブ取引に該当し、同法第28条 第1項第2号に規定する「第一種金融商品取引業」に	
			新り頃第2号に成足する「第一種金融商品取引来」に 該当するものであるから、無登録でこれを行うことは、 同法第29条に違反する。	
			上記金商法違反行為は、今後も行われる蓋然性が 高く、投資家被害防止のためには、当該金商法違反行 為を差し止める必要があるところ、その一刻も早い実	
			現のためには、MTLとしてのFX事業立上げを主導し、その運営を取り仕切っているAの行為を可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
			M. T. II II C C 0 27 X N 0 0 0 0	

第6

第

第

3-7 犯則事件の調査・告発等

1. 犯則事件の調査・告発実績

令和4年度の不公正取引等に対する告発事案の概要は以下のとおりである。

(1) SMBC日興証券株式会社による相場操縦事件(2)

本件は、犯則嫌疑法人SMBC日興証券株式会社(以下「犯則嫌疑法人」という。)が扱う「ブロックオファー」取引において、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場している5銘柄につき、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、相場操縦の一種である違法な安定操作に該当する株式の売買等を複数回にわたり行った相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第159条第3項等 相場操縦行為等の禁止) として、必要な調査を行い、令和4年4月12日、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者4名を東 京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人は、有価証券の売買等を目的とする会社、犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人の副社長執行役員グローバル・マーケッツ統括として、犯則嫌疑法人のエクイティ本部、金融市場本部等の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人のエクイティ本部エクイティ部部長として、犯則嫌疑法人の自己勘定での株式取引等を担当していたもの、犯則嫌疑者Cは、犯則嫌疑法人のグローバル金融ソリューション部副部長兼エクイティ・ソリューション課課長として、犯則嫌疑法人の大口株式の売却需要案件に関する営業支援及びこれら売却に係る社内調整等を担当していたもの、犯則嫌疑者Dは、犯則嫌疑法人のエクイティ本部エクイティ部エクイティ・トレーディング課において犯則嫌疑法人の自己勘定での株式取引等に従事していたものであるが、犯則嫌疑法人の業務に関し

第1 B及びCらは、共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されている 株式会社ジンズホールディングスが発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロッ クオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に 比して大幅に下落することを回避し、その株価を7,800円程度に維持しようと企て、金商法 施行令で定めるところに違反して、同株券の相場を安定させる目的をもって、令和2年10 6

節

節

第 8

第

11 節 月22日午前10時39分頃から同日午前11時30分頃までの間、前記市場において、指値7,790円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計2万7,700株の買付けの申込みを行って、そのうち合計1万3,300株を買い付け

- 第2 Bらは、共謀の上、前記市場に上場されているトヨタ紡織株式会社が発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を1,425円程度に維持しようと企て、前記施行令で定めるところに違反して、前同様の目的をもって、同年11月17日午後2時45分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値1,430円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計50万株の買付けの申込みを行って、同株券合計50万株を買い付け
- 第3 Bらは、共謀の上、前記市場に上場されている日本ペイントホールディングス株式会社が発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を1万1,220円程度に維持しようと企て、前記施行令で定めるところに違反して、前同様の目的をもって、同年12月15日午後零時12分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値1万1,300円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計4万2,000株の買付けの申込みを行って、そのうち合計4万株を買い付け
- 第4 B、C及びDらは、共謀の上、前記市場に上場されている株式会社ゴールドウインが発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を6,900円程度に維持しようと企て、前記施行令で定めるところに違反して、前同様の目的をもって、同月22日午前8時54分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値6,950円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計9万2,100株の買付けの申込みを行って、そのうち合計7万1,000株を買い付け
- 第5 A、B、C及びDは、共謀の上、前記市場に上場されている大正製薬ホールディングス株式会社が発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を6,600円程度に維持しようと企て、前記施行令で定めるところに違反して、前同様の目的をもって、令和3年4月8日午後2時57分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値6,600円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、

同株券合計10万株の買付けの申込みを行って、そのうち合計4万200株を買い付け もって、それぞれ、前記市場における各株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価 証券売買及びその申込みをしたものである。

第 9

【告発後の経緯】

令和4年4月13日、犯則嫌疑法人並びに犯則嫌疑者A及びBが起訴された。

令和5年2月13日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告会社に罰金7億円、 追徴金44億7,114万2,420円の判決を言い渡し、同判決は確定した。(被告会社については、 後記2.(8)の事件と併せて審理)

被告人A及びBは、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日 現在)。

- ・ 国内有数の大手証券会社である被告会社において、約1年4か月の間に、10銘柄の株券について、複数の幹部により、共謀の上敢行された違法な安定操作10件の事案であり、いずれも被告会社の扱う「ブロックオファー」取引に絡む犯行であるところ、被告会社においては、各取引実施予定の当日に、下落傾向で推移する対象銘柄の株を自己勘定で買い支え、その終値等の下落幅を一定の範囲に維持する旨の意図の下、本件各犯行が重ねられた。
- ・ 証券市場における公正な価格形成機能を確保するため、相場の自然な需給に人為的 作為を加えて歪めることを固く禁じた法の趣旨に鑑み、これを蔑ろにした本件各犯行に 対しては、厳しい社会的非難が妥当する。
- 被告会社が投資者と市場を仲介する大手証券会社であり、関与者がいずれもその幹部の地位にあって、本来、いわゆる「市場のゲートキーパー」として、金融商品等の取引等の公正や投資者の保護等の実現に向けて、法を厳に順守する範となり、重要な役割を果たすべき立場にあったことを考えれば、その甘受すべき非難の程度にはより一層重いものがある。
- ・ 他方で、被告会社においては、調査委員会を設置して本件の原因を分析し、経営管理 態勢や内部管理態勢の強化、コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成とい った観点を柱に、再発防止に向けた種々の具体的な取組が現に進められているところ であり、被告会社は、本件により社会的信用を大きく損ね、経済的にも多額の損失を被 るなど、一定の社会的制裁を受けていることなどの酌むべき事情も認められる。

(2) ソフトブレーン株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、ソフトブレーン株式会社(以下「ソフトブレーン」という。)の内部監査室長を務めていた犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、ソフトブレーンの株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に、知人である犯則嫌疑者B及び犯則嫌疑者Dに対し、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、同人らがその公表前にソフトブレーン株券を買

5

節

8

節

第9

節

い付けたほか、知人である犯則嫌疑者C及びDと共謀の上、その公表前にソフトブレーン株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第167条の2第2項及び第167条第1項等 未 公表の重要事実の伝達等の禁止及び公開買付者等関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、令和4年6月3日、犯則嫌疑者4名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

① 犯則嫌疑者Aについて

犯則嫌疑者Aは、東京証券取引所に株券を上場していたソフトブレーンの内部監査室長を務めていたものであり、令和2年7月中旬頃、その職務に関し、同社取締役らがその職務に関しアント・キャピタル・パートナーズ株式会社(以下「アント社」という。)からの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関がソフトブレーンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知ったものであるが

- 第1 前記公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月中旬頃、東京都内において、知人であるBに対し、あらかじめソフトブレーンの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同公開買付けの実施に関する事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、ソフトブレーンの株券合計2万株を代金合計約670万円で買い付け
- 第2 知人であるCと共謀の上、法定の除外事由がないのに、前記公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月下旬頃から同年8月中旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所等において、同人名義で、ソフトブレーンの株券合計約1万株を代金合計約390万円で買い付け
- 第3 前記公開買付けの実施に関する事実の公表前である同年7月下旬頃、東京都内において、知人であるDに対し、あらかじめソフトブレーンの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同公開買付けの実施に関する事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同年8月上旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、同人名義で、ソフトブレーンの株券合計2万7,000株の買い注文のうち約1,000万円相当分を同人の分として発注し、同月上旬頃、約定した合計2万7,000株のうち2万4,545株

第4 前記Dと共謀の上、法定の除外事由がないのに、前記公開買付けの実施に関する 事実の公表前である同月上旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、同人名 義で、ソフトブレーンの株券合計2万7,000株の買い注文のうち約100万円相当分を犯則 嫌疑者Aの分として発注し、即日、約定した株のうち2,455株を代金合計約90万円で買 い付け

たものである。

② 犯則嫌疑者Bについて

犯則嫌疑者Bは、東京証券取引所に株券を上場していたソフトブレーンの内部監査室長を務めていたAから、令和2年7月中旬頃、同人がその職務に関し知った、同社取締役らがその職務に関しアント社からの伝達により知った同社の業務執行を決定する機関がソフトブレーンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、ソフトブレーンの株券合計2万株を代金合計約670万円で買い付けたものである。

③ 犯則嫌疑者Cについて

犯則嫌疑者Cは、Aの知人であるもの、前記Aは、東京証券取引所に株券を上場していたソフトブレーンの内部監査室長を務めていたものであり、令和2年7月中旬頃、その職務に関し、同社取締役らがその職務に関しアント社からの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関がソフトブレーンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知ったものであるが、犯則嫌疑者Cは、前記Aと共謀の上、法定の除外事由がないのに、前記公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月下旬頃から同年8月中旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所等において、犯則嫌疑者C名義で、ソフトブレーンの株券合計約1万株を代金合計約390万円で買い付けたものである。

④ 犯則嫌疑者Dについて

犯則嫌疑者Dは、東京証券取引所に株券を上場していたソフトブレーンの内部監査 室長を務めていたAから、令和2年7月下旬頃、同人がその職務に関し知った、同社取 締役らがその職務に関しアント社からの伝達により知った同社の業務執行を決定する 6

節

飾

第8

第

1節 第2節

5

節

8

節

第9

節

機関がソフトブレーンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開 買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同公開買付 けの実施に関する事実の公表前である同年8月上旬頃、証券会社を介し、東京証券 取引所において、犯則嫌疑者D名義で、ソフトブレーンの株券2万7,000株の買い注文 のうち約100万円相当分は前記Aと共謀の上、約1,000万円相当分は犯則嫌疑者D単 独で発注し、同月上旬頃、約定した合計2万7,000株のうち前記Aと共謀して2,455株を 代金約90万円で、犯則嫌疑者D単独で2万4,545株を代金約980万円で買い付けたもの である。

【告発後の経緯】

令和4年6月6日、犯則嫌疑者A、B、C及びDが起訴され、東京簡易裁判所は、同年6月22日、被告人Cに罰金100万円、追徴金884万3,400円の略式命令を言い渡し、同命令は確定した。また、東京地方裁判所は、同年10月24日、被告人Dに懲役1年6月(執行猶予3年)、追徴金1,212万8,485円の判決を、同年12月9日、被告人Aに懲役3年(執行猶予4年)及び罰金300万円、追徴金3,225万2,400円の判決を、同月27日、被告人Bに懲役2年(執行猶予3年)及び罰金200万円、追徴金1,738万円の判決をそれぞれ言い渡し、いずれも確定した。各判決の理由は以下のとおりである。

- ・ 被告人Aについて、買付額が小規模なものではなく、本件各犯行により多額の利益を得ていることも考慮すると、金融商品市場の公正性・健全性等を相応に損なったものといえる。2名の知人に積極的に働きかけるなど、主導的役割を果たしており、知人らに比しその刑事責任は重い。違法性を十分に認識していながら、公開買付けの実施に関する情報を利用して多額の利益を得ようと考えて犯行に及び、その犯意の強固さも非難されるべきである。他方で、前科前歴がないこと、反省の態度を示していることなどの酌むべき事情も認められる。
- ・ 被告人Bについて、取引規模や利益額は相応に大きく、証券市場の公正性や健全性を 害し、証券市場に対する一般投資家の信頼を損なった。強い利欲的動機から本件に及 んだものと認められ、非難の程度は強い。他方で、安易に本件犯行に及んでしまったこ とを反省し、今後同じような事をしないと誓っていること、前科前歴がないことなどの酌 むべき事情も認められる。
- ・ 被告人Dについて、本件取引の規模は小さくなく、金融商品市場の公正性・健全性やこれに対する投資家の信頼を著しく損なうものである上、多額の売買差益を生じさせたものであり、その結果は大きい。本件を主導したのは被告人Aであるものの、インサイダー取引であることを明確に認識しながら、逡巡することなく本件に関与し、謝礼を手にして

餰

6

節

節

第

第

おり、動機や経緯にも酌量すべき点はなく、責任は重い。他方で、本件犯行を素直に認めて反省の態度を示していること、前科・前歴がないことなどの酌むべき事情も認められる。

(3) 東都水産株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、東都水産株式会社(以下「東都水産」という。)の社外取締役を務めていた犯則嫌疑法人三印三浦水産株式会社(以下「犯則嫌疑法人」という。)の代表取締役専務である犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、東都水産の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に、犯則嫌疑法人名義で東都水産株券を買い付けたほか、知人に対し、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、同人がその公表前に東都水産株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第167条第1項及び第167条の2第2項等 公開買付者等関係者の禁止行為及び未公表の重要事実の伝達等の禁止)として、必要な調査を行い、令和4年12月1日、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者1名を函館地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人は、水産物の販売、貿易業等を目的とする株式会社であり、犯則嫌疑者Aは、同社の代表取締役専務として同社の業務全般を実質的に統括するとともに、東京証券取引所に株券を上場している東都水産の社外取締役を務めていたものであるが、Aは、令和2年9月上旬頃から同月中旬頃までの間、その職務に関し、東都水産の役員らがその職務に関し合同会社ASTSホールディングスからの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関が東都水産の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り

- 第1 法定の除外事由がないのに、前記公開買付けの実施に関する事実の公表前である 令和2年9月中旬頃から同年10月中旬頃までの間、犯則嫌疑法人の業務及び財産に 関し、証券会社を介し、東京証券取引所において、犯則嫌疑法人名義で東都水産の株 券合計8,000株を代金合計約2,900万円で買い付け
- 第2 あらかじめ東都水産の株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、前記公開 買付けの実施に関する事実の公表前である令和2年11月上旬頃、東京都内において、 知人に対し、前記公開買付けの実施に関する事実を伝達したものであり、これにより伝

餰

第

節

第 8

節

第 10

節

達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実 の公表前である同月上旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、東都水産の 株券合計500株を代金合計約200万円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

令和4年12月2日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者Aが起訴され、現在、函館地方裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日現在)。

(4) 株式会社Aiming株券に係る内部者取引事件(1)

本件は、株式会社スクウェア・エニックス(以下「スクエニ」という。)の従業員であった犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、スクエニが株式会社Aiming(以下「Aiming」という。)と共同で進めていた新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのAimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びAimingが同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての重要事実を知り、その公表前に、自己名義でAiming株券を買い付けたほか、知人である犯則嫌疑者Bに対し、利益を得させる目的をもって同重要事実を伝達し、Bがその公表前にAiming株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項及び第167条の2第1項等 会 社関係者の禁止行為及び未公表の重要事実の伝達等の禁止)として、必要な調査を行い、 令和4年12月6日、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

① 犯則嫌疑者Aについて

犯則嫌疑者Aは、スクエニに勤務していた従業員であり、令和元年11月下旬頃、その職務に関し、東京証券取引所に株券を上場しているAimingとスクエニが共同で進めていた携帯電話機向け新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのAimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びAimingの業務執行を決定する機関が同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての決定をした旨のAimingの業務等に関する重要事実をそれぞれ知り

節

第8

6

節

第 10

- 第1 法定の除外事由がないのに、前記各重要事実の公表前である同年12月上旬頃から令和2年2月上旬頃までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者A名義で、Aimingの株券合計約7万2,000株を代金合計約2,080万円で買い付け
- 第2 知人であるBにあらかじめAimingの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、前記各重要事実の公表前である令和元年12月下旬頃、Bに対し、前記各重要事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けたBが、法定の除外事由がないのに、前記各重要事実の公表前である同月下旬頃から令和2年2月上旬頃までの間、証券会社を介し、B名義で、Aimingの株券合計約9万株を代金合計約2,640万円で買い付けたものである。

② 犯則嫌疑者Bについて

犯則嫌疑者Bは、スクエニに勤務していた従業員である知人のAから、令和元年12月下旬頃、東京証券取引所に株券を上場しているAimingとスクエニが共同で進めていた携帯電話機向け新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのAimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びAimingの業務執行を決定する機関が同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての決定をした旨のAimingの業務等に関する重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、前記各重要事実の公表前である同月下旬頃から令和2年2月上旬頃までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者B名義で、Aimingの株券合計約9万株を代金合計約2.640万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和4年12月7日、犯則嫌疑者A及びBが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日現在)。

(5) 株式会社Aiming株券に係る内部者取引事件(2)

本件は、株式会社スクウェア・エニックス(以下「スクエニ」という。)の従業員であった犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、スクエニが株式会社Aiming(以下「Aiming」という。)と共同で進めていた新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのAimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びAimingが同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての重要事実を知り、その公表前に、自己名義でAiming株券を買い付けた内部者取引事件である。

8

節

節

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項等 会社関係者の禁止行為) として、必要な調査を行い、令和4年12月6日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に 告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、スクエニに勤務していた従業員であり、令和2年1月下旬頃、その職務に関し、東京証券取引所に株券を上場しているAimingとスクエニが共同で進めていた携帯電話機向け新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのAimingの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びAimingの業務執行を決定する機関が同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての決定をした旨のAimingの業務等に関する重要事実をそれぞれ知り、法定の除外事由がないのに、前記各重要事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、犯則嫌疑者A名義で、Aimingの株券合計1万株を代金合計約280万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和4年12月7日、犯則嫌疑者Aが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日現在)。

(6) 株式会社エイチ―ム株券に係る内部者取引事件(1)

本件は、株式会社スクウェア・エニックス(以下「スクエニ」という。)の従業員であった犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、スクエニが株式会社エイチーム(以下「エイチーム」という。)と共同で進めていた新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのエイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びエイチームが同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての重要事実を知り、その公表前に、自己名義でエイチーム株券を買い付けたほか、知人に対し、利益を得させる目的をもって同重要事実を伝達し、同人がその公表前にエイチーム株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項及び第167条の2第1項等 会

6

節

9

節

11 節

社関係者の禁止行為及び未公表の重要事実の伝達等の禁止)として、必要な調査を行い、 令和4年12月26日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、スクエニに勤務していた従業員であり、令和2年9月下旬頃、その職務に関し、東京証券取引所に株券を上場しているエイチームとスクエニが共同で進めていた携帯電話機向け新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのエイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びエイチームの業務執行を決定する機関が同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての決定をした旨のエイチームの業務等に関する重要事実をそれぞれ知り

- 第1 法定の除外事由がないのに、前記各重要事実の公表前である同月下旬頃から令和3年2月下旬頃までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者A名義で、エイチームの株券合計約9万1,000株を代金合計約1億500万円で買い付け
- 第2 知人にあらかじめエイチームの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、前記各重要事実の公表前である令和2年12月下旬頃、前記知人に対し、前記各重要事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けた前記知人が、法定の除外事由がないのに、前記各重要事実の公表前である令和3年1月中旬頃から同年2月中旬頃までの間、証券会社を介し、前記知人名義で、エイチームの株券合計1万株を代金合計約1,180万円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

令和4年12月27日、犯則嫌疑者Aが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日現在)。

(7) 株式会社エイチ―ム株券に係る内部者取引事件(2)

本件は、株式会社スクウェア・エニックス(以下「スクエニ」という。)の従業員であった犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、スクエニが株式会社エイチーム(以下「エイチーム」という。)と共同で進めていた新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのエイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びエイチームが同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての重要事実を知り、その公表前に、自己名義でエイチーム株券

5

節

第8節

10 節 を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項等 会社関係者の禁止行為) として、必要な調査を行い、令和4年12月26日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に 告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、スクエニに勤務していた従業員であり、令和2年12月中旬頃、その職務に関し、東京証券取引所に株券を上場しているエイチームとスクエニが共同で進めていた携帯電話機向け新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどのエイチームの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実及びエイチームの業務執行を決定する機関が同ゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての決定をした旨のエイチームの業務等に関する重要事実をそれぞれ知り、法定の除外事由がないのに、前記各重要事実の公表前である令和3年1月下旬頃から同年2月下旬頃までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者A名義で、エイチームの株券合計12万株を代金合計約1億4,470万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和4年12月27日、犯則嫌疑者Aが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日現在)。

(8) 総合メディカルホールディングス株式会社株券及び株式会社スペースバリューホールディングス株券に係る内部者取引事件

本件は、プライベート・エクイティファンドの運営会社であるポラリス・キャピタル・グループ株式会社(以下「ポラリス」という。)に勤務していた犯則嫌疑者Aが、その職務に関し、総合メディカルホールディングス株式会社(以下「総合メディカル」という。)の株券及び株式会社スペースバリューホールディングス(以下「スペースバリュー」という。)の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に、総合メディカル株券及びスペースバリュー株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第167条第1項等 公開買付者等関係者の

1節 第2節

第3節 第

第5節 第

節

3-7

第8

6

節

節 第 9 節

第

10節 第1節

禁止行為)として、必要な調査を行い、令和5年3月3日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁 検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、ポラリスに勤務していたものであるが

- 第1 令和元年12月上旬頃、その職務に関し、ポラリスの業務執行を決定する機関が、東京 証券取引所に株券を上場していた総合メディカル株券の公開買付けを行うことについて の決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、 同事実の公表前である令和2年1月中旬頃から同年2月上旬頃までの間、証券会社を介 し、東京証券取引所において、自己名義で、総合メディカルの株券合計2,000株を代金合 計約420万円で買い付け
- 第2 令和3年9月下旬頃、その職務に関し、ポラリスの業務執行を決定する機関が、東京 証券取引所に株券を上場していたスペースバリュー株券の公開買付けを行うことについ ての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないの に、同事実の公表前である同年11月上旬頃から同月中旬頃までの間、証券会社を介し、 東京証券取引所等において、自己名義で、スペースバリューの株券合計2万7,000株を 代金合計約2,390万円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

令和5年3月6日、犯則嫌疑者Aが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日現在)。

節

第

第

第11節

2. 過去の告発事案に係る判決等の概要

令和3年度までに告発した過去の告発事案について、令和4年4月から令和5年3月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

(1) 株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件

【令和3年3月26日告発、令和4年4月22日判決(大阪地裁)】

令和4年4月22日、大阪地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役1年6月(執行猶予3年)及び罰金500万円、追徴金1億8,657万5,600円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 増担保規制による株価の下落を回避するべく、同規制が解除されることを狙って、株式 市場の取引終了間際に大量の売り注文を発注しており、株式取引の実情を熟知した非 常に巧妙な犯行である。
- 自然な需給関係によって自由かつ公正に形成されるべき株価を人為的に操作しようとするもので、有価証券市場の公正性及び公平性に対する一般投資家の信頼を損ないかねず、悪質性が高い。
- 利欲的な側面のある本件犯行を経済的にも戒めるため、罰金刑を併科すべきである。
- ・ 他方で、被告人が事実を認めて反省の言葉を述べていること、被告人には前科がない ことなどの酌むべき事情も認められる。

(2) テラ株式会社株券に係る内部者取引事件(3)

【令和4年2月24日告発、令和4年7月4日判決(東京地裁)】

令和4年7月4日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告会社に罰金100万円、被告人に懲役1年6月(執行猶予3年)及び罰金100万円、テラ株式会社の株式23株及び預託金返還請求権のうち102万6,230円没収(被告会社及び被告人)、追徴金2,524万2,710円(被告会社及び被告人連帯)の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- 本件犯行は利欲的な犯行である上、被告人は、大量に買い付ければ違法なインサイダー取引であることが発覚するおそれが高いなどと考えて購入する株式の量を決めており、その犯行は巧妙である。
- ・ 被告人は、多額の利益を得ており、本件犯行が金融商品市場の公平性や健全性に対 して与えた悪影響は軽視できない。
- ・ 他方で、被告人が事実を認めて反省の態度を示していること、前科がないことなどの酌 むべき事情も認められる。

6

節

第

(3) テラ株式会社株券に係る内部者取引事件(1)

【令和4年2月24日告発、令和4年7月7日判決(東京地裁)】

令和4年7月7日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役1年6月(執行猶予3年)及び罰金200万円、預託金債権のうち416万3,504円没収、追徴金672万3,746円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人は、会社役員から会社間の業務提携に関する情報を得たことを利用して本件犯行に及び、多額の利益を得たもので、証券市場に対する信頼を損なう悪質な犯行というほかない。
- 利欲的動機で、安易に本件犯行に及んだ被告人は厳しい非難を免れない。
- ・ 他方で、被告人が反省の弁を述べていること、前科がないことなどの酌むべき事情も認められる。

(4) ジェイリース株式会社株券に係る内部者取引事件

【令和3年6月30日告発、令和4年9月2日判決(福岡高裁)、令和4年12月28日判決(最高裁)】

令和4年3月25日、福岡地方裁判所は、被告人Aに懲役2年(執行猶予4年)、被告人Bに懲役2年6月(執行猶予4年)及び罰金300万円、追徴金4,680万2,200円の判決を言い渡したのに対し、被告人両名は控訴していた。

令和4年9月2日、福岡高等裁判所は、被告人Aについて、原判決に事実誤認はないとして、被告人Bについて、原判決に訴訟手続の法令違反、事実誤認及び法令解釈・適用の誤りはないとして、被告人両名の控訴を棄却した。

令和4年12月28日、最高裁判所は、被告人Aについて、判例違反をいう点を含め、実質は事実誤認の主張であり、被告人Bについて、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、被告人両名の上告を棄却し、同判決は確定した。

(5) テラ株式会社株券に係る内部者取引事件(2)

【令和4年2月24日告発、令和4年9月9日判決(東京地裁)】

令和4年9月9日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年6月(執行猶予4年)及び罰金200万円、追徴金5,627万8,200円の判決を言い渡し、同判決は確定した。(私電磁的記録不正作出・同供用の事実も併せて審理)

被告人は、株取引で生じた損失を補填するなどの目的で、安易に違法なインサイダー

節

第

9

取引に及んだ。

- 自身の名前が出ないよう妻名義での買い付けも行っており、巧妙な犯行であり、取引規模も大きく、多額の利得を得ている。
- ・ 証券市場の公正さを害し、市場に対する信頼を損わせる犯行であり、被告人の行為は、 強い非難に値する。
- ・ 他方で、被告人が、事実を認めて反省の言葉を述べていること、量刑上考慮すべき前 科も見当たらないことなどの酌むべき事情も認められる。

(6) アサビ衛陶株式会社株券に係る内部者取引事件

【令和4年2月14日告発、令和4年9月15日及び同年10月6日判決(大阪地裁)】

大阪地方裁判所は、以下のような理由から、令和4年9月15日、被告人Bに懲役2年(執行猶予3年)及び罰金200万円、追徴金1億3,153万2,000円(うち3,649万1,000円を被告会社Aと連帯、うち4,498万5,000円を被告会社Bと連帯)、被告会社Aに罰金300万円、追徴金3,649万1,000円(被告人Bと連帯)、被告会社Bに罰金300万円、追徴金4,498万5,000円(被告人Bと連帯)の判決を、また、同年10月6日、被告人Aに懲役2年(執行猶予3年)及び罰金200万円、追徴金1,039万4,000円の判決をそれぞれ言い渡し、両判決は確定した。

- 被告人Bは、複数の証券口座の名義を使用して多額の利益を得ている。
- ・ 本件重要事実が関係者でなければ知りえない情報であることを認識した上で、同事実 により利益を得ようと考えて本件各犯行に及んでおり、その利欲的な動機に酌むべき余 地はない。
- 本件各犯行は、証券市場の公正性や健全性を害し、証券市場に対する一般投資家の 信頼を損なうもので、悪質であり、本件インサイダー取引の規模の大きさや利益の多額 さに照らすと、被告人Bの刑事責任は重く、被告会社A及び被告会社Bも相応の非難を 免れない。
- ・ 他方で、被告人Bが事実をいずれも認めて反省の態度を示していること、前科がないことなどの酌むべき事情も認められる。
- ・ 被告人Aは、同社の代表取締役として業務を統括していたものであり、自ら重要事項を 決定し重要事実を知り得る立場にありながら、自己の利益を得るため本件犯行に及ん でおり、その動機に酌むべき余地はない。
- ・ 本件インサイダー取引の規模や利益額は小規模とはいえず、本件犯行は証券市場の 公正性や健全性を害し、証券市場に対する一般投資家の信頼を損なうものである。
- ・ 他方で、被告人Aが事実を認めて反省の態度を示していること、前科はないことなどの 酌むべき事情も認められる。

【令和元年8月13日告発、令和4年12月1日判決(東京高裁)】

令和3年3月12日、横浜地方裁判所は、被告人Aに懲役2年6月(執行猶予4年)、被告人Bに懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡したのに対し、被告人両名は控訴していた。令和4年12月1日、東京高等裁判所は、原判決には重大な事実の誤認があるから、刑訴法397条1項、382条により被告人両名に対する各原判決を破棄し、審理を尽くさせるため原審に差し戻すのが相当であるから、同法400条本文により、本件をいずれも横浜地方裁判所に差し戻すこととした。

なお、被告人両名は上告し、最高裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日現在)。

(8) SMBC日興証券株式会社による相場操縦事件(1)

【令和4年3月23日告発、被告会社及び被告人Bについて令和5年2月13日判決(東京地裁)】 令和5年2月13日、東京地方裁判所は、被告会社に罰金7億円、追徴金44億7,114万2,420円、被告人Bに懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡し、同判決は確定した。(被告会社については、前記1.(1)の事件と併せて審理)

- ・ 国内有数の大手証券会社である被告会社において、約1年4か月の間に、10銘柄の株券について、複数の幹部により、共謀の上敢行された違法な安定操作10件の事案であり、いずれも被告会社の扱う「ブロックオファー」取引に絡む犯行であるところ、被告会社においては、各取引実施予定の当日に、下落傾向で推移する対象銘柄の株を自己勘定で買い支え、その終値等の下落幅を一定の範囲に維持する旨の意図の下、本件各犯行が重ねられた。
- 証券市場における公正な価格形成機能を確保するため、相場の自然な需給に人為的 作為を加えて歪めることを固く禁じた法の趣旨に鑑み、これを蔑ろにした本件各犯行に 対しては、厳しい社会的非難が妥当する。
- 被告会社が投資者と市場を仲介する大手証券会社であり、関与者がいずれもその幹部の地位にあって、本来、いわゆる「市場のゲートキーパー」として、金融商品等の取引等の公正や投資者の保護等の実現に向けて、法を厳に順守する範となり、重要な役割を果たすべき立場にあったことを考えれば、その甘受すべき非難の程度にはより一層重いものがある。
- ・ 他方で、被告会社においては、調査委員会を設置して本件の原因を分析し、経営管理 態勢や内部管理態勢の強化、コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成といった観点を柱に、再発防止に向けた種々の具体的な取組が現に進められているところ

節

6

節

節

第

6

箾

餰

第 8

節

第 10 であり、被告会社は、本件により社会的信用を大きく損ね、経済的にも多額の損失を被るなど、一定の社会的制裁を受けていることなどの酌むべき事情も認められる。

- 被告人Bは、被告会社のエクイティ本部副本部長として、休暇で不在にしていた上司に 代わり、業務上の意思決定を行うに当たっての同本部の中での最高責任者の立場から 犯行を了承してこれに関与したものである。
- ・ 被告人Bは、日頃、主には同本部内の管理業務を担当しており、本件安定操作に係る 行為の規模やタイミング等の詳細を把握する立場にはなかったこと等の事情を踏まえ ても、違法の可能性を認識しながら、安易にこれを了とした責任は相応に重い。
- ・ 他方で、被告人Bは、捜査段階から一貫して事実を認めた上で、真摯に反省の態度を 示していること、前科前歴がないことなどの酌むべき事情も認められる。

なお、被告人A、C、D及びEについては、東京地方裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日現在)。

(9) テラ株式会社株式に係る偽計事件

【令和4年3月16日告発、令和5年3月24日判決(東京地裁)】

令和5年3月24日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役3年(執行猶予5年)の判決を言い渡した。(私電磁的記録不正作出・同供用の事実も併せて審理)

- ・ 被告人は、テラ株式会社に虚偽の内容を証券市場に開示させたことによって、証券市場に混乱を生じさせ、多くの投資家に影響を及ぼしており、その結果は軽視できない。
- ・ 犯行態様も、払込資金を調達できる具体的な見込みもないのに、改ざんするなどした社会的に信用性の高い文書の電子ファイルを用いて、同社だけでなく、関東財務局や株式会社東京証券取引所を欺き、巧妙で悪質なものである。
- ・ 同社の株式を大量に取得するとともに、株価を高騰させて利益を得るという利欲的な目 的で犯行に及んでおり、厳しい非難に値する。
- ・ 他方で、被告人が払込資金を確保できなかったことにより、本件第三者割当増資はごく 一部を除き失権したため、結果として被告人は経済的利益を得ることができなかったこと、前科がないことなどの酌むべき事情も認められる。

なお、同被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である(令和5年3月31日 現在)。

第

節

3. 告発実施状況

(1) 告発件数等一覧表

区分	平成 4~29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	合計
告発 件数	192	8	3	2	8	8	221
告発 人数	543	17	9	3	24	17	613

(2) 告発事件の概要一覧表(平成29年11月~令和5年3月)

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
191	29.11.27	金商法第159 条第1項第1 号等 (相場操縦)	(㈱ストリーム株券の株価の高値形成を 図ろうと企て、連続した買い上がり買付 け及び下値支え買い注文等の方法で株 価の変動操作を行うとともに、仮装売買 及び馴合売買を行った。 (嫌疑者)会社役員(2名) 無職 投資業	2.3.31(東京地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金4,000万円 追徴金3億7,280万1,332円 3.3.18(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
192	30.1.25	金商法第166 条第1項第1 号等 (内部者取引)	東芝テック㈱が特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 医師	30.6.8(東京地裁) 当該会社社員 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 医師 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金200万円 上記被告人2名から連帯して追徴金7,178 万円 (いずれも確定)
193	30.6.18	金商法第166 条第1項第1 号 同法第167条 の2第1項等 (内部者取引)	期末配当額を従前の予想値よりも増額 する旨の同社の業務等に関する重要事	30.11.6(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予5年) 罰金200万円 追徴金1億540万300円 (確定)

	ĺ		1	附属資料 3−7 犯則事件の調査・告発等
事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
194	30.10.30	金商法第167 条第1項第6 号 同法第167条 の2第2項等 (内部者取引)	(株)アサツーディ・ケイ株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、さらに、同事実を伝達し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社執行役員	懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金9,612万1,000円
195	30.11.13	金商法第166 条第1項第1 号等 (内部者取引)	(株ロジコム株券について、第三者割当 増資を行うことを決定した旨及び(株ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携 を実施する旨の同社の業務等に関する 重要事実を知り、同事実の公表前に同 社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社代表取締役	31.2.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 当該会社株券1万8,600株没収 追徴金2,547万円 (確定)
196	30.11.13	金商法第167 条の2第1項 同法第166条 第3項等 (内部者取引)	(株)ロジコム株券について、第三者割当 増資を行うことを決定した旨及び(株)ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携 を実施する旨の同社の業務等に関する 重要事実を知り、同事実の公表前に利 益を得させる目的をもって同事実を伝達 し、伝達を受けた者が同社株券を買い 付けた。 (嫌疑者)当該会社社外取締役 会社役員	当該会社社外取締役
197	30.12.10	金商法第197 条第1項第1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社代表取締役会長当該会社代表取締役	当該会社 罰金2億円

第 3

第 4 節

第 5 節

第 6 節

第

第 8

				付属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
198	30.12.18	金商法第167 条第3項 同法第167条 の2第2項等 (内部者取引)	(株ダルトン株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職証券会社社員	無職 懲役2年(執行猶予3年)
199	31.1.10	金商法第197 条第1項第1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも 少ない額を「役員ごとの連結報酬等の 総額等」欄に記載し、重要な事項につき	4.3.3(東京地裁) 当該会社 罰金2億円 (確定) 当該会社代表取締役 懲役6月(執行猶予3年) 公判係属中(東京高裁)
200	31.3.20	号等 (虚偽の有価	(株)ソルガム・ジャパン・ホールディングスは、営業キャッシュ・フローを黒字に偽装する方法により、虚偽の記載のある連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社実質的経営者 当該会社代表取締役 当該会社取締役管理部長	当該会社 罰金1,000万円 当該会社実質的経営者
201	令和 1.7.9	金商法第39 条第1項第2 号等 (損失補塡)		 2.2.12(東京地裁) 当該会社取締役 懲役3年(執行猶予5年) 当該会社顧問 懲役1年6月(執行猶予3年) 2.3.30(東京地裁) 当該会社 罰金3,000万円 当該会社代表取締役管理本部長 懲役1年2月(執行猶予3年) (いずれも確定)

— 225 —

(嫌疑者)会社役員(2名)

餰

6

箾

第

8

第 10 節

			ß	州属資料 3−7 犯則事件の調査・告発等
事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
206	3.6.30	第3項等	ジェイリース(株の業務提携交渉先の会社役員がジェイリース(株)と他社の業務提携に係る重要事実を当該交渉に関して知り、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に伝達し、当該知人がその公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員会社員	会社役員 懲役2年(執行猶予4年) 会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金4,680万2,200円
207	3.7.12	金商法第158条等(偽計)	(株)Nutsの実質的経営者らが、同社の株価の維持上昇を図り、その発行した新株予約権の行使促進等のため、同社の売上高を偽装した上、売上高について虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社会社会員当該会社代表取締役金融コンサルタント会社員	3.11.30(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年(執行猶予3年) 3.12.7(東京地裁) 会社役員 懲役2年2月(執行猶予3年) 会社員 懲役2年(執行猶予3年) 3.12.22(東京地裁) 金融コンサルタント 懲役2年(執行猶予3年) (いずれも確定)
208	4.2.14		アサヒ衛陶㈱の代表取締役社長が、同社の業務提携に係る重要事実を知り、同重要事実を伝達した上で、その公表前に伝達を受けた者と共謀して同社株券を買い付けるとともに、伝達を受けた者が、自己名義等でも、その公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社代表取締役社長ホライズン(株)上中商事(株)同社代表取締役	4.9.15(大阪地裁) ホライズン(株) 罰金300万円 追徴金4,498万5,000円 (上中商事(株) 表取締役と連帯) 上中商事(株) 罰金300万円 追徴金3,649万1,000円 (同社代表取締役と連帯) 同社代表取締役 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1億3,153万2,000円 (うち4,498万5,000円をホライズン(株)と連帯し、うち3,649万1,000円を上中商事(株)と連帯) 4.10.6(大阪地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,039万4,000円 (いずれも確定)

第

節

		i -	[3	何属資料 3-/ 犯則事件の調査・告発寺
事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
209	4.2.24	金商法第166 条第3項等 (内部者取引)	テラ㈱が新型コロナウイルス感染症の 治療法の開発研究に係る業務提携をす る旨の重要事実の伝達を受けた者が、 その公表前に、テラ㈱の株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	4.7.7 (東京地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 預託金債権のうち416万3,504円没収 追徴金672万3,746円 (確定)
210	4.2.24	金商法第166 条第3項等 (内部者取引)	テラ㈱が新型コロナウイルス感染症の 治療法の開発研究に係る業務提携をす る旨の重要事実の伝達を受けた者が、 その公表前に、テラ㈱の株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	4.9.9(東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金5,627万8,200円 (確定)
211	4.2.24	金商法第166 条第3項等 (内部者取引)	テラ(株)における新型コロナウイルス感染症の治療法の開発に関する重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者)内田建設(株) 同社代表取締役	4.7.4(東京地裁) 内田建設㈱ 罰金100万円 同社代表取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 上記被告人2名から以下を没収 当該会社株式23株 預託金返還請求権のうち102万6,230円 上記被告人2名から連帯して 追徴金2,524万2,710円 (いずれも確定)
212	4.3.16	金商法第158条等(偽計)	テラ(株の第三者割当増資の割当予定先会社の取締役が、当該増資に関し、払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、他の会社からの借入による資金調達が可能である旨装い、これを信じたテラ(株をして、虚偽の内容を含む公表を行わせた。 (嫌疑者)割当先取締役	割当先取締役 懲役3年(執行猶予5年)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

節

第

節

			[3	附属資料 3−7 犯則事件の調査·告発等
事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
213	4.3.23	金商法第159条第3項等(安定操作)	SMBC日興証券㈱が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社本部長 当該証券会社副本部長(2名) 当該証券会社社員(4名)	5.2.13(東京地裁) 当該証券会社 罰金7億円 追徴金44億7,114万2,420円 (注)214号事件と一括審理 当該証券会社副本部長(1名) 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定) 当該証券会社本部長 当該証券会社本部長 当該証券会社副本部長(1名) 当該証券会社社員(2名) いずれも公判係属中(東京地裁)
214	4.4.12	金商法第159 条第3項等 (安定操作)	SMBC日興証券㈱が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社副社長 当該証券会社社員(3名)	5.2.13(東京地裁) 当該証券会社 罰金7億円 追徴金44億7,114万2,420円 (注)213号事件と一括審理 (確定) 当該証券会社副社長 当該証券会社社員(1名) いずれも公判係属中(東京地裁)
215	4.6.3	金商法第167 条の2第2項 同法第167条 第1項等 (内部者取引)	買付けの実施に関する事実を知り、同 事実の公表前に、知人らに、利益を得さ せる目的をもって、同事実を伝達し、伝	4.6.22(東京簡裁) 接客業 罰金100万円 追徴金884万3,400円 (略式命令) 4.10.24(東京地裁) 税理士 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金1,212万8,485円 4.12.9(東京地裁) 当該会社内部監査室長 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金3,225万2,400円 4.12.27(東京地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,738万円 (いずれも確定)

決

	育
	ŕ
	育
	E
_	-

3 節 第 4

第 5 節

8 節 第

第 10 節

第 11 節

第

節

第

第

事件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
220	4.12.26	金商法第166 条第1項第5 号等 (内部者取引)	(株)エイチームの運営、業務又は財産に 関する重要な事実であって投資者の投 資判断に著しい影響を及ぼす重要事実 等を知り、同重要事実等の公表前に、 同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	公判係属中(東京地裁) (注)218号事件と一括審理
221	5.3.3	金商法第167 条第1項第1 号等 (内部者取引)	総合メディカルホールディングス(株券 及び(株)スペースバリューホールディング ス株券に係る公開買付けの実施に関す る事実を知り、同事実の公表前に同社 株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	公判係属中(東京地裁)

[※]関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

7 節

9 節

第 11 節

3-8 建議実施状況等

1. 建議実施状況一覧表

(単位:件)

年度	平成	平成	令和	令和	令和	令和	合計
十及	4~29	30	元	2	3	4	
件数	24	2	0	0	0	1	27

2. 建議案件の概要一覧表

建 議年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

議した。

証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の 市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下にお ける普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象 株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株 券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して 証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを 取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建

金融庁は、行為規制府 令を改正し、証券会社の 業務の状況につき是正を 加えることが必要な場合と して、「募集期間中または 売出期間中に生じた投資 判断に影響を及ぼす重要 な事象について、個人の 顧客に対して説明を行っ ていない状況」を追加する とともに、事務ガイドライン に具体的なケースを規定 した。

第

節

第

2

節

第

節

第

餰

第

5

節

第

6

節

第

7

節

3-8

第

9

節

第

10 節

第

11

節

15.6.30

証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り 扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、イン ターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買 い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場 形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証 券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売り の価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に 連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注して いる行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧 客の注文が本人になりすましている疑いがある取引である にもかかわらず、これを受託している行為が認められたの で、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取 り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性 を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。

金融庁は、行為規制府 令を改正し、証券会社の 業務の状況につき是正を 加えることが必要な場合と して、「実勢を反映しない 作為的相場を形成させる べき一連の有価証券の売 買取引の受託等に関し て、当該取引を防止する ための売買管理が十分で ないと認められる状況」を 追加するとともに、この「売 買管理」について事務ガイ ドラインに具体的に規定し た。また、顧客による空売 り規制の潜脱行為を防止 するための管理の徹底 や、本人確認の徹底につ いても事務ガイドラインに 具体的に規定した。

15.12.16

証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券 会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に 際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約 を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成す る個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行 体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティング を付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株 式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を 繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリ ストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証 券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価 を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポ ートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに 表示することなく投資者に対し公表している状況が認められ たので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観 点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに

日本証券業協会は、「ア ナリスト・レポートの取扱い 等について」(理事会決議) を改正し、証券会社が、契 約等に基づき外部アナリ ストが執筆したアナリスト・ レポートを使用する場合に は、外部アナリストの有価 証券の売買等に関し、外 部アナリストの公正かつ適 正な業務の遂行が確保さ れるための措置が講じら れていることの確認や、対 価の支払い又は銘柄の指 定等をして外部アナリスト にアナリスト・レポートの作 成を依頼した場合には、そ

3

節

5節

第

7

節

節

第

9

対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。

の旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。

17.11.29

相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。

相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。

17.11.29

証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。

「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。

取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算のによる「見せ玉」等売買の申込みについて、大のでは、一部を表して、一部をとともに、刑事のでは、刑事の対象とするでは、刑事の対象とするでは、刑事を改正が、対象とするは、一部を改正する法律」が、一部を改正する法律」が、に、18年7月4日から施行された。)。

17.11.29

金融審議会金融分科会第一部会(中間整理)によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。

当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することと

投資一任契約に係る業務に係る種行為を種行る各種行為を投資して、証券業と投資の時に係る業務を関する。以下のでは、所容とする。とに関するののでは、所容とする。というでは、所容とする。ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、

3-8

第

9

第

7

なり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。

18.4.14

上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。)を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報(以下「発行情報」という。)の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査(以下「プレ・ヒアリング」という。)を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。

当委員会では、このような事例が認められた場合、内部 者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海 外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外 当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っ ている。

他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。

ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前 の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が 誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保する ため適切な措置を講ずるよう建議した。

18.4.21

上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。

当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び 同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯(刑 法第60条)として証取法第226条の規定に基づき告発した。

一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。

しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。

金融庁は、行為規制府 令を改正し、プレ・ヒアリグにおける情報提供行列を禁止するとともに(平日を禁止するとともに(平日を禁止するとともに(平日を対しての適正ないでのではではないではないでは、具体的な取扱議りにもいた(平成19年1月4日施行)。

平成18年12月22日の金 融審議会公認会計士制度 部会報告において、「(行 政処分の)処分類型の多 様化を図っていくことが適 当である。」とした一方、刑 事罰の導入については、 「非違の抑止等の観点か ら、監査法人に対する刑 事罰を導入する可能性が 否定されるべきではなく一 つの検討課題であるが、 非違事例等に対しては、 課徴金制度の導入をはじ めとする行政的な手法の 多様化等により対応する ことをまず求めていくこと 第

5節

7

節

第

9

公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。

が考えられる」と示されて おり、今後とも引き続き十 分な検討を行っていくこと とされた。

また、公認会計士・監査 法人に対し違反行為を適 切に抑止する観点からる 利得相当額を基準とする 課徴金を賦課する内容等 が盛り込まれた「公認会計 士法の一部を改正する法 律」が平成19年6月20日 成立した(平成20年4月1 日施行)。

19.2.16

証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。

株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。

金融庁は有価証券の元 引受を行う証券会社が、 当該有価証券の発行者の 財政状態、経営成績 他引受けの適否の判 でする事項について りな審査を行うべ盛り 切な審査を行うが盛り 規定する内案等府令」を また「金商業等府令」を また「金商業等府令」を にした(平成19年9月30日 施行)。

19.2.16

証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引(以下「本件TOPIX先物取引」という。)において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ(以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指数の出来高加重平均値(いわゆる「市場VWAP」)を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。

市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。

ついては、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を

金融庁は証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を動きせる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制する内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。

6

第

節

行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。

19.2.16

平成18年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出(第24条第1項ほか)、不公正取引(第157条)、風説の流布・偽計等(第158条)、及び相場操縦行為等(第159条)に係る懲役刑が5年以下から10年以下に引き上げられている。

これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって5年から7年へと延長されている。

一方、証券取引法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類(以下「法定帳簿」という。)については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が5年とされているところであり、5年から7年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。

そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。

金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間(5年)と公訴時効(最大7年)との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。

21.4.24

外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点 検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保 証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の 額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切 に区分管理していない事例が多く認められた。

これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者の 区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を 金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。

21.4.24

ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点 検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことか ら、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係 る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、 顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、と いった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。

金融庁は、「金商業等 府令」を改正し、外国為替 証拠金取引の区分管理の 方法を金銭信託に一本化 する旨を規定した(平成21 年8月1日施行)。

金融庁は、「金商業等府令」を改正し、金商業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成21年8月1日施行)。

3

6

節

3-8

第

10

節

21.4.24

外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点 検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られて いない事例が認められた。

現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。

21.4.24

金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断する ためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要であ る。

外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点 検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損 益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自 己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載を し、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、 登録を受けていた事例が認められた。

したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が 虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適 切な措置を講ずるよう建議した。

22.10.19

集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンド」という。)について、

- ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、
- ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、

など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。

また、このような状況の下においては、投資者に対して、 重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な 分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。

したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管

金融庁は、「金商業等府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した(平成23年4月1日施行)。

- ① ファンド毎の出資金の 具体的な預託先、支店 名、口座名義及び口座 番号等。
- ② 分別管理の実施状況 及びその確認を行った 方法。

第

節

節

第

3-8

第

理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供 の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面に おける分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議し た。

23.2.8

投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、

- ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況
- ② 無登録業者に対する名義貸し等
- ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実に 相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交 付等)
- ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等)

など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。

これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。

こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。

なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。

23.12.20

不公正取引事案の調査において、「金商業者等」に該当 しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑 いがある事例が認められた。

現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を 行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金については、 課徴金の計算規定の適用が、違反者が金商法の「金商業 者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を 得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。

したがって、違反行為の抑止の観点から、「金商業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。

金融庁は、投資助言・ 代理業者の登録申請に当 たり、業務を適確に遂行す るに足りる役職員が確保 されていない場合に登録 を拒否できるよう、投資助 言・代理業の登録拒否事 由に人的構成要件を追加 する金商法の改正(改正 法公布後1年以内に施行) を含む「資本市場及び金 融業の基盤強化のための 金融商品取引法等の一部 を改正する法律」案を国会 に提出した。同法は、平成 23年5月25日に公布され た(同法の該当部分は平 成24年4月1日から施行さ れた。)。

3

5

3-8

第11節

25.3.29

信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為(以下「公表等」という。)を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。

このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。

したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。

金融庁は、「金商業等府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した(平成25年9月2日施行)。

26.4.18

集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、

- ・顧客に対する虚偽の告知
- ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った 登録が必要となるファンドの販売・投資運用
- 出資金の流用・使途不明

など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。

また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。

したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

30.12.7

金銭の貸付を出資対象事業とする集団投資スキーム持分(以下「貸付型ファンド」という。)を販売する業者に対する 検査において、

- ・資金使途等についての虚偽表示
- ・貸付先、担保等についての誤解表示
- ・貸付先がファンドからの借入れを返済することが困難な財務の状況にあることを認識しながら募集を継続

など、多数の金商法違反事例や投資者被害が生じている 悪質な事例が認められた。

これらの事例が生じた背景には、貸付型ファンドを販売する業者の法令等遵守態勢が不十分であったことに加え、貸付型ファンドの投資家(資金の出し手)に対し、貸付先(資金の借り手)に関する情報が十分に提供されていないこともあ

5

3-8

第

第

る。当該情報は、投資家が出資金の回収可能性を判断する 上で重要な情報であるものの、貸金業登録に係る制度の運 用上との関係から、現状では貸付先の特定につながる情報 の明示を控えた運用となっている。

(注)投資家の貸金業登録の要否を判断する上で、借り手を 特定することができる情報が明示されないこと(匿名化) と、複数の借り手に対して資金を供給するスキームであ ること(複数化)が考慮の一要素とされている。

したがって、こうした投資家への情報提供の状況に鑑みれば、貸付型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、投資家がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明内容の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある。

(参考)「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定) においても、「匿名化・複数化」と併存する運用上の新た な方策の検討等が掲げられている。

合には、投資家の行為に ついては、貸金業法第2 条第1項に規定する金銭 の貸付けには該当せず、 当該投資家は、同項に規 定する貸金業者に該当し ないものと考える旨の回 答を行い(平成31年3月18 日)、投資家に対し貸付先 に係る情報提供が可能で あることが明確化された。 また、日本貸金業協会と 第二種金融商品取引業協 会においては、令和元年5 月、貸付型ファンドにおけ る情報提供等の実務対応 の留意点等について「貸 付型ファンドに関するQ& A」を公表した。

31.2.26

高度情報化の進展に伴い、近年コンピュータを利用した 犯罪行為が増加を続けており、こうした事態に適切に対処 するため、犯則調査においても、電磁的記録等の証拠収 集・分析を行う必要性が高まっている。

しかし、金商法には、刑事訴訟法、国税通則法等と同様の電磁的記録に係る差押えの規定が導入されていない。

こうした状況に鑑みれば、適時・的確な証拠収集・分析手続を可能とする観点から、金商法に必要な規定を整備する等、適切な措置を講ずる必要がある。

4.6.21

合同会社制度は、本来、創業段階のベンチャー企業など 少人数による事業を行うための会社に適した会社類型とし て創設されており、不特定多数の者に社員権を取得させる ことを念頭に置かれたものではない。

しかし、近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員(使用人)を通じて、多数の投資家に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられており、証券監視委の調査の過程においても、そのような不適切な投資勧誘が認められている。

(注)勧誘は、電話やインターネット、投資セミナー等様々な 手段が用いられており、投資者の年齢層も高齢者から若 年層まで幅広くなっている。高利回りを謳った勧誘に応じ た結果、当該勧誘者と連絡が取れなくなる事例、勧誘時 に謳われていた利回りで運用されず、投資した資金自体 も回収されない事例などが認められるほか、投資対象や 金融庁は、合同会社等 の従業員(使用人)による 社員権の取得勧誘の適正 化を図るため、「金融商品 取引法第二条に規定する 定義に関する内閣府令の 一部を改正する内閣府 令」を公布した(令和4年9 月12日公布、同年10月3 日施行)。 第

第

5

節

3-8

第

10節

契約内容を理解しないまま契約した旨の相談も多数寄せられている。

証券監視委では、金融商品取引法違反の疑いがある場合、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を行い、同法により金融商品取引業の登録が必要な行為が認められた場合等同法違反が認められ、同法第192条所定の要件を充たす場合には、同条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

しかしながら、現行制度では、特定の場合を除き、合同会社の従業員(使用人)による当該合同会社の社員権の取得勧誘は金融商品取引業に該当しないこととなっており、証券監視委の調査権限が及ばず、顧客に説明したとおりの事業が実施されていない疑いがある場合や、適合性の観点で不適切な投資勧誘行為が行われている場合でも、裁判所への停止命令等の申立てを行うことができない状況となっている。

こうした投資者被害の懸念がある事案が認められている 状況に鑑みれば、投資者保護を徹底する観点から、合同会 社の業務執行社員以外の者(従業員や使用人)による当該 合同会社の社員権の取得勧誘について、金融商品取引業 の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講ずる 必要がある。

フ 節

11 節

3-9 海外当局との連携

1. 証券監視委による主な摘発等の事例

<課徴金納付命令勧告>

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H27.6.19 (H27.7.30)	株式会社アゴーラ・ホスピ タリティー・グループ	有価証券報 告書等の虚 偽記載	㈱アゴーラ・ホスピ タリティー・グルー プ	_
H27.6.19 (H27.10.8)	個人	内部者取引	㈱極楽湯	台湾金融監督管理委 員会(FSC)
H27.10.23 (H28.3.17)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
H28.1.29 (H28.3.4)	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	(株)ディー・ディー・ エス	米国証券取引委員会 (SEC)
H28.3.4 (H28.5.23)	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	(株)ミクシィ	オーストラリア証券投 資委員会(ASIC)
H28.6.15 (H28.12.12)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
H29.3.17 (H30.1.25)	Caspian Trading Ltd. (Celera Global Ltd.)	相場操縦	㈱江崎グリコ等 合計4銘柄	_
H29.3.22 (H29.6.15)	Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引	(株)トライステージ	米国証券取引委員会 (SEC)
H29.6.30 (H29.9.14)	個人	内部者取引	サン電子㈱	イスラエル証券庁 (ISA) 英国金融行為規制機 構(FCA)
H30.6.26 (R2.6.11)	個人	相場操縦	(株)ココカラファイン	中国証券監督管理委 員会(CSRC)
R3.11.5 (R4.12.12)	Evolution Trading Ltd	相場操縦	ヤマハ(株)	英領バージン諸島金融サービス委員会(FSC)、中国証券監督管理委員会(CSRC)、香港証券先物委員会(SFC)、シンガポール金融管理局(MAS)
R3.12.17 (R4.4.26)	個人	内部者取引	(株)リミックスポイン ト	台湾金融監督管理委 員会(FSC)

7 節

節

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局			
H25.4.26 (H25.4.26)	MRI INTERNATIONAL, INC	 ・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 ・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・報告徴取命令に対する虚偽の報告 	米国証券取引委 員会(SEC)			
R3.1.29 (R3.2.3)	あいグローバル・ア セット・マネジメント株 式会社	・投資信託の受益者のために善良な管理者の 注意をもって投資運用業を行っていない状況	英領ケイマン諸島 金融庁(CIMA)、香 港証券先物委員 会(SFC)、 ラブアン金融庁 (LFSA)			

<裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>

<裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>					
申立日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した 主な海外当局		
H26.6.6 (H26.6.23)	株式会社UAG及 びその役員等2名 (禁止・停止命令 の申立て)	・株式会社UAG(適格機関投資家等特例業務届出者)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)		
H26.7.3 (H26.7.28)	株式会社Grant及 びその役員等3名 (禁止・停止命令 の申立て)	・株式会社Grant及びその役員等3名(金融商品取引業の登録はない)による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)		
H26.9.12 (H26.10.22)	株式会社ESPLUS 及びその役員1名 (禁止・停止命令 の申立て)	・株式会社ESPLUS(金融商品取引業の登録等はない)及びその役員1名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)		
H27.1.30	株式会社Money Management Strength (調査結果の公 表)	 ・株式会社Money Management Strength (適格機関投資家等特例業務届出者)による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表 	米国証券取引委員会 (SEC)		
R3.9.17 (R3.12.8)	SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD. (スカイプレミアムインターナショナル社) 及びその役員1名(禁止・停止命令の申立て)	・SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD. 及びその役員1名(金融商品取引業の登録等はない)による無登録での投資一任契約の締結の媒介・証券監視委は、東京地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	シンガポール金融管理 局 (MAS) チェコ国立銀行 (CNB) 香港証券先物委員会 (SFC)		

く告発>

告発日	事件名
H27.3.24	株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件
H27.6.2	株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件
H27.6.15 H27.7.3	石山Gateway Holdings株式会社に係る偽計事件及び虚偽有価証券報告書提出事件
H27.10.23	オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(4)
H28.12.7	スターホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件
H29.3.6 H29.3.27	アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件(1)(2)
H29.11.21 H29.11.27	株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件(1)(2)
H31.3.20	株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス社に係る虚偽有価証券報告書提出事件
R3.7.12	株式会社 Nuts に係る偽計事件
R4.2.14	アサヒ衛陶株式会社株券に係る内部者取引事件
R4.2.24	テラ株式会社株券に係る内部者取引事件(1)(2)(3)

連携した主な海外当局:シンガポール金融管理局(MAS)、米国証券取引委員会(SEC)等

2. 海外当局による摘発事例

<海外当局による処分>

発表日	摘発した 海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール金融 管理局(MAS)	シンガポール政府投資公社の 従業員(制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス 機構(FSA)	英国 ヘッジファンドの GLG Partners LP及びその元役員(制 裁金)	㈱三井住友フィナンシ ャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委 員会(SFC)	クレディ・スイス(香港)リミテッド のトレーダー(懲戒処分)	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委 員会(SFC)	香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者(戒告処分、制裁金)	㈱日本航空	相場操縦、不正行為

<海外裁判所の判決>

判決日	原告	判決内容(処分)	違反行為
H26.10.3	米国証券取引委 員会(SEC)	MRI INTERNATIONAL, INC及び同社代表の違反行為の 認定 (H27.1.27 不当利得返還、制裁金について言渡)	詐欺

第 11 節

H30.11.27	米国司法省(DOJ)	MRI INTERNATIONAL, INC代表への有罪判決 (R1.5.23 量刑言渡)	詐欺
R4.1.5	米国司法省(DOJ)	MRI INTERNATIONAL, INC日本支店代表及び日本支店 ゼネラルマネージャーに係る司法取引手続申立て (R4.4.5 景刑言渡)	詐欺

第 9

6

3-10 講演会等の開催状況

一市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み―

(1) 講演会等

開催日		対象先	テーマ		
	6月20日	日本投資顧問業協会	サステナブルファイナンスの推進等について		
	6月27日	日本証券アナリスト協会	開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告事例等について		
	8月24日	日本監査役協会	市場の公正性・透明性の確保に向けた証券取引等監視委員会の活動と開示規制		
	10月5日	日本証券業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について		
令和4年	10月5日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点		
	10月5日	日本証券業協会	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について		
	10月5日	投資信託協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について		
	10月17日	第二種金融商品取引業協会	「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」と最近の指摘事例について		
	11月22日	日本投資顧問業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について		
	2月15日	投資信託協会	内部管理態勢整備の留意点について		
令和5年	2月22日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点		
中の呼び	3月10日	日本証券業協会	システムリスク管理態勢について~サイバーセキュリティを中心に ~		
	3月23日	投資信託協会	金融分野のサイバーセキュリティについて		

節

節

9節

第 11 節

(2) 意見交換会

開催日		対象先	テーマ		
【対象:自	【対象: 自主規制機関等(12件)】				
	(金融商品取引所及び自主規制法人)				
	4月13日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換		
	9月16日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換		
令和4年	10月12日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換		
	10月25日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換		
11月8日		名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換		
令和5年	令和5年 2月14日 日本取引所自主規制法人 市場規律の強化に向けた意見交換				
(金融商品取引業協会)					
	4月20日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換		
	7月22日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換		
令和4年	9月21日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換		
	10月4日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換		
	10月18日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換		
令和5年	2月13日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換		

第 8

6

第 10 節

3-11 各種広報媒体への寄稿

一市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み一

掲載日		媒体	テーマ
令和4年			アサヒ衛陶株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
			グレイステクノロジー株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納
	48110	日本取引所グループ	付及び訂正報告書の提出命令勧告について
	4月11日	メールマガジン	テラ株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
			レカム株式会社社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令
			の勧告について
			テラ株式会社株式に係る偽計事件の告発について
			株式会社ジャストプランニング役員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課
		日本取引所グループ	徴金納付命令の勧告について
	5月2日	日本取引所グループ ト スールマガジン	株式会社メタリアルにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧
		メールマガシン	告について
			川田テクノロジーズ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
			株式会社エーエムアイに対する検査結果に基づく勧告について
			株式会社MTGにおける四半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告につい
			τ
			株式会社ジー・スリーホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る
	78408	日本取引所グループ	課徴金納付命令勧告について
	7月19日	メールマガジン	スパンクリートコーポレーション株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
			について
			公開買付者との契約締結交渉者の役員によるファミリーマート株式に係る内部者取引
			に対する課徴金納付命令の勧告について
		日本取引所グループメールマガジン	SMBC日興証券株式会社による相場操縦事件の告発について
			ソフトブレーン株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
			アジア開発キャピタル株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金
	9月5日		納付命令勧告について
			あい証券株式会社及び ARBITRAGE SYSTEM FUND COMPANY LIMITED に対する検
			査結果に基づく勧告について
			株式会社エスコンアセットマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について
	0.806.0	日本証券業協会HP 証券業報	「ミエ光エーカル、パ甘士士弘」ひが「ミエモーカル、が柳西 本心体・のハキにへいて
	9月26日		「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」の公表について
	10月17日	日本取引所グループメールマガジン	Atlantic Trading London Limited による長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金
			納付命令の勧告について
			株式会社北弘電社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧
			告について
			「合同会社」による社員権の取得勧誘についての建議

第

第 9

	ı	Ī	
			アジャイルメディア・ネットワーク株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」の公表について 京写株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 証券取引等監視委員会の活動状況の公表について
	10月17日	週刊経営財務	「開示検査事例集(令和3事務年度)」の公表について
	10月25日	日本証券業協会HP 証券業報	「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」の公表について「開示検査事例集(令和3事務年度)」の公表について
	10月25日	月刊監査役	「開示検査事例集(令和3事務年度)」の公表について
	11月7日	日本取引所グループメールマガジン	「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」について 「開示検査事例集(令和3事務年度)」の公表について 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ社員による内部者取引及び取引推奨行為 並びに当該社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 日本板硝子株式ほか1銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 大成株式会社社員による公開買付けの実施に関する事実に係る取引推奨行為に対す る課徴金納付命令の勧告について SMBC日興証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	11月15日	会計・監査ジャーナル	「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」の公表について
	11月25日	月刊監査役	「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」の公表について
	12月5日	日本取引所グループメールマガジン	マーチャントブレインズ投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社 Thousand Ventures(サウザンドベンチャーズ社)及びその役員1名による金融 商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて 株式会社アマナにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告に ついて
	12月15日	会計・監査ジャーナル	「開示検査事例集(令和3事務年度)」の公表について
	12月26日	日本取引所グループメールマガジン	名古屋電機工業株式会社社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 東都水産株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について YE DIGITAL 株式ほか1銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社 Aiming 株券に係る内部者取引事件の告発について
令和5年	1月23日	日本取引所グループメールマガジン	株式会社ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社エイチーム株券に係る内部者取引事件の告発について
	1月25日	旬刊商事法務	課徴金事例にみる業務執行決定機関と公開買付者に関する考察

第8節

6

10 節

市場へのメッセージ

掲載日		テーマ
令和4年		テラ株式会社株式に係る偽計事件の告発について
		株式会社ジャストプランニング役員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告につ
	4月28日	いて
		川田テクノロジーズ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
		株式会社エーエムアイに対する検査結果に基づく勧告について
		株式会社MTGにおける四半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
		株式会社ジー・スリーホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告につ
	6月27日	いて
	07,12,1	スパンクリートコーポレーション株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
		公開買付者との契約締結交渉者の役員によるファミリーマート株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令
		の勧告について
		SMBC日興証券株式会社による相場操縦事件の告発について
		ソフトブレーン株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
	8月31日	アジア開発キャピタル株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
		あい証券株式会社及び ARBITRAGE SYSTEM FUND COMPANY LIMITED に対する検査結果に基づく勧告につい
		τ
		株式会社エスコンアセットマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について
		Atlantic Trading London Limited による長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
		株式会社北弘電社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
		「合同会社」による社員権の取得勧誘についての建議
	9月29日	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告に
		ついて
		「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」の公表について 「京写株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
		京学休式に深る作場保証に対する試験 立
		「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」について
		「開示検査事例集(令和3事務年度)」の公表について
		株式会社関西みらいフィナンシャルグループ社員による内部者取引及び取引推奨行為並びに当該社員から伝達
		を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
	10月26日	日本板硝子株式ほか1銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
		 大成株式会社社員による公開買付けの実施に関する事実に係る取引推奨行為に対する課徴金納付命令の勧告
		について
		SMBC日興証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
		マーチャントブレインズ投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	11月24日	株式会社 Thousand Ventures(サウザンドベンチャーズ社)及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に
		係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて
		株式会社アマナにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について

掲載日		テーマ
	12月20日	名古屋電機工業株式会社社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 東都水産株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について YE DIGITAL 株式ほか1銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社 Aiming 株券に係る内部者取引事件の告発について
令和5年	1月19日	株式会社 不同間 ながに ぶる 内部 自取り 事件の 日光に りいて 株式会社 ディー・ディー・エスにおける 有価証券報告書等の 虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社 エイチーム 株券に係る内部者取引事件の 告発について
	3月27日	株式会社N・フィールド社員から伝達を受けた者による内部者取引及び当該社員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達行為に対する課徴金納付命令の勧告について Mt.light(MTL)の代表者1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて 総合メディカルホールディングス株式会社株券及び株式会社スペースバリューホールディングス株券に係る内部者取引事件の告発について

第4章

情報の受付について

4 情報の受付について

1. 一般投資家等からの情報の受付について

「情報提供窓口」において、皆様からの情報を幅広く受け付けています。

- ●粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)に関する情報
- ●投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)に関する情報
- ●市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)に関する情報、など
 - ※ 株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

インターネットでの情報受付(証券監視委ウェブサイト内)

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

電話での情報受付 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

0570-00-3581(ナビダイヤル)

※ 一部のIP電話等からは 03-3581-9909

郵送での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係 あて

FAXでの情報受付

FAX(高齢者・障がい者専用):03-3506-6699「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。

2. 公益通報及び相談窓口について

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報 (以下「公益通報等」という)を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置しています。

≪通報対象≫

- ●金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等も含む。)が生じ、又はまさに生じよう としている場合
- ●なお、通報内容は、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、 それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること など

≪通報者の範囲≫

- ●通報者が通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であることなど
- ≪通報の対象外≫
- ●不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等の通報は対象外
- (※) なお、詳細については、証券監視委ウェブサイトをご参照ください。
- ≪公益通報等にあたってのご注意≫

公益通報等をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けています)
- (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

通報受付窓口

※通報は、メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

なお、通報にあたっては「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

- •電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
- ・郵送先:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口 あて
- ・FAX(高齢者・障がい者専用):03-3506-6699 「証券取引等監視委員会 公益通報」 と明記して下さい。

事前の相談窓口 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

-03 - 3581 - 9854

≪通報があった場合の手続きの流れ≫ 通報(1) 証 **(4**) 公 券 益 各監 通 正 通 通報の送付③ ②受理・不受理の通知 担視 報 報 当 委 者 窓 課 室 ⑤結果報告 ⑥結果等の通知

3. 年金運用ホットラインでの情報の受付について

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

- ●投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- ●企業年金等の投資ー任契約の不適切な勧誘、企業年金等への不十分な情報提供に関する 情報
- ●契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

電子メールでの情報受付

pension-hotline@fsa.go.jp

電話での情報受付 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

03-3506-6627

郵送での情報受<u>付</u>

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 年金運用ホットライン あて

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送: 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話: 03-3506-6000

- ○本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3024
- ○証券取引等監視委員会ウェブサイト

https://www.fsa.go.jp/sesc/

○証券取引等監視委員会 Twitter アカウント

https://twitter.com/SESC_JAPAN

一 情報提供窓口からのご案内 一

☆是非とも、以下の情報をお寄せください!

- 粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)
- 投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)
- 市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)

などの情報

☞ 情報提供の方法については、附属資料253頁をご覧ください。





証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館